

箇の條約に調印したり。

各國特に和蘭は、コンゴの輸入税に反對を試みたるも、結局、該輸入税を設けるの案を本會議の一般決議中に加へず、別箇の宣言として、關係列國が之を遵守すべきを定めて決着したり。

第三節 ブリュッセル會議の一般決議書

斯くて會議は、一般決議書を調製したる上、七月二日を以て解散したり。此重要なる協約は、七章百ヶ條より成る。奴隸賣買地方及び奴隸の本元地に於て採るべき方策に關する諸條款を規定したる其第一章にては、第一に行政上、司法上、軍事上及び宗教上、各國政府が奴隸貿易の本元地たる阿弗利加に於て執るべき方策を定めたり。以下は各條の要領なり。軍隊の駐屯所、鐵道及び其他道路、水路を航行すべき汽船、河岸に設置せらるべき郵便局、電線、軍隊の内地遠征、銃砲彈藥の輸入制限等に關する諸問題(第一條)。停船場、巡邏船及び營所を設けて土人の庇護、仲裁に衝らしめ、土人に勞役を授け、之を開發し商業上の企業に便し、宣教師に保護を與へ、衛生を進め、探檢者並に奴隸廢止運動者を援護す(第二條)。主權國或は宗主國は、奴隸賣買禁止の爲め、あらゆる手段を講ずべきを約するも、こは各國それらの方寸の下に行はるべく、即ち、各國はその領土内に於て主權を失はざるべく、いかなる權力若くは、民兵隊をも有することなかるべし(第三條)。權力の委任を受けたる特許會社を設

くることは各國の自由なるも、但し列國は常に主權を保有し、責任を負ふべきものなり(第四條)。調印列國は、土人の窘逐、傷害、並に人身賣買に刑法を適用して、犯罪者の引渡しをなすべく、又本條實施の爲めに發布せられたる法律若くは命令を互に通告すべきものとす(第五條)。解放せられたる奴隸は之を故郷に返還するに非ざれば、之に生計の道を給與すべく、亡命者は、調印列國の營所に收容すべし(第六條及び第七條)。

第一章は此外、武器及び彈藥の問題にも接觸し、原則として北緯二十度と南緯二十二度との間に於て之が輸入を禁ず(第八條)。實際上には輸入することを得るも、そは、公設輸出市場(いかなる武器たるを問はず)若くは特殊の輸出市場(燧石銃及び商用火藥の場合)によりて行はるべきものとす。すべて官許なくしては、輸出市場より貨物を携出するを得ず。特殊輸出市場に對する諸許可は監督を要し、燧石銃及び商用火藥の外は如何なる場合に於ても之を賣却するを禁ず(第九條)。海岸より隔たれる地方に於ては輸送を許すも、之に監督の要あり(第十條)。調印列國は本問題に關するあらゆる情報を互に通告し、又刑法を制定すべし(第十一條—第十二條)。禁制地帯に領土を有するものは、武器及び火藥の輸入を禁止するの策を講ぜざるべからず。該法規は十二年間、其效力を有すべく、若し其満期の年に於て廢棄せられざらんには、更に二ヶ年づつ之を延長することを得べし(第十四條)。

第二章は、陸路及び陸上に於ける奴隸の輸送に關する取り極めを掲ぐることに左の如し。内地の暗

前篇

第六章、社會問題伯林會議よりクロンス
マクトの露佛交驛に至る

第三節、ブリュッセル會議の一般
決議書

兵及び巡邏船は奴隸商人を捕縛し、又は之を驅除すべく、道路の交叉點及び海岸には見張所を設け、海岸を出入する隊商を監督し、解放せる奴隸は之を本國に送還するか、或は即時に職業を與へて之をして文化に浴せしむべし。最後に第五條に認められたる刑法に關する諸條項は、犯罪の何れの時に犯されたるを問はず、一切の重罪輕罪に對して適用せらるゝものとす(第十五條—第十九條)。

第三章は、海上に於ける奴隸賣買の禁遏に關するものにして、最も詳細を極め、第二十條より第六十一條まで、全四十二箇條を包括す。

第一に監督地帯に關する總則。所謂監督地帯とは、ベルチスタン(ラス・エル・ハンド岬—Ras-el-Fard)ベルシア灣、印度洋、紅海及びキリマネ(Qulimane)までの阿弗利加海岸間の全地域を含みて、更に南緯二十六度に至り、これより東の方二十キロメートルにして、マダガスカルを包む線を以て、再びベルチスタンに合するものなり。監視は該地帯以外(即ち阿弗利加の西部)に於て行はるゝ事なし(第二十條—第二十二條)。五百噸以上の船舶は臨檢を受くる事なし(第二十三條)。列國は、國旗の侵害、其國旗の下に於ける奴隸の輸送を禁する方策を講じ、情報の交換を容易ならしめんことを約す。ザンジバルには國際局を設く。軍艦に逃亡せる奴隸は之を放釋する事、猶他の船舶に逃亡せる者と同じ。但し彼等にして犯罪者たりしならんには、之を詮議すべきを保留す(第二十四條—第二十九條)。

第三章は、國旗の使用及び巡邏船の監視に關する規程を定む。此規程は甚だ詳細に渉るものにして、

即ち次の如し。

(一)、土人の船舶に國旗を特許する事、乗員名簿及び黑人船客表に關する諸規定。列國は、土人船舶の國旗使用を監督すべきを約す(第三十條)。土人船舶なるものに明確なる定義を與ふ(第三十一條)。各國は國旗の使用をば保證金を納めたる律義なる私有船主或は臣民にのみ許すべきものとす。該許可は毎年再新せらるべし(第三十二條—第三十三條)。認可の印しとして該船舶の認可を得たるに相違なきを示す標幟を帯びしめざるべからず(第三十四條)。

(二)、海員名簿の備附は必須にして、當局の保證を要す。航海者を檢閲し、その人數を制限し、其人相書を調製すべし。

(三)、黑人乘客表。黑人乘客は訊問を受くべく、小兒は其身元證明書を携へざるべからず。出發の際には點呼を行ふ。船荷表並に黑人乘客表の検査は、調印列國の地方官憲其地になき時に於て船を離る際に行はるべく、漁船或は沿岸航路船にして乗組員十名以上を有せざるものに對しては特に之を免す但し斯かる船舶にして奴隸賣買を行ひたるときは、該免許は直に剝奪せられて、刑法の制裁を受くべきものなり(第三十六條—第四十條)。最後に調印列國は、國旗を掲ぐることを、海員名簿、黑人乘客表を備附することを許し、その他此等の文書によりて行はざるべからざる指令を諸港に與ふるに際し、之が許可狀の雛形を國際局に供託すべし(第四十一條)。

本章には尙嫌疑を受けたる船舶の抑留に關する取り極めあり。即ち軍艦が國際條約の存する場合に於て之を臨檢し、船内の書類を検證すること、國際局に交附すべき報告を作製すること、並に嫌疑船を抑留して該船の掲げたる國旗の當該國に最も近き港まで之を伴行する事、是れなり(第四十二條—第四十九條)。

更に被捕獲船の訊問と審判とに關する條項あり。訊問を行ふものは國旗當該國の當局者にして、其際は、捕獲者たる艦船の船員も臨席し、これが國旗借用の場合にてありたらんには、被捕獲船を捕獲船に附託すべく、又黒奴賣買を行ひたる證跡ある場合に於ては、之を國旗當該國の裁判に附託すべし。若し又審問の結果、船舶拿捕理由、薄弱なりと認めたる時は、仲裁々判に依るにあらざれば、賠償金を支拂ふ事となるべく、又之を裁判に附するの必要あれば、國旗當該國の裁判官か、或は、其國の指定せる領事の裁判に一任す。被捕獲船が處刑せらるゝ場合には、釋放せられたる奴隸は出来る限り之を郷土に還送し、被捕獲船を捕獲船に引渡すべし。船が釋放せらるゝ場合には、仲裁々判に依るにあらざれば損害賠償を行ふこととなるべし。此等の事に關しては、列國互に其軍艦司令官に與ふる訓令を通告すべきを約す(第五十條—第六十一條)。

制度上、私人の奴隸雇用を許せる國に關する取り極めは第四章に掲げらる。此等の諸國は、阿弗利加の奴隸の輸入、輸送、出國及び賣買を禁止し、且此等の點に關して、監視を怠らざるを約す。解放せ

られたる、或は亡命したる奴隸には釋放狀を與ふべく、第四十三條及び第四十四條に違犯せる奴隸の賣渡は一切無効と看做さる。奴隸を有する諸國は、その國旗を掲ぐる船舶の出入に際し、之を検證し監督するを要し、從て之に應すべき刑法を有せざるべからず。一八八九年十二月十六日發布の黒人賣買を禁ずる土耳其の法律は承認せられたるが、波斯王及びザンジバル國王も、之と同様の方針を執るべきを約したり。犯罪の審逐に際しては、調印列國の海軍の代表者及び士官は、地方官憲に助力を致すべし。但し、彼等は該告訴竝に裁判に参加することなかるべし。奴隸制度の行はれ居る諸國も、亦釋放局を設くべし。調印列國は、本件一切に關する諸統計、諸立法、其他を互に通告すべし(第六十二條—第七十三條)。

第五章は一般的決議(第七十四條—第八十九條)を確實に遂行せんがための諸制度を掲ぐ。下の三節より成る。

第一節は國際局に關するものにて、こはザンジバルに設置せられ、調印列國はそれら代表者を派出し、共同費用の下に之を維持す。その目的は、速に奴隸賣買を禁遏し、海軍士官及び各國官憲に情報齎らすことを得しめんため、一切の告示文及び公文書類を蒐集するにあり。此外、又何ほどの裁判權を有する補助局を設立す。ザンジバル中央局は、本局並に補助局事務に就き毎年報告を爲すべし。第二節は(奴隸賣買に關する文書竝に告知文を各國政府の間に交換する事)、奴隸賣買に關する書類

前篇

第六章、社會問題、伯林會議よりクロンス
マントの露佛交感に至る

第三節、ブリュッセル會議の一般
決議書

一七一

を各國互に通告すべきを命ず。中央局は其報告を白耳義外務大臣に提出すべく、各國の共同支辨によりて該報告を定期刊行す。

第三節は、釋放奴隸の保護と題す。各國は、その監督地帯及び其領土内の海港に、釋放保護局を設け、該局をして釋放狀を交附せしむ。釋放保護局は、奴隸賣買或は不法拘禁を告發し、以て奴隸の解放及び犯罪者の處罰に貢獻す。婦人の庇護所及び釋放兒童の教育所を設け、釋放せられたる者をして何時にても、局の補助を仰ぐことを得しむべし。釋放狀を沒收せる者は、罪あるべし。

第六章は酒精賣買に關するものにて、之により北緯二十度より南緯二十度に互り大西洋より印度洋に至るまで並に其海上百哩までの所に於て、酒類を使用するの慣習を有せざる地方に之が釀造及び輸入を禁じ、其他の地方に於ては、五十度の酒一ヘクトリットルに付き十五フランの輸入税を課す。該税は三年後に於て二十五フランまで増率し、又六ヶ年後に於て改訂することを得るものなり。又少くとも輸入税と同等なる國內消費税及び營業税の賦課を許す。該地帯隣接の諸國は、この地帯内に酒精を輸入せしめざるを約す。列國は、此件に關する文書類及び告知文を互に交換すべきものなり(第九十條―第九十五條)。

最後に第七章は最後の取り極めを掲記し、一般決議書と衝突すべき一切の契約を禁止し、之に新條規を附加し並に之に改變を加ふるを得べきを認めたり。本章に従へば、列國は少くとも一ヶ年内に批

准を了して之を白耳義國王の許に送致すべく、國王は批准列國の調印を経たる議定書を集受すべく、決議書は、議定書集受の後六十九日にして實施せらるゝものとす。

ランベルモンの提議により、一般決議書の附録とせられたる一八九〇年七月二日の宣言は、又、コンゴ―獨立國に與ふるに、十五年間輸入商品に對して最高百分の十までの税を課するの權を以てしたり(勿論差別税率や通過税はなし)満期の後に至りても、新規の契約なければ、列國は再び伯林決議書第四條の規定に従ひて、コンゴ―流域への輸入品に對し、最高百分の十までの税を課するの權利を有すべきものとす。

ブリュッセルの奴隸制度廢止會議は、奴隸制度を撲滅するには至らざりき。否爲さんとして能はざりしなり。阿弗利加には依然としてこの忌はしき商賣が行はれつゝ、あれば、吾人は該會議が奴隸賣買を防遏し得たりと云ふこと能はざるも、されど此會議の結果として、奴隸の行使と效果との著しく減殺せられたるは事實なるを以て、此會議は之が發案者たりし英國と獨逸との成功なりしを認めざるを得ざるなり。

第四節 英國、獨逸、佛蘭西並に其の一八九〇年の植民地協定

奴隸廢止の運動に協働したる事は、英獨の二國をして互に相接近せしむるの結果を來し、彼等は數

前篇

第六章、社會問題、伯林會議、ワグロンス、*ワグトの憲法交纏に至る

第三節、英國、獨逸、佛蘭西並に其の一八九〇年の植民地協定

年來の阿弗利加に於ける植民上の競争を圓滿に解決せんとするに至れり。常に英國と敵對したる露國政府が、獨逸に向ても、親密なる關係を保つこと能はざりし事情は、この際、益々英獨の接近を促進したり。獨逸は、西部阿弗利加にカメルーン(Cameroun)の占領と及び南部阿弗利加の獨領西南阿弗利加建設とを以て満足すること能はざりしが、英國は一八八五年、急にベチアナランドを占領して獨領西南阿弗利加を包圍するの形勢なりければ、獨逸は一八八五年二月を以て、獨領東阿弗利加の名稱の下にザンジバル海岸よりヴィクトリア湖及びタンガニーカ湖に至る迄を獨逸の保護の下に置く旨を宣し、更にエカトリア即ちニール上流地帯までもその手を延べんとしたり(但しこは失敗に終りたり)。蓋し此ニール上流地方は、先にゴルドン將軍の副官たりし獨逸人シラツレル(Schirker)が、將軍陣歿し(一八八五年)、英軍の埃及に再敗せるの後、暫く固守せし所たるなり。次いで獨逸は、更にウガンダ(Uganda)(ヴィクトリア湖の西方にあり)を占領したれば、英國は獨逸の此不敵なる外交に對抗して兩國少時しが間、軋轢する所ありたるも、即位の當初に於てビスマルクの晩年に於けるよりも、植民的執着を有せざりしウイヘルム二世は、一八九〇年六月十四日及び七月一日を以て前後二つの條約を締結し、英國に讓與するに獨逸以上の利益を以てして之を圓滿に解決したり。

二條約中の第一者に由りて英國はウガンダを獲得し、又ザンジバルに對する英國の獨占的保護權を得たるに對して、伯林政府は、海上より十キロメートルの大陸の海岸を獲得することとなりたり。是れ

彼が一八八七年七月二日の條約に依りて、ザンジバル王に交附せざるを得ざりしものなりき。獨逸は又、歐羅巴に於て、四百萬馬克を支拂ひてエルベ河(Elbe)の河口を扼する北海の鎖鑰たるヘリゴランド島(Heligoland)を得たり。こは一八一五年來、英國に屬するものなりき。

第二の條約に依りて、獨領西南阿弗利加は、南部阿弗利加諸共和國に對する東方の境界線を劃定したり。英國は、ベチアナランドとカーマとを保持したるが、北方に於ては、彼は唯だパロツェ族地方の南部なるザンベジに至るまでの細長き地帯を得たるに過ぎざりき。

之と同時に英國は又、植民政策上、阿弗利加に於て久しく衝突せる佛蘭西とも和解するの要あるを信じたるが、佛蘭西の外務大臣アレキサンデル・リボー(Alexandre Ribot)も、亦大に親英的の傾向を有したりき。佛國の利益は、輒近に於て英國の侵犯する所となれるもの尠からず。こは特にニヂェル流域に於て顯著にして、その下流の地方は、ロイヤル・ニヂェル會社の併合する所となり、又マダガスカルに於ては一八八五年の條約に依り、佛蘭西の同島の保護權を得たるにも拘らず、その權利は絶えず侵害せられ、ザンジバルに於ける佛蘭西の對英抗爭とても、是れ亦、マダガスカルに於けると同斷の結果に終りたり。兩國政府が一八九〇年八月五日の宣言をものするに至りしは、一に上述の確執を打切らんが爲めに外ならざりき。

此の宣言の要領は即ち左の如し。蘇丹に於ける佛蘭西の勢力範圍は、中部ニヂェル河畔のセイ(Sey)

を通ずる線に由りて南方を限り、以てチャド湖(Chad)畔のバルルア(Bahr-el-Ahag)に至る迄とす。この線は、『現在ソコト(Sokoto)王國に屬する一切の地域をば、ニヂェル會社の活動地帯内に包括せしむるやう劃せらるべきものにして萬、境界劃定委員を派して之を決定せしむべし。委員は又、ニヂェル河中流並に上流の西部及び南部まで擴延する地域内に、それら兩國の勢力範圍を劃定する任務を委ねらる』(是れ即ちニヂェル右岸河口にして、英國が常に佛蘭西を排除せんとしたる地方なり)。

此取り極めを字義通りに解釋すれば、大なる利益を佛國に齎すものにはあらざれば、果せるかな、十一月に至り、佛蘭西議會内に抗議の聲の高まりたりしも、佛蘭西は、既にザンジバルと蘇丹領に對する英國の保護權を認め、その代りに(而もこは八月五日の條約が佛蘭西に齎せる最大の利益たるなり)英國をして、一八八五年十二月十七日の條約となれる佛蘭西のマダガスカルに於ける權利を犯さざるを約せしめたることなれば、要するに之を相互主義の立場より見て、該條約は、英佛兩國に取りて決して不利なるものにあらずしなり。

倫敦巴里の兩政府の接近は、ビスマルクの辭職以來、漸にして佛蘭西と融和せんことを欲するの風ありし獨逸皇帝をして巴里政府との關係を緩和せしめ、斯くして兩國は一八九〇年十一月十七日、妥協的なる植民地條約を結び、之に由りて佛蘭西はザンジバルの大陸沿岸に於ける獨逸の新權利を認め、獨逸は又マダガスカルに於ける佛蘭西の保護權に同意することとなりたり。

第五節 フリードリッヒ皇太后の巴里旅行

佛蘭西は、此條約を以て満足したるが、これ獨逸をして、佛蘭西の對獨感情を誤解するに至らしめたるものにてありき。此満足の爲めに、特にウイルヘルム二世は佛蘭西との此妥協が、公然彼の東隣國と和解し、正式に復讐の觀念を放棄したるを示すものにして、即ち佛國は、一八七〇年の戦役とフランクフルトの屈辱條約とを忘れたるものなりと思惟したりき。一八九〇年三月の伯林會議に於て佛蘭西の代表者の優遇せられたる、アルサスに於ては旅券制度が緩和せられたる、又十一月の伯林醫學大會に於て佛蘭西人の手厚くもてなされたるは、一八九一年の初めに於てウイルヘルム二世が、這般の感慰なる措置を以て、全然佛蘭西を自家藥籠中のものとなし得るを想像したりしを示すなり。一八九一年五月一日を以て、萬國美術展覽會を伯林に開催せんとす話もあり。之が爲に佛蘭西の審査委員を組織すべきを託せられたる伯林美術協會長フォン・ウエルネル(De Werner)は、一書を佛蘭西畫家ドゥタイユ(Detaille)に送り、又佛蘭西大使ヘルベット(Herbet)に提言して、佛蘭西政府が該審査員の選定に共力せんことを懇請する所ありたれば(一八九一年一月二十二日)、佛蘭西政府は鄭重なる返答を之に與へて曰く、政府は公に斯かる仕事に携はること能はざるも、佛蘭西の美術家が、此要求に應せんことを希うて止まざるものなりと。一月より二月に涉りて佛蘭西美術家は此要請に接したり。

形勢は斯の如きを以て、更に一層に親佛的精神を表明せざるべからざるを思へるウィルヘルム皇帝は、二月十二日、在伯林佛國大使館の正餐に臨み、更に二日を越えて佛蘭西の名畫家メイソニエール (Meissonier) の死を悼むの追弔文を佛蘭西大使宛に送りたり。形勢は是までは、無難に進捗したりしかば、勢の驅ける所となりて、帝同様、美術の嗜み深き皇后ヴィクトリアを巴里に送り、以て佛蘭西の畫家を收攬せんと思ひ附きたり。二月十八日、皇后は所謂微行を以て旅途に上りたるも、巴里なる獨逸大使館に入られたることとて、該旅行は殆ど公式のものたるが如き觀を呈したり。最初の程は、世人は此旅行の何の趣意に出づるものたるかを解し得ざりしかど、皇后の愈々散策(二月十八日—十九日)を始むるに及んで、獨逸が皇后の旅行に政治的の意義を附せること明かとなり、中には之を以てカイゼルが訪問の先驅なりとさへ云ふものありき。フォーシッシュェ・ツァイトゥング (Gazette de Voss) の如きは、『此度こそ獨逸は、其の和解の希望の好き手本を示したれ。佛蘭西は果して此和解に應すべきか』と言ひ、獨逸の新聞紙は『佛蘭西人の惡夢たる復讐思想』の消滅を冀へり。伯林よりの來信に曰く、皇后の旅行は、嘗に美術の爲めのみならずして『更に重大なる使命』を有するものなりと。皇后が佛蘭西の高官と會見すべしと傳ふるものもあり。二月二十一日のフランクフルタル・ツァイトゥングは、皇后今回の擧は、これ『親善なる關係を結ぶべき鎖の一環に外ならざるなり』と云へり。

然るに復讐思想を利用すべく夢寐尙忘る、事なきブーランデュー黨の新聞紙は、獨逸人の巧智を缺け

るを難じ始め、輿論の彼等の非を鳴らすの聲は次第に高まり來り、二月二十一日のウァグラム (Wagram) 閣に於ける慷慨家連の會合にては、彼等は獨逸皇后が畫家アンリ・ルニオール (Henri Regimault) の墓碑に贈りたる花環に對し、別に一の花環を捧げんことを決し、デルーレード (Déroulède) は、ド・タイユに慷慨悲憤の書を送り、之に恐氣つきたるド・タイユをして伯林展覽會に關係する事を斷念せしめたり。

斯かる折しも(二月二十三日)、皇后の甚しく謹慎を缺きたる行動は、輿論をして一段に沸騰せしめたり。此日、皇后は、獨逸大使館の馬車に乗じて、ヴェルサイユ宮殿に至り、それよりサン・クルー (Saint Cloud) 城の公園と廢墟とを訪はんとせしが、されど、此等の地は、尙普佛戰爭當時の記憶を留むること、餘りに鮮明なりしたため、巴里人士は之を以て佛人をして一層、其の憤怒の火の手を高めしむるものなりとせしは、是非もなき次第なりき。されば、ヘルリオー閣 (Heliou) 開催の新會合にてフランシス・ロール (Francis Lamm) は巴里人を煽發するに、當日、皇后の通行に際し示威運動を行ひ、以て『獨逸皇帝の頬に一打を喫せしめん』として、決議して曰く、『愛國の士たるものは、アルサス・ロルレヌの獄丁たる獨逸皇帝の巴里に來るを忍ぶこと能はざるを決したり』と。翌日の皇后の巡遊には、何等の暴行を加ふるものもなかりしかど、一旦、伯林展覽會の加入に同意したる佛蘭西の畫家連は、皆其承諾を取消したり。

佛蘭西政府は努めて事の險惡に赴くを避けんと欲したりしも、獨逸國民は之を喜ばず、キョルニツシュエ。

ツァイトゥング (Gazette de Cologne) の如きは、説て曰く(二月二十六日)、「佛蘭西人たるもの獨逸帝國の元首竝に其母後に凌辱を加ふるの權利なし。……獨逸國民は、佛蘭西政府と其國民とが、我母後に十分なる満足を興へ、又吾人の見て以て人間社會の害惡なりとする憐むべき人々をして、常道に就かしめて、佛蘭西の名譽に加へられたる汚點を拂拭せんことを期待するものなり」と。

ウィルヘルム二世も之に激怒して、二月二十六日ウァルデルゼー (Waldersee) 元帥と語りて、一般動員を行ふべき手筈を定めたるが、更に二十七日、外務大臣フォン・マルシャル (De Marschall) は、佛蘭西大使エルベツトと重大なる會見を遂げて、嚴肅に之に説明するに、獨逸の忍耐の到底限度あり、母後に對する聊の侮辱にても立ち所に非常重大の禍機を誘發するに餘りあるものあるべきを以てしたり。己の無思慮を悟りたる母後は、同日巴里去りて英國に向ひ、此際、佛蘭西政府は不敬事件の突發なきやう十分警戒する所ありしが、翌日、獨逸の御用新聞紙たる北獨新聞 (Norddeutsche Allgemeine Zeitung) は巴里人の侮辱も母後の身に觸るゝこと能はずと説て曰く、「斯かる侮辱は之を敢てする者をして、汚辱を被らしむべきのみ。佛蘭西の輿論は世人の信頼を博せる政府の下にありてすらも、尙且ドルレード或はロールの如き一小團體の大聲に動かさるゝこと、忘るべからざる所なり。……歐洲は此の證左によりて、彼が貴むべき平和の何れの方面より脅かさるゝかを明認するを得べきなり」と。アルサスに於ける嚴重なる旅券の制度は、同日を以て復活せられ其後幾くもなくして三月十四日、土地討査

委員の代表員の皇帝を訪ふることありしも、其の目的を達すること能はず。「ウィーネル・コルレスボンデンツ」は伯林の差し金にて下の如き一記事を掲げたり。其の文の末に曰く、「獨逸人の怒を發するや、佛蘭西人の懷抱しつゝある憎惡心の如くに粗野ならざるも、佛蘭西の過激なる愛國的言論や、其新聞紙上に現るゝ對獨逸攻撃は、佛蘭西の期待せざる意外の報復を齎すに至らん。此報復たる、獨逸の二十年に及ぶ忍耐の爲めに悪化したりとするも、必ずやこれあるべきものなり。是れ世人の心せざるべからざる所なり」と。

是に於て佛蘭西外務大臣リボーは、佛蘭西の諸大使に宛てたる回章を以て事件の經過を明にし、且、佛蘭西政府の之に對して何等の責任をも有するものにあらざるを説き、以て此不祥事件を落着せしめたり。

第六節 三國同盟の第二回更新

此事件は、世人をして疑懼せしむべきほどの直接の結果を齎すには至らざりしかど、獨逸人の之に對する不滿の情は幾くもなくして、佛蘭西威嚇の政策として現れ出づるに至れり。即ち三國同盟は一八九二年を以て満期となるべかりしが、伊太利が初め格別之が再新を急とするの氣色なかりしに拘らず、伯林政府は、急速、一八九一年六月を以て之を再締したり。

前篇

第六章、社會問題、伯林會議よりクロンス
タットの露佛交驛に至る

第六節、三國同盟の第二回更新

アルプ山陽の伊太利は、三國同盟條約と、竝に伊佛間に締結したる經濟的支離との不利益なる結果を伊太利に齎すべきを知らざりしにあらず。現に一八九一年一月三十一日のクリスビー内閣の瓦解は、伊國の外交政略に對する不滿に原因するもの尠からず。ディルディニ(Di Rudini)は、新内閣を組織して極めて慎重なる態度を採りたるも、彼は其の先輩の植民政策を廢棄するの勇氣なく、終に英國に説かれて一八九一年三月二十四日及び一八九一年四月十五日の二條約を之と締結し、之によりて伊太利の勢力範圍を劃定して、南はデムルバ(Djirba)、北はラス・カザル(Ras-Kazar)を發する線を以て之を限り、又必要に應じてはカッサラ(Kassala)を占領するを得ることとし、且全アビシニアを伊太利の勢力の下に委し、斯くの如くにして、全くウッチアリ(Douali)條約以來の宿望を達成するに至れり。されど、此等の條約は、佛蘭西の承認を得ること能はず、佛國は益々ウッチアリ條約に抗議するを止めざりければ、伯林政府の三國同盟更新を懇請するや、伊國は之を拒絶するが如きことなく、一八九一年六月二十九日を以て、再び従前と同一條件の下に十二年間之を繼續することとなりたり。

第七節 クロンスタットに於ける佛國艦隊

斯くてこれまでよりも一層に大なる脅嚇に暴露するに至れる佛蘭西は、今や將に其久しく援助を期待して止まざりし露國と結ばんとするに至れり。比年來、佛蘭西と永続的の盟約を締するの利なるを

思へるの露國は、佛國に財政上の助力を仰ぎ、かくて佛國市場に募集したる其國債は、一八九一年の初めに於て殆ど四十億フランに達したり。加ふるに佛蘭西は露國陸軍の武器を改良すべく貢獻する所ありしより、露帝も今は露佛の間に一箇の條約を結ばんことを思ひたり。勿論、正式の同盟を結ばんとするが如きは、彼の考へ及ばざる所なりしかど、彼は同盟に至る橋渡したるべき協商の締結をば厭ふ所なかりしなり。此時に當り、露佛の關係は、日を逐うて親愛の度を増し、佛蘭西展覽會は一八九一年の春を以てモスクワに開催せらるゝ事となり、一八九〇年來、佛蘭西艦隊をして、公式に露國訪問の途に上らしむべく、佛蘭西政府に懇請するものあり。一八九〇年五月には、佛蘭西内務大臣コンスタン(Constance)及び警視總監ロゼ(Tové)は兇器を製造し、且、所有せるの廉を以て佛國に於ける虛無黨員を捕縛し、裁判の結果之を重懲役に處せしめて、大にアレキサンドル三世の満足を買ひ得たり。露帝は云へり「佛蘭西は遂に政府を有するに至れり」と。既にしてビスマルク失脚し、一八九一年の夏、ウィルヘルム二世の聖彼得堡訪問のことありしも、露獨は多く接近するに至らず、スキエルネウイツェ(Skiernewice)の盟約は、再締せられず、宰相カブリヴィーの之に留意する氣色だもなかりき。かくて露國政府の反復、佛蘭西艦隊の露國訪問を求むるに及んで、佛蘭西は之に承諾を與ふるに決し、但し親英的なるリポールの要求により、此際佛國艦隊は露國よりの歸途ポーツマス(Portsmouth)に立ち寄るべきを條件とせるのみなりき。

一八九一年七月、巴里内閣は愈々これが決行に着手し、七月二十二日、佛蘭西艦隊は、ヂェルヴェー(Gervais)提督を司令官として、クロンスタット(Kronstadt)を訪ひ、こゝに熱誠をこめたる歓迎を受け、佛國の人心はために甚大の反響を被れり。雷にクロンスタットに於てのみならず、佛國海軍に對する歓迎は聖彼得斯堡、ペテルホーフ(Peterhof)、モスクワ(Moscow)の到る處に行はれ、一八七一年この方、佛蘭西の三色旗にして、斯くまでも優待せられたることはなからんと稱せられたり。專制政治の權化とも云ふべき官僚的の露帝が佇立し、脱帽して佛國艦隊の樂隊が奏せるマルセイエイズに敬意を表したるは、就中、前代未聞と云ふべく、佛蘭西共和國に對する露帝の此敬意は、十百の條約を以てするよりも、以上の効果を靦面に現して、露國と不離の同盟を結ぶの利なるを佛國民に鼓吹し、此報は、佛蘭西の全土に熱狂的の感動を與へ、佛蘭西は、今や到る處に於て聖露西亞を口にし、而して露國の國歌は佛蘭西の國歌と同じく寒村僻地に至るまでも風靡したり。

第八節 露佛協商

然るに、佛蘭西艦隊のポーツマスを訪ひて英國に敬意を表し、再び佛蘭西に歸還したりしに拘らず、露佛同盟は猶未だ締結せられざりければ、冷靜なる政治家、外交家は、此の一般世人の眼には瞭然たりながら、然も、何等實際的契約たるに至らざる協商をして、之に伴ふべき具體的結果を抽出せし

むべく努力し、駐佛露國大使モーレンハイムは、召電に接し、歸國して數日の間、露帝及び諸大臣と凝議し、巴里歸任の上にて、八月二十二日を以て、クロンスタットの歓迎を以て露白せられたる協商を成文の協約とし、二通の書翰を當時の内閣議長フレシネーとの間に交換したり。

此書翰は、公表せられざれば、吾人は其本文の何たるを正確にするに由なきも、唯、一事の明白なるは、露佛兩國の政府が、此文書に由りて、一方に於ては歐洲の平和を維持し、他方に於ては歐洲の均衡を維持せんことに協力するの意志を宣言したる事なり。兩國は、單に一般的平和の擾亂せられんとする場合に於て、之に關する一切の問題に就て協同せん事を約せしに止まる。

之を要するに、こは歐洲の平和に對する新なる保證を立したるものなりしかど、之によりて佛蘭西は孤立の地位を脱し、何時にても一大強國の友愛的提携に信賴し得るに至りたることなれば、三國同盟に對する彼の地位の如何に安固なるを得、彼が己の將來に關し、如何に確信を持し得るに至りたりしかを推知するを得べし。

露佛協商を展開して真正の同盟條約たらしめんがためには、尙爲すべき事多々ありしと雖も、佛蘭西政府は之に勢を得て、孤立を保ちし從來の如くに極端に恭黙するの必要なきを信するに至り、フレシネーは一八九一年九月十六日、折からの大演習に因みて、佛蘭西陸軍の發達に關し、下の如き演説を試みたり。曰く、「佛蘭西陸軍の進歩は彼に鼓吹するに自信を以てし、又人をして彼に對するの尊敬心

を高めしむ。加之、佛蘭西共和國の政府の表面上、如何様の更迭を實現するに拘らず、彼が力能く恆久的の經綸を行ふに堪へ、國家的事業を遂行するに當り、決して他の何れの君主國にも劣らざる終始一貫の大精神を有するものなるを證示するものたらずんばあらず。今日に於て誰か又佛蘭西の強大を疑はんや。吾人は吾人の畫し得て誤らざるを示さん。吾人の新地位 (Situation nouvelle) は、國家多難の秋に際して吾人に與ふるに靜平と威嚴と節度とを以てし、吾人をして奮起せしむるものあるべし」と。數日後(九月二十八日)、リポールはバポーム (Bapaume) に於けるフェーデルブ (Faidherbe) 將軍の記念碑除幕式に臨みて勵聲叱咤、左の如き演説を試みたりき。『……不安なりし歐羅巴は、終に吾人をして其所を得しめ、先見の明あり、確乎たる意圖を懷き、而して平和なること吾人と異なる所なき一君主は、大なる同情を以て彼の國と佛蘭西とを結合せんとし、露西亞國民も亦彼皇帝と共に其篤き友情を吾人に示したり。我佛蘭西人が如何に、此露國の懇情に報いたるかは、諸君周知の事實にして、彼のクロンスタットの事は佛蘭西の寒村僻邑にまでも之が反響を及ぼし、其結果、新政策の始まりを示すなる一の新形勢の到來を見るに至りたり。吾人にして、吾人の體面を保ちつゝ、平和を支持する事を得んか、斷じて、平和の擾亂せらるゝが如きこと之あらず。己の實力を信じ、己の將來に信を置くの佛蘭西は、依然として、慎重と沈着とを失ふが如きことなからん。蓋し慎重と沈着とは、列國をして佛國民を尊敬せしめ、又佛國をして其世界に於ける今日の地位を享有するに至らしめたる所以のものたるなり』云々。

第七章 露佛同盟 (一八九一—一八九四)

第一節 クロンスタット交驩後の三國同盟諸國

クロンスタットに於ける交歡が佛國に愛國熱を喚起し、牽いて歐羅巴全體に反響を及ぼしたる事は三國同盟の諸國、就中、獨逸をして平なること能はざらしめ、獨逸人は一八九一年八月二十二日を以て結ばれたる契約の真相を知悉し能はざりしながらも、露佛の間、形勢の移動ありしを推知し得たり。該協約と並に其適用範圍とを詳にするに由なかりし柏林政府は、是れ全く政局を確保し、巴里及び聖彼得斯堡政府が頻次公言したる平和的宣言に信を加へんとするものなりとし、縦し露佛の兩國にして極めて簡明直截なる好感的示威に出づるが如き場合あらんとも、同様の手續を以て之に應酬し得べき餘裕の存するを思ひたれば、一八九一年九月、獨逸新宰相カブリヴァーは、其オスナブリュック (Osnabrück) に於ける言説中に於て、歐洲の一般的平和たる、決してクロンスタットの示威運動を以て脅威せらるゝ如き憂なからんと宣言し、フレンネー及びリポールの闡示せし所謂新地位なるものを目するに『歐洲均衡の回復』に外ならざるを以てしたり。ユルフォルト (Julfurt) に於ける獻杯演説中に於て、辛辣なる攻撃を奈翁一世に加へたる佛蘭西嫌ひの獨逸皇帝が、今や佛蘭西に對する友好的行動に由り、佛國をして

彼が往日の排佛的演説を忘れしめんことを欲するが如く、之がために、例へば九月二十一日に於ては一篇の勅令を發して、士官級に屬するか、さなくば陸軍の諸學校に屬する現役の外國人並に獨逸の國籍を失ひ、未だ四十五歳を過ぎざる者に對する外は、アルサス・ロルヌに於ける旅券制度を強制せざる事となしたり。

十一月に至り、皇帝の旨を仰げる獨逸宰相は、國會に演説して、クロンスタットの歡迎は、毫末も獨逸人を激憤昂起せしむるが如き分子を有せざること、否寧ろ一般の平和を確實ならしむること最近に於ける三國同盟の更新と全く選を同うするものなるべきことを詳説して曰く、「クロンスタットの會見は、果して戰機を促進する所ありしか、余は之を信すること能はず。余は固より豫言者にあらず。從て戰爭の勃發して、吾人が兩面に敵を受くるが如きことなからんを斷じ得ざるなり。さあれ、余はクロンスタットの會見が、世人の期せしよりも更に大なる不安を生ずることあるべきを首肯する能はず。余は堅く信ず。而も其の確信は、岩よりも堅し。——何ぞや。曰く露西亞皇帝の個人的意圖は、何人のそれよりも平和的なりと、即ち是なり。余は又今日に於て戰爭を望むの政府の之あらざるを確信するものなり」と。

之と時を同うして埃甸國宰相カルノッキー(Kalnoky)も、兩國の聯合議會に略々同様の説を吐露したが、然るに三國同盟の最後の分子たる伊太利のみは之に對し、頗る不安の色あり。彼は過般來、巴里とヴァチカノ宮殿との相接近せんとしつゝ、ありしを以て、是れ法皇と佛蘭西との和解が、佛國をして伊太利に對し、敵對的侵略的態度を採らしむるものにあらざるやを懸念したるなり。佛蘭西共和國の採りたる集合政策は、一八九〇年十一月、アルヂェリアの大監督カルデナル・ラヴィヂェリが其任地に試みし有名なる獻杯演説の刺戟によるものなることは何人も知れる所なり。爾來、共和政府は王黨のみならず、佛蘭西僧侶の反對する所となり、多くの僧侶は佛蘭西の共和政體に承認を與ふことを厭ひ、機會ある毎に之に敵意を表し來りたるが、一八九一年十月の初め、佛蘭西の監督僧連の羅馬に引率したる巡禮者の或者が、羅馬法皇に向ひ、君主として敬意を表するの示威的運動を試みたる事故あり、こは反動として佛蘭西國內に非僧侶的熱度を高むるの結果を胚胎したるなり、十二月に於て下院及び上院がフレシネーに課せし質問は、這般の消息を明にするものなるが、フレシネーは、極左黨の政教分離を希望したるに拘らず、之が準備に着手することを猶豫し、却て比較的調和的なるレオ十三世をして共和國に接近するに至らしめんと欲し、初めの程は巧に其間に處し得たりき。されど、一八九一年一月、五名の佛國のカルヂナルの、少しく挑發的なる宣言書を發布するの事あるに及び、彼は下院に提するに宗教團體の結社に關する法律案を以てせざるを得ざるに至りたるが、反對黨の彼の尙其歩を進めて政教の分離を徹底せんことを求むるに遭遇し、此要求に應ずることを肯んぜざりし彼の内閣は、二月十八日を以て瓦解を遂げ、二十七日、彼に繼ぎて新内閣を組織したるルーベール(Loubet)も亦、彼と同一

の方針を執りたり。是に於て臨機應變主義の政策を把持せしレオ十三世も、一八九二年二月十六日の其有名なる回章を以て、公然、政府の既定方針に反對することなかるべきを佛蘭西の加特力僧侶に慫慂する所ありたれば、此訓令の効果の如何に拘らず、伊太利政府は之を聞いて驚駭し、假令之が實現の時の遠き將來にありとすとも、佛蘭西共和國とヴァチカノ宮殿との協調は、前途に歴然として、其結果、羅馬法皇の俗權の恢復を見るに至るべきを疑懼し、巴里政府との關係の改善を思ふに由なき状態にあり、斯くて近く疎隔せられ來れる兩國の關係は一層惡變し、斯くの如くにして、カブリヴィーとカルノッキーとの確乎疑ふべからずとしたる歐洲の平和は危険に陥るに至れり。

第二節 同盟條約締結の談判開始

されど一般的平和の甚しく危険に瀕せるに非ざるを斷言したる獨逸宰相の言は、必ずしも虛妄なりと言ふべからず。露佛協商は、猶未だ眞の同盟となるには至らざりしかど、佛國民は之を以て同盟なりと速斷し、彼等は此明白なる誤解よりして、該協商はこれぞ、彼等が二十年來の熱望たる復讐の準備たるに過ぎずとし、露帝のクロンスタットに於てマルセイエイズを敬聽したるは、是れフランクフルト條約に反對して、之を破壊せんとする彼の意志を如實に表明するものなりとして得々の色ありき。されど、こは誤謬にして、露帝の獨逸を怨みとせしは事實なりしに拘らず、戰爭は彼の決して希望し

たる所にあらず、彼は唯だ三國同盟の發頭人を威嚇し、其の自ら以て近く勃發するに至るべきを信じてたる攻撃を防止せんとしたるのみ。露帝の執らんとしたる政策は、ビスマルクのそれと同じく武裝的平和の政策に他ならず。實は、其虛無黨の巢窟にして將來に於ける歐洲禍亂の本地地たるべきものとなせし佛蘭西共和國と其行動を共にするを欲せず、佛國は、到底其資力によりて露國の紊れたる財政を整理し、其軍隊を再興し、又露國の要求する強力を貸し得るの力なかるべしとしたり。プーランデュー黨は、就中彼の懼れて止まざる所にして、王朝の再建を企らめる此等の君政黨の爲に、内閣は屢々危機に瀕して憂ふべき形勢に逼迫し、政府は今にも瓦解せんとする有様なりければ、佛蘭西の斯かる状態を目撃したる皇帝は、ために久しきに亙りて此上の接近を差し控へたるが、彼の臆病は其輔弼の任に當れる政治家によりて一層に高せられたり。特に其宰相ヂェルス(Clews)は有名なる獨逸最良なりしかば、一八九一年、クロンスタットの政策は何人にも、不安を懐かしむるが如きものにあらざるを斷言して、獨逸をして安堵の胸を撫でしめたり。

然るにプーランデューは、ブリュッセルの附近に歿して、其黨は全く終熄し、共和國の基礎は有名なるサディ・カルノーの下に日に強固を加へ、一八九一年七月十八日の陸軍法は既に其効果を現して、三年以來、陸軍大臣の地位を占めたるフレンシネーの努力により、佛蘭西の陸軍は一層に堅實となり、彼は又參謀本部の組織を改め、動員法を修め、軍器を改造し、軍用品及び糧食の供給並に軍事輸送等

を敏活ならしめ、之を以て佛蘭西の資力と兵力とを保證せしめ、露帝をして佛蘭西に對する信頼を拒む能はざらしむべきを期したれば、今は露帝が佛蘭西を懸念するの理由なきに至り、彼の對佛蘭西觀は次第に改善せられたり。

從て佛蘭西政府は、露帝が、平和のため、將た均衡の危險を防止せんが爲に必要に應じて、稍ブラトニツクの觀なきに非ざる八月二十二日の契約を改めて、更に軍事規約を結び、以て兩國の提示する條件を或程度まで精細ならしめんことを希ひ、九月の初め、フレシネーは、丁抹生れにして佛蘭西に歸化したるジュール・ハンゼン (Jules Hansen) と呼ぶ大使館の名譽參事官を召還し、旨を授けて毎年、丁抹に遊ぶを常とせるアレキサンドル三世の當時又例に依つて丁抹にありしを訪はしめて、露帝に一篇の覺書を上らしめたるに、ハンゼンは暫くにして露國內務大臣の代理ラチュコウスキー (Ratchkowski) と式部長官オポレンスキー (Obolenski) 公とより、露帝が、此文書を披閱せられ、聖彼得斯堡に歸還後、早速、之が實行に取りかゝるべしとの保證を得たるなりき。

十一月、ヂェルスは伊太利より巴里に至り、露國大使モーレンハイム竝にフレシネー、リポーと會見して、彼の結ばんと欲する新契約案に就いて疑議する所ありたるが、彼は、世間周知の如く、露佛の接近に同情を有しながら、然も尙、慎重の態度を採りて苟もせざりけるより、その露國に還るや、露帝は例に依つて躊躇し、且曰く、『朕は何事をも取り急ぐを欲せず。此問題は、尙暫らく之を根本的に研

究するの餘裕なかるべからず』と。

フレシネーは、宗教問題に於て議會に蹉き、ルーベール (一八九二年二月二十七日)、之に代るの政變ありて、該問題は更に延引の餘儀なきに至れり。ルーベールは、先任者の後を繼いで問題の商議をば、露帝の愛好する新駐露佛國大使モントベルロ (Montebello) に託したるが、帝の契約案を受取るや、先づ之を陸軍大臣ヴァンノウスキー (Vunnowski) に附託するに止め、暫く答ふる所なくして再び、コペンハーゲン (Copenhague) に向ひたり。

努めて戰爭を回避せんことを念とせるアレキサンドル三世は、一八九二年六月の初め、キール (Kiel) にウイヘルム二世を訪ひて、飽くまでも之に友誼を示したるが、彼は、又同時に、該訪問の佛蘭西に與へたる惡印象を拂拭せん爲め、當時コントルゼヴィル (Comtréville) にありしコンスタンチン太公に命じて、折しも公用にてナンシー (Nancy) にありし大統領カルノーを訪ひて、之に敬意を表せしめき。太公即ち揚々としてナンシーに入りたるが (一八九二年六月六日)、彼のかくしてムールト・エ・モゼル (Meurthe-et-Moselle) にあるや、佛國民は熱誠を以て之を歓迎し、露帝の佛蘭西國民に示したる友情の如何に佛蘭西國民をして感謝せしめたるか、佛國民の如何に同盟者を以て露帝を目しつゝあるかを示したりき。

此後、幾くもなくして、巴里内閣は、該條約案を再び閣議に附したる後、嘗て佛蘭西大使館附武官

として露西亞にあり、此の地に公私の關係多き參謀次長ボアデッフル(Boisjelleff)をして、之を携へて聖彼得斯堡に赴かしめ(一八九二年八月一日)、該案はボアデッフルと竝にヴァンノウスキー及び露國參謀總長オブルチチフ(Obroutcheff)の間に審議せられたる結果、ボアデッフル及びオブルチチフの署名を得、次いで露帝に提出せられて、さほど重要ならざる部分の訂正せられたる外、全く帝の承認する所とはなりたりき。

第三節 露帝因循の原因

されど該交渉を以て落着したる譯にあらず、ヂエルススの聖彼得斯堡に歸りて直に露帝の公式の批准を仰ぐべきをエイク・レ・バン(Aix-les-Bains)に於て、佛國內閣議長及びリボーに約束したるにも拘らず、此必要なる形式の履行せらるゝまでには、尙暫くの時日を要したりき。

此遲滯は、一八九二年十一月に勃發したるパナマ運河會社の醜聞によるものにして、該事件は數ヶ月に亙りて、議會の難問題となり、露西亞皇帝をして、佛蘭西に對する信任を取消すに至らしめたり。佛蘭西の政治家及び要路に在るものにして、一八八八年のパナマ運河會社の要請に係る抽籤券發行事件に關し、會社の買収する所となれりてふ非難を被れるもの多々あり、其の大多數者は之を否認したが、又中には、不思議なる詭辯的議論を弄して自己辯護に汲々たるもありて、彼等の中には實際、醜

行ありしものも確かに存在したりしなり。内閣議長ルーベールは、全然、本件に無關係なりしかど、事の真相を承知し居りながら、自ら之を發表すること能はざるの苦境にありて、遂に辭表を提出するに至り(一八九二年十一月二十八日)、リボー次いで内閣を組織し(一八九二年十二月五日)、フレシネーは尙依然として陸軍大臣の地位に留りしも、彼も一八九三年一月十一日を以て辭任するの餘儀なきに至り、數多の代議士は法廷に引致せられ、その中、先に臺閣に列せし人にして該會社より三十萬フランを收賄したる廉を以て、數年の間、縲繼の辱めを被りたるもあり。有名なる政治家にして、此際其潔白を疑はれて、久しきに亙り公生活に立つこと能はざりしもの亦少からざりき。

かゝれば、佛國が一八九二年八月の軍事規約に露帝の決定的批准を得、且新約定によりて應援條件を細規して、之をして實際上の露佛同盟たるに至らしめんことを希へるに拘らず、露帝は上記の醜聞に慊らずして更に之を遷延せしめたり。露帝の此不満は、その駐佛大使モーレンハイム男も亦、パナマ會社より收賄したる一人なりてふ世評の爲め一層に其度を加へ、右に關しては、内閣議長リボーと外務大臣ドゥヴェル(Develle)とは、極力モーレンハイムの辯護に努め(一八九三年三月六日)、パナマ會社の事件の審査に當れる議會の委員會も、亦モーレンハイムの潔白を證明し、三月三日、ドゥヴェルは露西亞大使館に男の行動の正當なるを認むる旨を通告し、男の被れる非難を拒斥し、大統領カルノーも、四月の初め、露帝に手翰を送り、以て帝の怒りを和ぐるを得たりき。

第四節 獨逸の脅嚇的態度

獨逸の態度の又もや威嚇的となりたるは、佛蘭西をして益々不安ならしめたり。一八九二年八月の露佛軍事規約は、未だ確定せらるゝには至らざりしも、之を洩知したる伯林政府は、之に對抗すべく獨逸陸軍の現役兵額を八十萬に増員し、其期限を七ヶ年となさんとする新陸軍法案を議會に提出し、(一八九二年十一月二十三日)、宰相カプリヴィーは、全力を擧げて主張して、獨逸が攻勢的戰爭を開始せんとするが如きは、何等の理由を有せざるの事にして、彼が何物をも希求し、獲得せんとするものにあらずと雖、然も、新なるプーランデズムの佛國に勃興し、露佛同盟の將に成立するを見んとするに於ては、之に對する警戒の誠に止むを得ざるものあるを述べ、露國にして戦ひを爲さんと欲せば、必ずや、佛蘭西の助力を確保せし後たるべしとして曰く、『何れにもせよ、露西亞は我國陸軍の一部の動員を牽制すべく、吾人は斯くの如き戰爭に堪ふるに能はざるべし』と。彼の此説には紛々の反對論あり、隱退後のビスマルクは、ハンブルゲル・ナハリヒテン(Hamburger Nachrichten)を通じて、全力を盡して之を難撃したれば、該法案の委員會も之を否決することとなり(一八九三年一月十二日)、遂に三月六日の本會議に於て、案は二百十票對六十二票を以て却下せられたり。豫期の如く、議會は皇帝の名を以て解散せられ、六月、總選舉は行はれたるが、新議會に於ては、十月十五日、政府は何等の困難なく、

二百〇一票對百八十五票を以て新陸軍法案を通過することを得、之に勢を得て、ロルレスの大演習に臨みたるウイルヘルム二世は、此機を利用してメツツ(Metz)に演説して、例の如くに世人の耳目を聳動したり。帝の詞に曰く、獨逸は其併合せる土地を固執し、決して之を佛蘭西に返還するを承諾するものにあらずと。次いで更にアルサス・ロルレスを窘逐し、大に旅行制度を嚴重にし、此年十月に於ては、一八九四年一月以後、二州に於ける戶籍簿の調製には、是非とも獨逸語を強制せざるべからざるを令したり。

第五節 伊太利の態度

伊太利の皇子は、此ロルレスの大演習を參觀したるが、佛蘭西に對する斯の如き非友誼的示威行動は、佛蘭西の輿論をして激昂せしめざる譯には行かざりき。クリスビー内閣は、一八九一年一月三十一日を以て倒れたれども、佛蘭西に對する伊太利の輿論は、之がため良好に赴かず、ディルデイニ(Deligny) (一八九一年二月)一八九二年五月、デオリッティ(Giolitti) (一八九二年五月)一八九三年十二月)諸内閣の下に於て、伊太利國民は、一八八八年以來の佛蘭西との經濟上の破綻のために苦しみたり。羅馬政府の誇大妄想狂も、亦巴里政府との關係を險惡ならしむるに與つて力あるものなりき。三月二十四日及び四月十五日の英伊協商によりて、伊太利のアビシニアに對する要求は認められたれば、彼

は、之に勢を得てメネリックのウッチャリ條約に對し、竝に該條約の第十七條を基礎として伊太利が主張しつゝある保護權の樹立に對して抗議せるに耳を借す事なく、同時にメネリック及び其臣僚(特にラス・アルラ[ras Alula]及びマンガスシア[Mangascia])と商議を開きて、是等の臣僚をしてメネリックに離反せしめんと試みたるより、アルラ及びマンガスシアも、將たメネリックも、共に齊しく信を伊太利政府に置かざるに至り、結局アビシニア帝は、有名なる第十七條の解釋に就て満足なる結果を得る事能はずして談判破裂し、メネリックは即ち正式にウッチャリ條約の破棄を宣して(一八九三年二月二十七日)、其決意を歐洲列國に通じ、アビシニアの獨立を叫びたり。ウッチャリ條約を承認せざりし佛蘭西は、此宣言に賛成したれば、伊佛の兩國の此態度は、兩國の關係をして一層に險惡ならしめたり。一八九三年八月、アイグ・モルト(Aignes Mortes)に於ける若干伊太利人殺害の珍事は、之が反動として伊太利人を激せしめ、伊國に於ける佛蘭西居留民の伊人の襲撃に遭ひて、殺傷せらるゝもの尠からざるに至り、パレストロ(Palastro)及びマヂェンタ(Magenta)の諸記念祭(五月—六月)も、單に往時の懷想たりしのみ、兩國の間に何等の和解をも齎すこと能はず、羅馬にては、佛蘭西大使館に對する不穩の示威運動あり、こは伊太利官憲の干渉によりて、鎮靜に歸し得たりしのみ。佛蘭西に於ても同様なりき。結局、此事件に犠牲となれるもの、遺族には互に償金を支拂ひて事の落着を告ぐる事を得たるも、國民一般の感情は、共に酷しく興奮し、佛蘭西には伊太利の武器を執りて佛蘭西攻撃を敢てすること

なかるべきやを疑懼するものすらありたり。

第六節 佛國及び英國の植民政策

伊太利の對佛態度は、露帝をして露佛同盟の確實性に不安を懷かしめ、從つて之をして共和國との條約の締結を遅延するに至らしめたるものなりしも、こは亦一面に於ては、當時露佛の接近の英佛關係を冷却せしむるに至りし結果にてもありき。地球上の到る處に衝突したる英佛は、就中、阿弗利加に於ける植民政策に於て利害相容れずして、數年來、特に英國政府をして之に戒心せざる能はざらしめたり。英國政府は一八九〇年八月五日の條約に基き、ニヂェル河上のセイ(Sey)より、チャッド湖上のバルルア(Bahrour)まで不確定なる一線を劃して、ニヂェル河畔に於ける佛蘭西の發展を阻止するを以て満足せずして、尙佛國のサハラの砂地或は沼澤地以外に其力を伸ぶるを好まず、此の線より南方なる人口饒多にして地味豊沃なる地方をば、佛蘭西の競争國に委せんとし、地圖上の領土擴張を争ひ、ソコト及びボルヌ(Bornou)の全部を併呑せんと欲したり。英國の探検者も亦、不斷の活動に由りて、ニヂェル河の屈折部に其勢力を擴め、進でダホメー(Dahomey)地方にまでも侵入して、ダホメー王グレ・グレ(Glé-Glé)に數多の武器及び軍用品を供給し、遂に佛蘭西のコトヌ(Kotonou)及びポルト・ノヴォ(Porto-Novo)地方を奪取せんとしたり。佛國は、グレ・グレの後繼者たるベハンジン(Behanzin)(一八八九年)

の時代に於て、初めて佛蘭西の遠征軍を起し、が、こは極めて不完全なるものにして、議會の後援とも少かりければ、其の成績固より思はしからず、僅にウイダー(Wydah)(一八九〇年十月三日)の條約を締結し得たるのみ。英吉利の後援を恃めるべハンジンの専恣にして、佛蘭西の被護民を殺害することあるに及び、遂に之が復讐を試みるの止むなきに至りて、一八九二年八月、ドッド將軍(Dodd)は第二の遠征軍を率ひ伐て、カナ(Kana)及びアボメー(Abomey)を占領し、ベハンジンは、遁逃して内地に入り、次いで、翌年(一八九三年)逮捕せられたり。爾來ダホメーは靜謐に歸し、二王國に分れて共に佛蘭西の保護を仰ぐこととなりたれば、其後地に向ひたる佛蘭西人は、更にニヂェル河の右岸地方とアイヴヰリ海岸(Ta Côte d'Ivoire)とを結合せんとして英人と衝突したり。即ちモンテイユ(Montell)は一八九〇年十月より一八九二年十二月に至るまでにニヂェル河口を横斷し、セイ、ソコト(Sokoto)カノ(Kano)等を経て、チャッド湖上のクーカ(Kouka)に到着し、遂にトリポリ(Tripoli)に達したるが、彼が此大旅行も、さしたる利益を佛蘭西に齎すに至らずして止み、又萬國阿弗利加協會の佛蘭西委員等より派遣せられたる海軍大尉ミズン(Mison)は、一八九〇年末に同河々口に到着して、ロイヤル・ニヂェル會社の拘禁する所となり、佛蘭西政府は、彼をして釋放せしむべく大に骨折りたりき。ミズンは其釋放せられたる後、ブヌエ河(Benue)を上りて、一八九一年、ヨウラ(Yola)に至り、アダマウア(Adamoua)の王と保護條約を結びたり。地域廣大にして、地味豊沃なる此地方は、チャッド湖の南方に位し、カメル

ーンの獨逸人並にニヂェルの英國人の共に垂涎措かざりし所なりき。彼は一八九二年五月、一旦佛蘭西に歸りたるが、八月、再び阿弗利加出征の途に上り、ニヂェル河に依らずして、ブヌエ河を廻り、ムーリ族(Mouri)と一條約を締結し、更にアダマウアとの曩日の條約を改訂したりしかば、英國は異議を之に申出で、その己の先占に歸せざりし此地方より佛蘭西を驅逐して、寧ろ獨逸と之を分割せん事を希望し、一八九三年十一月十五日、伯林政府と一の條約を締結して、シャールリ(Shari)よりオールド・カラル(Vieux-Cahors)迄を限界とし、獨逸にはアダマウアの大部分とムーリの一部分とを與へ、英國にはヨウラとボルスとを與ふべきことを約し、尙獨逸は之によりてチャッド湖の東方、ウァダイ(Wadai)ダールフル(Darfour)コルドファン(Kordofan)バール・エル・ガザル(Bahr-el-Ghazal)に於ける、即ち換言すればデルグイシユの騷動前の埃及のケーディヴ領にして、チャッド湖よりニール河に至り阿弗利加大陸を東西に横貫する大地域に對する英國の權利を認めたれば、佛蘭西人が蘇丹を横切り、西部よりしてニール河に至らんとする進路は根本的に阻碍せられ、ミズンは一八九三年十一月を以て召還せられ、ブヌエ流域に於ける佛蘭西の權利は全く閉却せられ、佛蘭西の居留地は破壊せられ、ロイヤル・ニヂェル會社の大勝利となれり。

同年(一八九三年)、佛蘭西共和國と暹羅王國との間に紛議生じたるが、英國も亦多少の關係を之に有したりしこととて、佛蘭西はために安きを得ず、時のデビュイ内閣が、植民的冒險の政策に於てフェリ

一内閣の轍を覆むに至らざるべきやを疑懼したり。東京事件以來、佛蘭西の勢力範圍たりしカンボヂヤ (Cambodge) 及び安南 (Annam) に隣接せる暹羅は、東京戦争に於て佛蘭西の難局に立てるに乗じて其久しく中部印度支那に對して主張し來れる權利を擴大せんとし、順化 (Hué) 諸王の承諾を得て、湄公河 (Mékong) まで其の手を延べ、更に、之を渡りて安南の領土内に及びて、順化府と西貢との交通を遮断せんとしたり。一八八五年以來、佛蘭西は暹羅人を湄公河以外に追放し、其當然の要求たる安南及びカンボヂヤの舊國境恢復を主張したりしが、然るに一八八五年末に、緬甸を併合したる英人は、盤谷政府を煽動してその蠶食政策を持続せしめ、之をして一步も讓歩することなからしめんとせしかば、佛蘭西共和國は遂に忍耐の緒を切りて、一八九三年の初、湄公河の左岸なるスツン・ストレン (Stung Treng) を占領したり。茲に於て暹羅は遂に敵對行動を執るに至りて、形勢頗る重大となりたるが、當時、佛蘭西の官吏にして、土民軍隊の檢閲官たりしグロスギラン (Grosjean) の五月二十五日を以て暗殺せられ、其民兵十七名の暹羅の一官吏の指揮せる一小軍隊の殺す所となりたれば、佛蘭西政府は、機を見てその權利を回復せんとし、悉く湄公河左岸の暹羅の營所を占領し、盤谷政府が此の地に軍隊を派遣せんとするや、ユマン (Humann) 提督の艦隊を急派するに決したり。斯くて佛蘭西の艦隊は、湄南河に侵入してバクナム (Paknam) の水峽を通過し、首府の宮殿の眞正面に現れ出で(七月十三日)、英國政府も亦、その所謂自國民保護の爲めに幾多の砲艦を盤谷に派遣したりしが、幸にして兩國軍艦の

間に争闘を見るに至らざりき。七月十八日、一議員の本件に關しバレー・ブールボンに質す所あるや、外務大臣ド・ヴェル (Deville) は、詳細なる説明を試み、之より生ずべき結果に就いて、豫め議會に保證を與へたるが、されど、英國のグラッドストーン内閣には、佛蘭西と干戈を交ふるの意志なく、從て實際戦争の勃發を見るに至らずして止み、七月二十日、在盤谷佛蘭西公使の暹羅政府に最後通牒を送るや、暹羅政府は直に之に屈して、十分なる満足と損害賠償とを佛蘭西に與ふることとなり、十月三日の盤谷條約に依りて、正式に湄公河の左岸を放棄し、且、同河右岸上二十五キロメートル以内に於て軍隊の營舎を占有せず、或は之に防備を施さざる事、佛蘭西との關稅條約の締結せらるゝまで上記地帯内に關稅を設けざることを約束したり。更に同條約に附帶したる一協約ありて、暹羅軍隊の湄公河の左岸を撤退する事、同地帯内に於ける要塞を破壊する事及び佛蘭西人に暴行者を加へたる者を處罰する事を定めたり。

第七節 ツーロン及び巴里に於ける示威運動

一八九二年八月の規約に對して露帝は決定的批准を與へず、且該規約中に應援條件を添へん事を永く躊躇したりしかど、一八九三年の末に至りては、彼をして踟躕せしめたりし此等の事情は、最早存在せざるに至り、巴奈馬問題の火の手は、已に既に鎮衰して今は共和國の前途を危きに陥れ得べくも思

はれず、アレキサンドル三世をして疑懼せしめたる佛國對伊太利竝に英國の衝突は失せ去れり。折しも、七月、獨逸帝國議會は新に新陸軍法を通過したれば、露帝は之が爲に動かされつゝ、ありたるに、眞に佛蘭西との親近を冀へる帝の近臣及び大臣は、頻りに露帝に向つて之を懲慝し、之に説くに佛蘭西の露國に對する好感を利用すべき絶好の機會の到來したる事、縦し攻勢同盟を結ぶ迄に至らざらんとも、少くとも明文上の規約に依りて當分平和を確保し、戰爭の危懼あらざらしむるの方法を講せん事を以てしたれば、露帝も直には之に動かされざりしも、少くともクロンスタットの示威運動を再新して露佛の間に精神的盟約の存する事を世界に明示し、此露國の友情の披瀝によりて正式の同盟の豫表たらしむべきを決したり。斯くて露帝がコーペンハーゲン滞在中を機として、佛蘭西は其二艦シュールターフ(Sureauf)及びイヌリ(Ty)を該地に派したるに、露帝は親しく二艦を訪問して彼の満足を表明し、次いで、一八九一年の佛蘭西艦隊露國訪問の答禮として、露國艦隊を佛蘭西に派遣すべく決し、ニコラス第一世(Imperator Nicolas I^{er})、パムヤチ・アゾワ(Pamyati Azova)アドミラル・ナヒモフ(Amiral-Nakhimoff)等の装甲艦、巡洋艦リンメ(Rhynda)及び砲艦テネツ(Tenets)を以て成る一艦隊をアヴェラーン(Avelane)提督に附してツローン港を訪はしめたるが、露國艦隊は、茲にて佛蘭西艦隊の先にクロンスタットにて受けたる以上の熱誠なる歓迎を受け、獨り佛蘭西の政府當局者のみならず、國民は擧げて之を迎へ(十月十三日)、數日の後アヴェラーン提督及び其の幕僚の若干の水兵を率ゐて、巴里に赴く

や(十月十七日)、巴里市民の歡喜は殆ど其極まる所を知らず、露人の一行は盛裝を凝らしたる全市の到る處に喝采せられ、花環の雨は絶え間なく彼等に注がれ、滿都は彼等を祝福して、抱擁すべく彼等を奪ひ合ふほどにて「露國萬歲! 露國皇帝陛下萬歲! 佛蘭西萬歲!」の歡聲は絶ゆる時なかりき。一行の爲め、盛大なる晚餐會は、オテル・ド・ヴィル(Hôtel de Ville)に催され、市參事會長オンベール(Humbert)は佛蘭西舉國の熱情を代表して下の如く述べたり。「諸君、巴里市の名に於て余は余の盃を擧げ、巴里の爲め、我等の賓客の健康の爲めに乾盃す。佛蘭西の艦隊の士官が、クロンスタット、莫斯科及び聖彼得斯堡に於て歓迎せられたる如く、我等は諸君を衷心より歓迎す。余は我等の友、我等の賓客、勇敢なるアヴェラーン提督、地中海に於ける露西亞艦隊の勇士の健康の爲めに盃を擧ぐ。諸君、余は諸君の爲めに乾杯すると共に、余は露國陸海軍の將士の爲め、諸君の同國人、諸君の兄弟、諸君の妻子、諸君の姉妹及び諸君の父母の爲めに盃を擧ぐ。余は總て諸君の敬愛する所のもの、諸君の心臓を鼓動せしむる所のもの、總て諸君の愛、總て諸君の希望の爲めに乾盃す。余は佛蘭西の姉妹國たる露國の爲に盃を擧ぐ。露國萬歲! 佛蘭西萬歲!」と。

然るに斯かる大祝祭の最中に於て、前佛蘭西大統領、マヂェンタ公マク・マホン(Mac-Mahon)元帥逝去して、佛國政府は之が爲に國葬儀を営みたるが、露西亞皇帝は、そのマラコフ(Malakoff)の奪取者たる此クリム半島に於ける昔日の敵に、敬意を表すべく、アヴェラーン提督及び其士官に命じ、正裝し

て葬儀の函簿に加はらしめたり（その他列國の代表者も参加したるが、特に伊太利政府は、彼の恩人たる此マヂェンタの英雄を忘るゝ事能はざりき）。

斯くして露西亞賓客の一行はツローロンに歸還したるが、佛蘭西大統領カルノーは、告別の爲め該地に赴き、且、露西亞艦隊を檢閲し、二十七日、更に晚餐會を催し、席上、大統領は「二強國の友情の爲め、從つて世界の平和の爲め」に乾盃したり。彼の巴里に歸還するや、露帝は彼に次ぎの如き電報を送れり。「露國の艦隊が佛蘭西を去るに臨んで、朕が感動の如何に大なるか、又、朕が海員が佛蘭西國土の到る處に於て受けたる熱誠にして、盛大なる歓迎に對する朕の感謝の如何に大なるか、朕は之を卿に表明せんとするの念の抑へ難きものあり。前後二回に互り、非常なる雄辯を以て表明せられたる旺なる同情の露白は、露佛兩國の連結を一層に強固ならしむるものにして、朕は此の證明が兩國の努力及び志望の對象たる一般的平和を鞏固ならしむべく貢獻せん事を期待して止まざるものなり」と。佛蘭西大統領の返電に曰く、「余は佛蘭西の海洋に於て露西亞の壯麗なる艦隊に臨み、露西亞の國旗に敬意を表するを得たるを大なる満足とし、ツローロンに貴國艦隊と別れて巴里に向はんとしたる際に於て陛下の電報を辱うしたり。陛下の勇敢なる海員が、佛蘭西の到る處に於て受けたる親厚にして自發的な歓迎は、再び露佛兩國を結合する誠實なる同情を明かにし、又同時に、こは二大國民の平和の爲めの努力より來る良好なる影響に深く信頼するものなるを指示するものなり」と。

最後に、露帝はヂェルス外相を通じて露國大使モーレンハイムに打電せしめたり。その要旨左の如し。「皇帝は、露西亞の艦隊の爲めに盛大にして親愛なる歓迎を與へたる佛蘭西の諸階級の代表者並に政府の代表者に對して、陛下の誠實なる感謝を傳へられん事を卿に委任し給ふ。陛下は這次表明せられたる同情と友情とに甚しく感激し給へり。」

第八節 露佛同盟條約の締結

一八九三年以後の佛蘭西の内政に關聯し、露帝をして暫く逡巡せしめたりし露佛同盟は、斯かる友情の表明せられたる結果、間もなく實現せられて、其久しきに互る期待を充實するに至れり。デュピュイ内閣は、十一月二十五日を以て瓦解して、その後を承けたるカジミル・ペリエー(Casimir-Perier)（十二月三日）の内閣は、前内閣の穩和政策を踏襲するの風ありしも、十二月九日、無政府黨員なるヴァイヤン(Vailant)が爆裂彈を開會中の下院内に投じたる事件ありければ、政府は此種犯罪に對する刑罰を一層に重からしむべく、四箇の法案を提出通過せしめて動搖を鎮靜し（十二月十一日）、露帝の心を安からしめたり。

露帝の戰爭を欲せざりし事實に之を徴すれば奇異の感なきを得ざるも、さして驚くに足らざるは、一方に於て露國と獨逸との間、又他の一方に於て露國と佛蘭西との間、國交の比較的靜平なりし時に

際して、露帝の露佛同盟に調印するに至りし事なり。伯林政府は、露西亞を以て伯林政府と離反せんとするものなりと推したれば、兩國間の親和なる關係を再現すべく切望するもの、如く、一八九三年の末を以て露西亞と通商條約締結の談判を開始し、一八九四年二月一日を以て之に調印して、兩締約國互に他の十分なる利益を重んじ、特に關稅に關しては互に最惠國民の待遇を以て待つべきを約し、更に、佛蘭西に向つて其懇懇なる態度によりて、彼が最近の憤激を忘れしめん事を試み、十月、獨逸皇帝はマク・マホン元帥の柩上に捧ぐべき花冠を贈り、居ること少時、モンテイユ中佐及び植民次官々房課長ジャック・ハウスマン(Jacques Hausmann)をして伯林政府と商議を開かしめ、其結果、一八九四年二月四日及び三月十五日の規約を作りて、カメルーン及び佛領コンゴの境界を明にし、チャド湖シャール河(Chari)より發して北緯十度に及び、又東經十二度四十分に至り、これよりコンゴ河の支流サンガ河(Sangha)に達し、更にピアフラ(Biaka)灣の稍南方なる大西洋岸まで延長する線を以て獨領カメルーンの境とし、之により獨逸は、アダマウア(Adamaoua)の大部分を管理する事となりたるが、佛蘭西の得たるはブヌエ河の流域中、航海に堪へざる諸川を併せて僅少の部分に過ぎず、直接にブヌエ河に通ずることを得ざりしも、シャール上流地方とチャド湖に至る迄のシャール右岸と、同湖水の東南地方即ちバギルミ(Baghirni)とを收め得たりき。佛蘭西はこれより英人の進路に立ちて、彼等がニデルとニールとの間に一貫せる交通線を設置せんとするを妨碍し得るに至れり。

之を要するに一八九四年の初頭に於ては、平和の空氣は歐洲に漲り居りたるが如く、同年二月二十七日のカブリダの議會に於ける演説は、即ち此意味に於てなされたるなりければ、露帝は何人も露帝を以て平和の攪亂者なりとせざるべきを信じて、佛蘭西の望に應じ、條約調印を諾するに至り、斯くて一八九四年三月を以て露佛條約は締結せられて、巴里及び聖彼得堡の兩政府は、一八九一年八月及び一八九二年八月の規約を確保すると共に、平和と歐洲の均衡との脅かざる、場合に於ては、之を維持すべく外交上の協調を行ひ、尙第三國にして、兩締約國の何れか一方を侵害して現狀を亂したる場合には、現狀回復の爲め兩國は聯合して戦ふべきを約したり。

これ立派なる同盟なりしも、當時は同盟の語なく、翌年に至り始めて、佛國外相によりてその發表を見るに至りたるが、佛蘭西及び歐洲に於ても、今は何人も此事實を疑ふものなかりき。平和は依然として存続したるも、こは最早三國同盟のみに依りて攪亂せらるゝ事なきに至り、二國同盟は必要に應じて平和を擁護し、之が攪亂者を膺懲すべく成立したり。獨逸、埃匈國及び伊太利の政治的大星座に對して、今や露佛の兩國を以て成れる之と等しき大星座の屹立するあり、彼は戦ひ且、勝利を制するの實力を有するものなれば、歐洲の均衡は三國同盟のみの打破る所となるなきを得たり。

第八章 阿弗利加に於ける英國の政策、日清抗爭 並に極東問題

第一節 英國及び一八九四年五月五日並に十二日 の諸條約

露佛同盟は第一に英國の反對を招きたり。聖彼得堡政府の政策を破壊せんことを以て、傳統的に政治家の第一信條なりとせし英國は頗る憤懣の情あり、其結果として一層に阿弗利加の植民地に於て英國と抗爭したる佛蘭西に反對するの傾向を助長せしめたり。英國が斯かる傾向を採りたるは敢て驚くべきにあらざるも、茲に少しく奇異の感なき能はざらしむるは、獨逸の採りし進路にあり。彼は、露佛の接近の彼を脅威したりしにも拘らず、政策上、特に佛蘭西と提携せんとする風ありたり。乞ふ、之を説かん。

英人は飽くまで埃及を撤退せざりしかど、さりとて、其邊疆に於けるデルグヴィーシユの侵襲に對抗する力を有せざりしを以て、一八八五年以來、彼の補助者として伊太利と提携し、其結果、伊太利に與ふるにマッサウアーを以てせしのみならず、之をして大にエチオピアに爲す所あらしめんとしたり。羅馬の政府の誇大妄想狂的なる植民政策は、紅海並に印度洋の沿岸に大帝國を樹立せんとするにあり。之

によりてクリスビー内閣は、ウッチアリ條約(一八八九年五月二日)を結び、アビシニア王メネリックを以て彼に對する保護權を承認せしめたりと稱ふるに至りたるがメネリックの絶えず獨立を叫んで之に反對したるに拘らず、英國は之に耳を傾けず、一八九一年三月二十四日、及び四月十五日の條約に由り、かの佛蘭西の大なる利害關係を有するアビシニアのハルラルを保留すべきを約せる一八八八年二月二日の對佛協定を無視して、全エチオピアの伊太利の勢力範圍たるを認めたり。露佛同盟の締結せられたる後、英國は一八九四年五月五日の條約に依りて、これまで秘密に附せられし伊國との諸規約を公表し、伊國のマッサウアーとカルトゥームとの間の重要地點たるカッサラ(Kassala)を占領する事を認めたり。

佛蘭西は之を知りて抗議し、其要求固より正當なりしかば、數ヶ月の後、英國は敢て之を以て佛蘭西を害せんとするものならざりし旨を宣して(一八九四年八月)、暗黙の裡に佛蘭西の權利に承認を與へたるが、されど、伊太利は同年七月十七日を以て既にカッサラの主人公たりき。

佛蘭西の權利及び利益の英國政府の威嚇する所となりたるは、嘗に此地方に於てのみならずき。當時阿弗利加在住の英人は、何れも、埃及を固守し、西部阿弗利加を掩有してニール河の流域を獲得し、以て佛蘭西をして英人の背面を衝かざらしめんとしたりければ、佛蘭西の進路は、一八八四年以後、ニヂェル河畔に於て英人の抑制する所となり、一八九〇年八月五日の協商に由りては、チャッド湖畔に於

でも同一の運命に遭逢し、而してカメルーンの國境を定めたる一八九三年十一月十五日の英獨條約に由りては更に東方への進路までも阻まれたり。されど、伯林政府は、當時、佛蘭西の露西亞に頼るを欲せず、且佛蘭西の侵略よりして英國のニール領土を防護するを要とせざりしを以て、一八九四年二月四日より三月十五日に互る協商によりて、佛蘭西に讓歩する所あり、斯くして佛蘭西をして東してニールの上流地方を進取せしむべき前途は開かれたるなりき。

尙茲に附言すべきは、佛蘭西が其コンゴ獨立國との條約に於ても、上記の進路を要求したる事なり。コンゴ獨立國は一八八四年を以て、大西洋、コンゴ河及び其の右岸の一支流即ちリコナ・ヌクンヂ、(Tikona-Nkoundja)の間に互りて北緯四度に及ぶなる廣大なる領土即ち佛領コンゴの占有を認めたるが、然るに此地方の實地探檢の結果、リコナ・ヌクンヂの流れの存在せざる事明となりたれば、佛蘭西領の境界は、コンゴ河の一支流ウバンギ(Ouhanghi)の右岸に限らるゝ事となれり。當時は此河が北方に發源せるものとせられしも、既にして其源を東方に發すること分明したれば、其水源の河川地方(Pays des rivières)即ちバール・エル・ガザル(Bahr-el-Ghazal)がファシダの少しく上流にて、ニール河に合流するニール上流の地方と著しく接近せること確證せられたり。一八八七年の新協約は、佛蘭西をしてウバンギの右岸を占有せしめたるが、然るに同河を溯行するに従ひ、此の流の著しく東方より發する二つの支流に分るゝこと明となれり。その一は東北のムボム河(M'Bomou)にして、他は

東南のウエルレ河(Ouelé)なり。從てウバンギ河とは、果して其何れを指すかの問題起れり。コンゴ一國は、ウエルレを超えてムボム河に至るまでを己の權利の及ぶ所なりと主張し、更にムボムを渡りてニヤム・ニヤム(Nyam-Nyam)地方竝にバール・エル・ガザルの附近までに其居留地を建設し、よりて佛蘭西と衝突するに至りたり。英國がコンゴ國と一八九四年五月十二日の條約を締結したる當時の事情は、正に斯くの如く、彼は之によつて佛蘭西のニール上流に至らんとする進路を壅塞し得べきを思慮したるなりき。

英國政府は此條約に由りて己に屬せざるものを處理し、之を以て恰も彼が當然の權利たるが如くに振舞ひてアルバート湖より、ニール水域及びコンゴ水域間の分水嶺に沿へる一線と、北緯十度に至る一線と、此緯度線に沿ひファシダの下流に於てニール河に至る一線との間に含まるゝ埃及領スーダンの全部をコンゴ國に租與する事とせり。此租借地の中には、總ての河川地方即ちバール・エル・ガザルと往時の大エカトリア地方とを含むものにして、英國の唯一目的は、之に依つて佛蘭西のニール河に達せんことを阻止せんとするにありしなり。

總て此等の地方は埃及の所屬にして、從つて又オットマン帝國に屬するものなりき。土耳其諸皇帝が一八四一年、一八六七年、一八七三年、一八七九年に埃及副王に與へたる叙任詔勅、竝に最近即ち一八九二年、アッバス・ヒルミ・パシマ(Abbas-Hilmi-Pacha)にテウフック・パシマの相續權を認めたる詔勅

は、上記地方のオットマン帝國に屬せる事を闡明するものにして、而して一八四一年、一八五六年、一八七一年及び一八七八年の國際條約は、オットマン帝國の領土保全を歐洲列強の保證の下に置きたるを以て、英國は之を處分すべき何等の資格をも有せざりしなりき。されば、一八九四年六月七日、バルーン・ブルボンに於て、佛蘭西外相アノトーは此問題に關する五月十二日の條約の無効たるべきを宣言して此點を明にしたる次第なりと。

該協商の中には之と同じく根柢なくして、啻に佛蘭西の利益を傷くるのみならず、又獨逸のそれをも害すべき尙一箇の條項ありき。コンゴ國は之によりてタンガニーカ湖とアルバート・エドワード湖とに互れる幅員二十五キロメートルの地帯を英國に租與（此の語は、此國の中立侵害の非難、特に、一八八四年及び一八八七年の條約に依りて佛蘭西の有する先取權に關する抗議を避けんが爲に使用せられたるなり）し、英國政府は之によりケーブよりカイローに至るまで全阿弗利加大陸を縦斷すべき鐵道設計畫を立案したり。此縦貫線上に蟠居して、權利上或は事實上に英國領土を中斷せるものは、兩湖水間に於て一方獨領東部阿弗利加、他方に於てコンゴ國なりければ、英國は初め獨逸に求むるに、英國の要とする地帯の讓與を以てせんことを欲したりしに、最近英國政府の爲にウガンダを失ひ、又先にベチアナランドとカーマとを奪取せられて、其西南阿弗利加植民地と南部阿弗利加の諸共和國とを聯絡せしむるの望みを斷たれたる獨逸は、斷乎として上記の讓與を拒絶し、且、之を以て其の東部阿弗

利加を喪ふ所以の第一歩たるに過ぎずとしたり。

獨逸政府が一八九四年五月十二日の條約を以て、彼の利益に反するものとして極力之に反對せるは、恰も猶佛蘭西の之を以て己の權利を害するものと看做したると同一般、敢て了解するに難からず。最近の條約が、露佛をして結合せしめたるに拘らず（こは公にせられざりき）、獨逸が此機會に於て、佛蘭西と行動を共にしたるは、毫も異とするに足らざるなり。土耳其皇帝アブド・ウル・ハミッドも、亦兩國の態度を見て、領土保全の名に於て上記の條約に抗議を提したるが、英國は、敢て該條約の承認を得る事を主張せざりき。これ明かに失策たるを免れざりしなり。一八九四年六月二十二日、英國は宣言して曰く、『英國は、コンゴ國が英國に對して讓與せる地帯の租借を以て何等自利を營まんとするものにあらず』と。一八九四年八月十四日の英佛協商は、河川地方租借を取消して、佛蘭西にウエルレの右岸を與へ、之をしてウエルレ地方及びムボム(M'Bonou)の左岸を放棄せしめ、又コンゴをして彼が同河の彼岸に於て獲取し得たる所の總てを佛蘭西に讓與し、ムボムより始まりて、東經三十度に至るニール、コンゴ兩流域間に於ける分水線を其境となさしめ（巴里より東經二十七度四十分なり）、而して又佛蘭西は、此外コンゴ國の北緯五度三十分までを其勢力範圍となすことを許したり。此地方はニール上流地方に於ける最惡の小地域たり。

第二節 伊太利のアドゥア敗戦

斯くして此問題は、獨逸と佛蘭西との外交的勝利を以て終結するを得たれば、更に進で此勝利を利用するの要ありしに、佛國議會の爲め、茲に出でず、巴里の内閣は、一のウバンギ政府を組織して、二ヶ年の間、之をば何等の補助をも受くることなかりし官吏に委ぬるのみに満足せず、一八九四年、即ち英人がニールの下流にのみ膠着して上流地方に於ては殆んど力を有せざりし時に當り、マルシャン(Marichand)麾下の探検隊を組織したり。思ふにマルシャンの此一行にして即ち十分なる兵力を賦與せられんか、ファショダの悲しむべき失敗は出来せざりしなるべく、ニール流域に於ける佛人の希望をして空しく水泡に歸せしむるが如き事はなかりしならん。

然るに、佛蘭西は、一八九六年の初頭に至るまで、彼が最近の成功の實際的結果を收むべく何等努力する所なく、即ち河川地方と共にウバンギの上流を占領し、彼が西部阿弗利加とニール地方とを聯絡し、以て輕率にも其一八八二年、放棄したる土地を回復すべく邁進する所なかりき。實に當時に於ては佛蘭西は能く英國の機先を制し、英國はデルヴィーシヌの爲めヌビア(Nubie)を驅逐せらるゝほどなりしに(一八八五年—一八八六年)、尙且、此地方を回復するに至らず、一八八九年には、トスキ(Toski)其他の地方に若干の成功を收め、又アビシニア方面に伊太利人の援助を得たれども、尙、積極的の大行動

を蘇丹に試むべく準備に汲々たらざるべからざりき。然るに一八九六年三月一日、クリスビーの強要により、メネリック攻撃の爲に進軍したる伊太利のバラティエリ(Barnier)將軍は、アドゥア(Adoua)に於て再び起つこと能はざるの打撃を被り、三月三日、此悲報、羅馬に達して、朝野に大恐慌を喚起したれば、英國は寸時も猶豫せずして斷乎たる處置を採らざるを得ざるに至り、次いで植民的誇大妄想と侵略的嫌佛主義との驅ける所となりて伊太利をして廣大なる地方を失喪するに至らしめたるクリスビー内閣は瓦解したり。之より後、羅馬政府は佛蘭西と接近せんことを期しつゝ、エリトリア(Erythrae)殘留の伊太利軍隊に命じて守勢的態度を採らしめ、且、急ぎメネリックとの商議を開始したり。伊佛の接近は、翌年に至りて始めて開始せられ、メネリックとの商議も、頻回の頓挫の後、一八九六年十月二十六日を以て終結して、アディス・アババ(Addis-Ababa)條約の締結を見るに至れり。該條約の要旨左の如し。ウッチャリの條約を廢棄す。伊太利はエチオピア帝國の絶對的、且完全なる獨立を承認す。原則としてマレブ(Mareb)メンザ(Belesa)及びムナ(Mouna)を其國境と定む。伊太利は唯、エチオピアに對してのみ、阿弗利加領土の放棄を爲すべきを約す。尙、伊太利はアビシニア王に今後の捕虜給養費を支辨せざるべからずと。是れ實に敗北を自認するものにして、又伊太利がエリトリアに於ける無法の要求を放棄せるものなりき。

アドゥアの敗北は、直に英國にも其影響を及ぼして、英國政府はデルヴィーシヌ征伐の爲め急ぎ埃及南

部へ派遣すべき軍隊を編成し、之が指揮の任をシルダール・キッチナー (Sirdar Kitchener) に託したり。佛國をして赤道遠征軍編制の餘裕あらしむべくもあらずして、三月を以てキッチナーは、伊太利軍の敗北に對して弔合戦を行はんとするものなりと稱して進發したるが、英國政府は實際道德の立場に立ちて該遠征の費途に應ずべく、埃及公債資金を流用すべきを公にしたる爲め(一八九六年三月十五日)、佛蘭西と露西亞とは激烈なる抗議を提し、佛蘭西の要求に依り、該問題は混合裁判所の審理に附せられ、終に英國の敗訴に歸したり。英國は、斯くして自から軍資を調達せざるべからざるに至りしかば、彼は是に於てか、戦争の利得を獨占すべきを宣言し、その遠征軍は蘇丹に入り、一八九六年ドンゴラ (Dongola) を回復したり。時に佛蘭西政府も亦、リオタール (Liotard) を援助すべく、一大尉の指揮の下に僅に數百人を以て成る一小部隊を送派し、該部隊は多大の艱苦を嘗めて阿弗利加大陸を横斷し、漸くにしてフアショダに達することを得たり。

第三節

カルノー及びアレキサンドル三世の逝去 カジミル・ペリエーの退職

佛蘭西が露佛同盟を以て忌憚なく放言し、之によつて麻痺得られたる成功を誇りとしたるは、是れ亦上述、一八九四年五月十二日を以て、英國とコンゴとの間に條約を締結するに至らしめたる外交上

の事變に負ふもの尠からずとす。然るに一八九四年六月乃至一八九五年一月の間に三箇の事件起りて、露佛同盟によりて得たる佛國の地位を危うせんとしたり。

其第一は、伊太利の無政府黨員カゼリオ (Cassin) なる者が、六月二十四日リオン (Lyon) にて、大統領カルノーを暗殺したりし變事あり。之が爲に佛蘭西にては、伊國に對する示威運動行はれたりしも、伊太利の政府、新聞及び官憲は、佛蘭西に對する公正、懇摯の態度を失せざりしかば、幸にして兩國間の激烈なる争鬪を防止することを得たりき。幾くもなくしてカゼリオの共犯者を有せざりしこと明かとなれり。之を要するに當時に於ける佛伊の關係は冷淡にして友情に乏しきものにてはありしかど、爾く危険なるものにてはあらざりしなり。

露佛同盟を危険に瀕せしめたる第二の事件は、露帝アレキサンドル三世の死なり。露佛同盟の締結者たる帝は、一八九四年十一月一日、四十九歳を以て歿して新に皇位を踐みたるニコラス二世は、獨逸に對して先帝ほど執拗なる復讐心を有せず、否、先帝の政策とは著しく反對の方針に出でんとするの風ありたり。溫良にして小心なる一八六八年生れの此青年皇帝は、獨逸朝廷に對して、先帝の如き、激烈にして蠻的なる反感を有せず、否、少くとも先帝と同一の點に於て反感を有せざりしが、更に十一月二十六日を以て獨逸の一女公と婚儀を結ぶに及びて、一層に排獨的思想を抱懐すべき筈なきに至れり。されど彼は、先帝が何等の思慮を以て佛蘭西と接近するに至りたるかを了知し、且又獨逸の侵略

より歐洲の平和を保護すべく先帝の取り來りたる警戒をも、諒したりしを以て、その即位するや、彼が父帝の政策を踏襲し、其意圖を嚴守すべき旨を公にし、帝は伯林朝廷に向つて、獨逸の利益の何等露西亞と衝突することなきを知らしめ、且必要に應じて同時に獨逸並に佛蘭西と和せんことを試みたりき。

第三の事件とは、佛蘭西共和國大統領の移動にして、こは誠に意外の出來事にてありき（一八九五年六月）。カルノーに繼ぎて大統領の位に就きたるは佛國知名の政治家にして、佛蘭西の議會史上、名もしるきカジミール・ペリエ（Casimir-Perier）なりしが、彼が、七年間、在任すべく選舉せられたる其地位をば、僅に六ヶ月にして抛ちて再び私的生活に隱退したるは、一般社會の驚愕を禁じ得ざりし所、彼が辭職の動機は、當時に於て全く不明なりしが、今日に於ても亦然り。彼れ自ら其内閣の諸大臣と意見の不調なりしを説きて曰く、彼等は余に對して相當の敬意を表せず、當然、余に告知すべき事柄をも余に知らしむることなかりきと。然れども、かの所謂ドライフス事件の突發が、彼と獨逸皇帝との關係をして甚だ困難ならしめたること、是れ彼が辭職の主要なる動機たるなかりしか。

世人も知る如く、佛蘭西參謀本部附大尉ドライフスは、一八九四年の末を以て賣國の嫌疑を以て軍法會議に附せられたり。彼の冤罪は、この後、幾多の證據に依りて明とはなりたれども、當時、一般社會、特に軍人社會が、彼の信仰（彼は猶太人なりき）を嫌惡したると、且は彼の手蹟が、唯一の證據物件とし

て、世人の非難を買ひたる巴里駐劄獨逸大使宛書面と酷似せるとより、判官の眼も、彼を以て有罪なりとしたり。従て彼の之を否認したるにも拘らず、判官は、法律上の正當なる手續によらずして秘密裡に彼等の手下に展示せられたる文書を以て、彼に科刑を宣告し、斯くて一八九四年十二月二十六日、彼は衛戍監獄に收監せられ、不知不識の裡に賣國罪の犠牲となり居たり。當時、殆ど全社會は、彼を以て犯人とし、多くの善良なる佛人は、彼の死刑に處せられざりしを遺憾に思ひたりしが、彼の愈々官位被奪（一八九五年一月五日）の命に遭ふや、彼は再び其犯罪を否認したり。然るに彼が自白したりとの風評あり、且、この自白が不思議にも獨逸の大使館を危地に投入せしむるものなりてふ説生せしかば、世人はドライフスが獨逸大使館の手先となりて、佛蘭西に對して叛逆罪を犯さんとしたるものなりとし、新聞紙は、該事件を以て、日々その紙面を埋めざるはなく、彼等は、何人よりも以上に信憑すべき事實を知悉せる獨逸大使ミンスター伯（Minster）の抗言ありしをも頓着せずして、其所言を枉げざりしかば、獨逸ウイヘルム二世は、之を見て其の持前の短氣をむき出し（殊に佛蘭西に對してなれば、佛蘭西大統領の許に稍々激烈なる電報を送りて、若し大統領にして、満足なる返答を皇帝に與へざらんには、爲めに外交關係の斷絶となり、重大なる形勢を誘致すべきを明かにするものなりき。共和國大統領たるもの、斯る勵言に向つて果して如何の回答を與へ得べきぞ。彼も亦、一般世人と同じくドライフスの有罪を信じ、有罪の理由たるべき文書の背後には、獨逸大使館の存在せるを疑はざ

るものなりしも、さりとて獨帝の言を以て虚偽なりと斷じ、其の爲め此獨帝に對する侮辱の釀すべき危険に佛蘭西を暴露せしむるが如きは、彼の想ひも寄らざる所なりき。されば、彼は一月六日、ミュンスター伯の彼を訪問したる後、一の文書を發表して、獨逸大使館は固より、巴里駐劄各國諸大使館も全然本問題の範圍外に存するものなるを宣示したり。

彼に對する此強壓は、彼をしてこれより數日の後に、決行せざるを得ずと信ぜしめたる辭職の決定的動機なりしか。吾人は之を知らず。今日に至るも此問題は依然として不明なり。恐らくは將來とも然らん。一月九日の文書に依りて、獨逸皇帝の異議は打切りとなり、同皇帝との確執は差當り最も恐るべきものなくして、歐洲の平和は新なる事件の發生するなからんまで確保せられたるに、彼の友人の彼をして思ひ止まらしめんとしたるをも振り棄て、カジミル・ペリエーは、その職を辭し、フェリクス・フォール(Felix Faure)彼の後を襲うて大統領となれり。彼は代議士にして、先に海相たりしことあり、その二先輩の政策を遵奉して違ふ所なかりければ、露佛同盟に對する懸念は毫末も之れなかりき。

第四節 日清戦争並に下の關係約

斯くの如くにして存続したる露佛同盟は、纏て獨逸と結びて其の力を發揮するに至りたり。これ恰

も佛蘭西が前年本同盟に勢を得て、一八九四年五月十二日の英國及びコンゴ間の條約が紛議の種子となれるに際し、獨逸の援助を仰ぎ得たりしと異なる所なかりき。

數ヶ月この方、極東を蔽ひたる日清間の戦雲は、下の關係約を以て其結末を告げたるが、此際に於て、露佛同盟と獨逸との提携の機會が再び到來したるなり。

日本は、其廣表に於ても、其人口に於ても、到底、支那帝國に匹敵し得べくもあらざる叢爾たる一小島國なるも、一八六八年の維新に由り、幕府を廢して、王政を新なる基礎の上に復古してより、彼が文物制度は長足の進歩を遂げ、忽にして一等國の班に列し、支那帝國は愚か、歐洲列強とも比肩し得るに至りたり。叙明にして偉大なる人格を備へられたる明治天皇は、何等躊躇する所なくして直に歐洲の文物を攝取し、即位後、日尙淺きに拘らず、封建制度を廢し、農民をして國家の繁榮に與らしめ、一八六九年には、歐洲に倣ひて内閣を組織し、鐵道と近代科學一切の應用方法とを輸入し、商工業を改め、忽にして國家の富資を十倍の多きに膨脹せしめたり。一八七八年には、全國を四十五の府縣に分ちて、之に選舉に依る府縣會を置きたり。こは、佛蘭西の市町村會及び府縣會に類して、行政の圓滑を期するものなり。一八八二年、皇帝は、帝國の一般法制を改正すべく法典編纂の大事業に従事し、之により日本の法典をして、西洋諸國のそれと調和せしめ、其結果、諸外國をして彼等が年久しく日本に享受せる治外法權を放擲するに至らしめ、又外人の日本の内地に雜居すること、商工業上、各種建設物を

創立管理すること、竝に土地購入と殆んど選ぶ所なき永代借地を爲すことを許し、又有力なる海外視察員を中歐及び西歐の諸國に派遣して、陸海軍を刷新して、之をして最も組織的なる近代國家の陸海軍に對して遜色なきものたらしめ、一八八九年には始めて議會を召集したり。議會は上下兩院より成り、上院は多額納稅議員、勅選終身議員及び特殊の團體より選ばるゝ、有期選出議員を以て之を組織し、下院は又有權者の選出せる議員を以て之を組織す。

斯くの如き急速なる進歩と資源の開發とは、自ら此新興國の野心を昂進せしめざるを得ざりしが、彼が此功名心は、先づ第一に支那に向ひたり。支那は嘗て日本に向つて其最初の文明を輸入したるものなるも、數百年來、舊慣を墨守して其資源の開發に努めず、又その數億の人民を善導するの途を知らざりしより、十九世紀の間に於て歐洲列國の翻弄する所となり、之が分割する所とならんとするの形勢とはなれり。これ等の列國中、支那に向つて最も脅嚇的にして又日本に取りて最も恐るべかりしは露西亞にして、夙に西伯利亞とカムチャッカとを占取したるの彼の支那及び日本に接近せるもの既に年あり、一八六〇年には、其領土を烏斯里河及び黑龍江に擴展して太平洋岸に浦鹽斯德を新設し、一八七六年には千島と樺太島とを交換し（露國は日本皇帝をして樺太を讓與せしめたるなり）、而して今や其視線を北京に轉じたり。支那の藩屬にして日本に隣せる廣大富裕なる朝鮮半島は、自然に貪慾なる聖彼得斯堡政府の注意を牽かざる能はず、東京政府も亦、固より朝鮮に垂涎し、日露の兩國は、結局共に、朝鮮を

共同管理の下に置かんことを欲せしも、支那をして其宗主權を放棄せしむること能はず、又兩國互に單獨之が資源の開發に従事せんとし、協同一致する所以の方法に關して遂に意見の合致を見る事能はずして止みたり。

露西亞の其資を佛蘭西に仰ぐに及び、彼は先づ西伯利橫斷鐵道敷設の大計畫を立て（一八八九年）、之をしてチリヤピンスク(Tcheliabinsk)に發して浦鹽斯德に到達せしめ、更に滿洲を貫きて北京に至るべき支線を分派せんとし、一八九一年を以て皇太子ニコラス(Nikolas)は浦鹽斯德に於て該大鐵道の最初の枕木を敷きたるが、爾來、工事は異常なる速度を以て進捗し、一九〇三年を以て完成すべき見込とはなりにき。茲に於て日本は固より空しく手を拱いて露國が此大工事を竣成するの目待つこと能はずして、戰備を修めたり。露西亞は、當時未だ其用意を有せず、又尙武的精神の涸渴し果てたる支那は、銳氣潑刺たる彼に對して持久的抵抗を試みるの氣力を有せざりければ、東京政府は支那に打撃を與ふるの一刻も猶豫すべきにあらず、而して一旦、支那を擊破したる上には、露西亞を伐て其功を收むるの道、亦自ら確保せらるべしとしたり。思ふに、日本の斯くの如くに支那に對する開戰を急ぎたるは、この後、幾もなくして歿したるアレキサンドル三世の病めるを知れるが爲めなるべく、一八九四年の夏を以て既に久しく日支間の紛議の種たりし朝鮮に關して、日支兩國の間、紛議を生じ、七月に至りて、日本は宣戰の宿望を達するを得たり。

戦争の初よりして日本は花々しき勝利を博し得たれば、その必ずや日本の利得に終るべきは想像するに難からざりき。九月、山縣軍及び野津軍は平壤に支那軍を撃破し、伊東提督は黃海に於て支那艦隊を撃滅し、日本軍は更に滿洲に侵入し、大山軍は渤海灣を制し、従つて北京の通路を扼するの遼東半島に上陸して十一月二十一日、旅順を陥れ、翌年一月三十日、轉じて、山東半島の北部にありて遼東と相對する威海衛を奪取し、斯くて渤海灣の入口は全く日本軍の制する所となれり。

支那は、今や和議を締結すべき時機、到れりとし、又その講和の己に不利なるべきを知れるが、此時まで陰に支那に後援を與へたる英國は、方針一換、支那を棄て、戦勝者に接近したり。日本は全權委任狀の煩瑣なる審査に講和談判の開始を遲滞せしむること二ヶ月にして、遂に李鴻章と商議するに同意し、日本側は伊藤博文を以て全權委員と爲し(一八九五年二月)、兩委員の談判の結果は、四月十七日の下の關條約となり、日本の勝利に歸したり。之により支那皇帝は、臺灣島及び澎湖列島を日本皇帝に讓與し、北緯四十度に至るまでの遼東半島を割き、又朝鮮の獨立を承認したり。是れ朝鮮をして日本の屬國たらしむべき第一歩なりき。支那は此外償金として二億兩、その半ばは一年内に、殘部は七年間に支拂ふべきを約し、日本軍の占領期間、威海衛を日本の權力に附する事となれり。

然も、東京政府は此赫々たる戦勝の結果を永く其手に保有すること能はざりき。下の關條約の發表せらるゝや否や、露國政府は、佛蘭西が一八九四年五月十二日の英國及びコンゴ間の條約に異議を

申出でたると同一轍に出でて日支條約に異議を唱へたるが、親露主義のフェリクス・ファールの下にある佛蘭西も、露國に加擔し、而して獨逸にては、皇帝自ら露西亞を敵とするを懼れ、努めて好意を之に寄せんことを念としたりしを以て、聖彼得堡及び巴里の兩政府と其行動を共にするに至りしなり。

三國は、恩を支那に賣りて、出來得る限り之を利用せんと欲せしかば、彼等は四月下旬を以て語辭を慇懃にして、而も明晰なる最後通牒的の文書を提し、終に日本をして日ならずして之を承認するに至らしめたり。彼等の日本に強要したるもの他なし、遼東の還附即ち是なりき。

英國は日本が支那方面に於て露國に對する堅固なる障壁たるに至らんことを希望したりしも、實際に於て、多く日本に援助を與ふることなかりしが、彼は戦争の終局に近きて始めて之に接近し、明に聖彼得堡、巴里及び伯林政府の強請に反對したり。然も終に此後年に於ける同盟國を放棄するに至りたるより、既に戦争の爲に幾多の犠牲を投じ了りて此上、三國の聯合に抵抗するの餘力を有せざりし日本は、其復讐の機を他日に譲りて、暫く雌伏し、以て此惡運の前に屈服するの止むなきに至り、償金三千萬兩を得て遼東を放棄し、臺灣と澎湖列島とを得、又支那をして朝鮮の名義上の獨立を認めしむるを以て満足したるに、露西亞は、此後、幾くもなく、斯くして名義上獨立せる朝鮮を自國政策の軌道に誘入せんとしたり(一八九五年五月五日—六日)。

日本は、運命として此等の事情を甘受せざるを得ざりしかど、彼は其一陽來復の時の遠からずして

到來せん事を期し、之に對する準備に日も足らざるの有様なりき。所謂一陽來復とは、對露復讐戦にし、彼は孜孜として之が用意に怠りなく、日本の議會は、一八九六年に於て莫大なる陸軍費に協賛を與へて、之をして平時現役兵十四萬五千、戰時五十萬に増大せしめ、軍艦三十三隻—六萬三千噸、水雷艇二十六隻の海軍に大擴張を行ひて軍艦六十七隻(二十五萬八千噸)、驅逐艦十一隻、水雷艇百十一隻とし、鐵道、電信及び兵制改善の爲めに巨額の費用を投じたれば、陸軍は一九〇三年を以て、海軍は一九〇六年を以て、其準備、略々完きを得べき豫定にて、斯くて日本は、歐洲列國が日本と戦ふべく極東に割愛し得べき制限せられたる兵力に對抗して、毫も遜色なかるべきを思惟し得るに至りたり。然るに一八九五年以後、列國は彼等の支那の爲めに致し、盡力に對して高價なる報酬を得んことを期し、一に支那帝國を分割せんとするの外なきの有様なりき。

第五節 佛蘭西のマダガスカル植民地

露佛同盟に勢力を得たる佛蘭西は、一八九四年五月に於ける英國及びコンゴ間の條約に反對したるが、彼は又同盟によりて更に其正當なる權利を回復することを得、一八八五年十二月十七日の條約以來、名義上佛蘭西の保護の下にありしマダガスカルに向つて新なる施設を加ふるに至りたり。

蓋し該條約はエミルネー(Emirneh)政府の遵守する所とならざりき。一八八六年一月九日附佛蘭西

政府の書翰は、對外關係上、佛蘭西理事官の職權に嚴格なる制限を加ふるものなりしかば、ホーヴァ政府は、之に勝手の解釋を加へて、結局、該理事官の權能を有名無實ならしめ、理事官は女王に面謁する事を得ず、又彼が有せし兵力は、騎兵護衛兵五十名に縮減せられたりき。上記理事官の職責に屬する外交事務の爲め、別に外務大臣を置き、外國の領事をして首相たるライニライアツヰニ(Rainilaiarivony)より直接に認可狀を得しめんとしたり。佛蘭西は數年の間、之を忍びたるも、一八九〇年のブリッセルの萬國會議に於ては、極力、そのマダガスカルに對する保護權を主張し、マダガスカル島及びコモール(Comoros)群島より阿弗利加西海岸の領土宛に武器及び彈藥を輸出するを禁じ、且、此等列島の海港に對して有效なる監督を行ふべきを約したるが、幾くもなくして英國(一八九〇年八月五日)及び獨逸(一八九〇年十一月十七日)は、佛國のマダガスカルに對する其保護權並に之に伴隨すべき一切の後果に承認を與へたり。

是を以て佛蘭西は、爾後、彼の權利を擁護すべく武力に訴ふる事を得たりしかど、その實際に武力を行使せしは、これより數年の後に屬し、彼は先づマダガスカルに於ける佛蘭西の司法權行使の爲めに一箇の法律(一八九一年四月)と、命令(一八九二年八月)とを發したるのみなりしかば、この因循は、却てホーヴァ人を鼓勵して、彼等は領事の裁判執行命令に服従せず、佛蘭西人の同島に於ける土地取得を妨げ、又其のマルガーシュ(マダガスカル島民)の雇用に妨害を加へたるのみならず、外國人に對し眞

箇政治的意味を有する如き頗る不法なる讓歩を敢てするに至りしかば、佛蘭西外相は「私的契約の外観の下に、佛蘭西の地位或は利益に牴觸する政治的契約の性質を帯ぶるが如き一切の行爲を有效と認むること能はざる」旨を宣するに至れり。

加之、ホーヅァ人は、歐洲より多量の武器及び彈藥を購入して、佛蘭西が同島の防備の安泰に關する責任を引受くべしと云ふ一八八五年十二月の條約の精神に背馳し、佛蘭西が海上に監視を嚴にせるにも拘らず、武器彈藥の輸入は絶えず行はれ、佛蘭西人の危害を受くる者の夥しき數に達したるを以て、内閣議長(カジミル・ペリエー)は、一八九三年十二月、エミルネー朝廷に對して、左の宣言を發したり。曰く、余は將來、エミルネー朝廷を以て「今後の危害に對して直接に責任を帯ぶべきもの」とし、惡意或は無力の爲めにエミルネー朝廷が、其義務を果たす事能はざる場合には、佛蘭西國民の保護及び他の居留外人の安全を保證せんが爲め執るべき手段を一考するを以て余の義務なりと思惟す」と。

この後間もなく(一八九四年一月二十二日)、カジミル・ペリエーは、一議員の質問に答へて、ホーヅァ人をして吾人が決して武力に訴へざるべき事を思はしむるの必要なしと云ひ、此際、議會は、「マダガスカル島に於ける佛蘭西の地位及び權利を支持し、佛蘭西國民を保護し、且、その國旗を尊重せしむべく、政府に後援を與ふべき」を明にしたりしに、然るに數ヶ月に亙り、佛蘭西の爲せし所、唯その衛戍兵及び艦隊の勢力を加へたるに過ぎざりしかば、一時、氣勢を挫かれたるホーヅァ人は其元氣を回復し

て、尊大の態度を示し、彼等の佛蘭西人に對する暴行は頻出したり。茲に於て新に大統領となり(一八九四年六月二十七日)たるカジミル・ペリエーと彼が最初の内閣(デュビュイ内閣)とはこれを見て、遠征軍を派するに先だちて使節を送派するに決し、この使命の任を前の理事官ル・ミール・ドゥ・ヴィレー(La Myre de Villers)に囑したり(一八九四年九月九日)。

一ヶ月の後、使節はタナナリヴに到着したり。彼の齎し、使命は、マダガスカル併合(當時未だ此點まで進まざりき)の提議にあらずして、かの一八八五年の條約のそれよりも一層細密に、同島保護の條件を定めんとするにありき。

此提議の主張する所は、女王をして爾今、外國或は外國の代理者と一切交渉する所なからしめ、マダガスカル在住外人に關する事件は、佛國統監のみの取扱ふ所とし、統監の承諾なくしては、外人に對する如何なる讓歩も之を無効とし、佛蘭西はマダガスカル島に於て其必要と考ふる軍隊を駐在せしむべく、並に同島の防備及び内地の平和を維持するの責任を有せんと云ふにあり。而して又最後に佛蘭西語の條約本文のみに法律上の強制力を附せしめんとしたり。是れ一八八五年の條約がホーヅァ語の本文にも同様の強制を有せしめたるが、其解釋に關する論争の絶え間なかりしに因るなり。

マダガスカル首相ライニライアリヴゾニは、初めの間は言を左右に託して之を遷延せんとし、十月二十日は、六日を猶豫期間とする此最後通牒に回答を與ふべき日に相當せしに、二十二日、却て、佛

蘭西人の横議暴行を咎め、次いで佛蘭西の要求を却け、之に抗辯するに、事實上、一八八五年の條約を無効に歸せしむべき頗る侮辱的なる對案を以てしたり。即ち該對案の要求する所左の如し。佛國統監は、佛蘭西以外の諸國にして若し彼に囑するに彼等の政府を代表すべきを以てし、その資格の生せる場合には、又此等諸國の代表者と看做さるべく、女王は佛蘭西人及び諸外國人の保護を保證し、今後に於ては、自由に武器を輸入するを得べし。而して又假令、演習目的に出づるとすとも、佛蘭西は其軍隊をして上陸せしむるを許さず云々。

ル・ミール・ドゥ・ヴィレーは、彼に和戰兩様の準備ある旨をマダガスカル政府に宣言したりしに、マダガスカル政府は其の提議を固持して動かざりしかば、同島駐在佛蘭西の代表者は國旗を撤去し(十月二十六日)タマタージュ(Tamatave)に向ひ出發し、ホーヴァ人に再考の餘裕を與ふべく、十二月二日まで同地に滞在したりしが、終に徒勞に終りたりき。

佛蘭西は今軍事的行動を開始するの止むなきに至り、十二月七日、議會はマダガスカル島に一萬五千の兵を送るべく六千五百萬フランの支出を認めたるに歐洲列國は之に對して何等抗議する所なく、十二月十二日、佛蘭西の海軍は直にタマタージュを占領し、一八九五年一月十四日、マヂュンカ(Majunga)に達したり。ホーヴァ政府は、英人を以て成る自稱志願兵隊と、後に至り捕縛せられて佛蘭西の軍法會議に附せられたる一名の米國人とに助けられて暫く抵抗を試みたりしも、デュシヌ(Duchiesne)將軍麾下

の佛蘭西軍隊はマヂュンカに達したり(一八九五年四月二十四日)。デュシヌ將軍は、雙務契約の形式に於ける條約案を齎してマダガスカルを自治國とし、唯だ之をば佛國の嚴正なる保護權の下に置かんとし、今回は保護權なる語を本文の中に明記して此點に關して遺漏なき説明を加へ、佛蘭西の此保護權が之に伴ふ一切の結果と共に承認せらるべき事を求めたり。一切の對外關係に於ては、佛國統監はマダガスカルを代表し、外國の代表者と折衝すべく、外國人に關する問題は、彼の媒介に依りて行はるべし。佛蘭西はマダガスカル島に於て、其必要とするだけの軍隊を駐屯せしめ、且マダガスカル島の防禦及び保安の任に當り、統監は又内政監督の衝に當るべし。佛蘭西はマダガスカル島の開發と其經濟的發展との爲に有效なりと思惟する改革を實行するを得べく、一切の費用には地方的資源を充つべし。マダガスカルは佛蘭西の許可なくしては借款を起すを得ず、佛蘭西は條約以前の契約、借款、債務に對して責任を負はず。被護政府は、一八八六年の國債の利率變更に同意す。ディエーゴ・スアレス(Diego Suarez)地方の境界線を明確に劃定すべし。佛國民は、又不動産獲得の權利を許さるべく、又島内在住の外人は、佛蘭西の裁判權に服従すべし云々。

總て首尾能く終止すべしとせられたる遠征が、軍隊編制の拙劣なりしと、其作戰上の失策との爲に、豫想以上に長引きて多額の費用を要したる爲め、忽にして佛蘭西の輿論をして不滿の調子を帯ぶるに至らしめたるが、佛蘭西政府は保護權以上のものを樹立せんとせし一派の説に動かされ、九月十八日を

以てデュシエヌの許に一通の電報を發して、條約に調印することを止め、ラナヴァーロ (Ranavaloa) 女王に片務的の條約を強制し、彼が全く佛蘭西の條件に屈服すべきを明言せしめ、佛蘭西としては何等の約束をも爲すことあるべからざるを命じたり。

然るに、此新なる訓電を入手するに先ちて、將軍はタナナリヴ (九月三十日) に到着し、女王は砲撃に威嚇せられて佛軍の要求に従ひ、十月一日を以て最初の提案に調印したり。斯くて將軍の第二案に接したりしは、十月七日なりければ、彼は更に第二案を提するを以て不利なりとし、政府に説きて十月一日、調印の條約に満足せしめたり。

時に、佛蘭西には政變あり、リボー内閣は退き、一八九五年十一月一日を以てレオン・ブールヂョア (Léon Bourgeois) 内閣之に代りたるが、前内閣よりも尙強硬に併合説を主張したる新内閣は、露骨に其意圖を發表する事なからんとして、ルロア・ボーリュー (Luroy-Baulieu) が『世界評論』に發表したる説を採用し、嚴密の意味に於ける併合にはあらで、領有 (Prize de possession) を主張したり。こは外に對しては併合なるも、内に在りては單純なる保護權たるに過ぎざるなり。此説によも時はマダガスカルは嚴密の意味に於ける植民地にはあらず。何となれば之をして植民地たらしめば、彼は全然其本國の支配を受けざるべからざればなり。彼は即ち單純なる領土として自主的行政を有すべきものたるなり。

此説によりて佛蘭西の外相ベルトロ (Berthelot) は十一月二十五日バレー・ブールボンに宣言し、ホ

ーヴァ人の服従を告げ、又佛蘭西のマダガスカル島領有を説きたるが、保護權なる語は、再び彼の聲明中に繰り返され、彼は此際、問題は十月一日の條約を破棄することにあらずして、一定の章句の下に、佛蘭西政府の原則をば更に明瞭に掲記せんとするにありとし、又佛蘭西の經濟上の特權に言及し、又新なる手が武力に由りて得たる領土主權にまでも言及したり。

斯くて併合説は、次第に勢力を得來りたれば、政府は若干の布令を發して、先づマダガスカル島を植民地となし(十二月十一日)、統監の權限を定め、之に委ぬるに、マダガスカル島及び其附屬地の一切の事務を處理、指導、管理し、且、豫算を作製せんことを以てし(十二月十一日)、統監に附屬して各理事官の資格權限を決定すべき參事會を組織し(十二月二十八日)、及び佛蘭西の裁判制度を組織したり(十二月二十四日)。

幾くもなくして形勢は一轉し、一月十八日、統監ラロシエ (Laroche) は女王ラナヴァーロをして、一箇の宣言に調印せしめたり。是れ九月十八日、デュシエヌが落手したる訓電そのものに外ならずして、佛蘭西政府のマダガスカル島占有を承認せる後、女王は『次ぎの條件に同意す』(下略)とあり。該新條約の締結せらるゝや、女王の教唆に由りて剽盜到る處に起り、ファハヴァルロ人 (Fahavalloa) も亦、騒動を起して佛蘭西人に反抗したれば、巴里に於ては、前内閣の與黨の其九月十八日の訓電に承認を與へたりしにも拘らず、新内閣を攻撃したるより、ブールヂョアの新内閣は、マダガスカル島が毫も直接に

佛蘭西の統治する所にあらざるを主張して勝利を制し（一八九六年三月十九日）、外國に對しては『保護權の行使によりて困難の生じたる結果、共和國政府は、其權利を尊重せしめ、將來の保證を確實ならしめんが爲に、武力干渉を爲すの止むを得ざるに至り』且『斯くの如くにして佛蘭西の軍隊をして同島を占領し、確實に之を領有する事となれる』旨（一八九六年二月十一日）を告ぐるに止めたり。佛國の此聲明に向つては一の抗議を爲すものなく、唯、合衆國が佛蘭西とマダガスカルとの間に結ばれたる新條約の通告を求めたるのみなりければ、ブルジョアは條約の嚴守のマダガスカル島に生じたる新形勢と相容れざるものなるを以て、佛國は、今後、同島に於て行動の完全なる自由を有せざるべからざるを答へたり（三月三十一日）。

ブルジョア内閣の後を繼ぎたる（一八九六年四月二十九日）新内閣は、實際に於て單に保護權を求むるのみに満足したりしも、島内の形勢は、斯くの如き退嬰の佛蘭西の利益を危うするものなるを意味し、加ふるに輿論も亦一歩々々併合に傾き來りたりき。折しも、佛蘭西の苦手たる英國も難局に煩はされしより、議會は、再び外相の位に就きて、斷然、マダガスカルの佛蘭西植民地たることを宣言したるアノトー（Hanotau）の提案を議決し、該提案は一八九六年八月八日を以て法律となり、之に由りテナヴァーロは尙女王の地位を留保したるも、事實上、佛蘭西共和國の一官吏たるに過ぎざるに至れり。されどマダガスカル島民は、漫然として此變改を甘受すべくもあらず、暴動は忽にして各地に簇發し

れば、メリーヌ（Mérino）内閣は統監ガリエニ（Gallieni）將軍を急派し、將軍は、全權を彼の掌裡に收めて（一八九六年九月）女王の一大臣を糺弾して之を死刑に處し、又女王の伯母の一人を流し、ホーヴァ人を敵視する同島の住民に地方自治を及ぼし、最後にホーヴァ貴族が陰謀を企てたるを口實としてラナヴァーロの位を廢して（一八九七年二月二十五日）、先づ之をレユニオン島に送り、次いでアルヂェリアに移し（彼は今日尙同地にあり）、全くマダガスカルの動搖を鎮熄せしめたり。列國は、従前とも同島の併合に反對せざりしが、今や之より生じたる一切の結果に承認を與へたり。

第六節 トランスヴァール竝にヂェームソン闖入

佛蘭西は、露西亞と同盟を締してより、植民政策の再始遂行上、一層行動の自由を得たる譯なりしが、到る處に於て獨逸と競争せざるを得ざりし英國は、漸くにして獨逸帝國を以て彼が海外發展の大障礙物なりとし、遂に露佛協商と其歩調を共にせんとする新形勢を馴致するに至りたり。南阿に於て彼の目的を達成せんとして種々なる困難に遭遇したる英國は、此方面に於て又もや伯林政府の反對を検證するの機會に接觸したり。

トランスヴァールの久しく英國從屬（こは、一八七七年以降のことにして、一八八一年のプレトリア（Pretoria）條約に依り確實なるものとなりたるなりき）に反對したるは、英國のグラッドストーン内閣

をして遂に、一八八四年二月二十七日の倫敦協商を以てトランスヴァールの殆ど完全なる獨立を承認するに至らしめ、本條約に由りトランスヴァールは、その内政上に於ける一切の約束を脱し、下記第四條中に含まるゝ唯一の制限を除き、十分なる自由を以てその外交を處理することを得るに至りたり。所謂第四條に曰く、「南阿共和國は、英國女皇陛下の承認を経るにあらざれば、オランジェ自由國以外の如何なる國家若くは國民とも、條約若くは協約(engagement)を締結せざるべく、又同共和國の東部或は西部に於ける如何なる民族とも條約若くは協約を締結することなかるべし。女皇政府が條約の復寫(決議條項編成後直に女皇に送達せらるべき復寫)を受取りてより六ヶ月以内に斯かる條約の締結が、大英國及び南阿弗利加に於ける女皇陛下の領土の利益と相背反する旨を通告せざる場合には、承認を與へたるものと看做さる。」

是に於てか次ぎの事實を生ず。

- 第一、共和國は、之が直接實行すべき外交上の關係及び商議に關して十分なる自由を有すること。
- 第二、共和國はオランジェ國と何等の保留なく交渉することを得ること。
- 第三、條約締結後に於てのみ行はるべき英國の反對は、同國特殊の利害問題に關してのみ起り得べきものなること。

本條約は、内政の方面に於ては奴隸の廢止、信教の自由及び外人居住の自由を約したれど、此等の

條項を裁可したるにあらず、將た此點に關する統制權を英國に與へたるにもあらざれば、英國は唯、外交上の手段に由りて之を要望することを得るのみ。條約の不實行を不満とする國家の如き地位に立ちたり。最後に英國は又南阿共和國と對等の地位にあるものなるを承諾せるものゝ如し。蓋し第一條に由り、英國は國境に關して、紛議の生ずる場合には、之をば仲裁々判に委し得べきを承認したるを以てなり。事實、一八八五年に此種の仲裁々判の行はれたることありたるが、其後、一八九四年にも、移入民に關するトランスヴァールの法律に就て、尙一回仲裁々判を煩はしたる事ありき。

されば、クリューゲル(Kruger)は、そのブレトリアに歸るや、彼は本條約を以て英國の宗主權を廢止せるものと做したりしが、トランスヴァールの國會(Volkstrand)も亦、同一の解釋を之に加へたりしなり(一八八四年七月)。

是に於てか、二箇の重要な問題に關して紛議起れり。

第一、南阿に於ける獨逸人の居留。

第二、トランスヴァールに於ける鑛山の發見並に其繁昌。

伯林政府のナマカ(Namagua)及びダマラ(Damara)占領(一八八四年)は、英國をして憂悞せしめ、英國は、又獨逸人のブルー人に對する援助を妨害せんが爲め、百方、英國植民地と南阿共和國との間に介在する地域の全部を占領せんとし、斯くて一八八五年には、ベチアナランド(Betchuanaland)及びカ

イヤ(Kama)を收めたるが、問もなくセシル・ローヅ(Cecil Rhodes)は、マタベレ族の王ローベングーラ(Lobengula)をして、英國の保護權を認めしめ(一八八八年)、更に一八八九年には英國南阿會社(特許)を設立し、之をして歴倒的の勢力を以て南阿を風靡せしめたり。セシル・ローヅは金剛石の發掘によりて巨萬の富を造り、一八八八年自らビールス(Beers)會社を創設し、次いでケーブ・コロニーの首相となりたるものなり。程經て英國は(一八九〇年、一八九一年)葡萄牙をして、アンゴラ及モザンビック植民地の間に介在せる全後地を放棄せしめ、斯くてマシヨナ(Machona)バロッツニ族地方マニカ(Manica)及びニアッサ湖とタンガニカ湖との間なる全地域に保護權を樹立し、特許會社の中心人物たるセシル・ローヅの名を取りて之をローディヅ(Rhodesia)と稱したり。此等の地方は上記會社の名義を以て、英國政府の開發する所となりたれば、四面英國領土の包圍する所となるトランスヴァールは、一八八九年三月よりオランジェ國と密接なる結合を保ち、且同年ケーブ政府の提議に係る關稅同盟に加入することを拒絶したり。

トランスヴァール金鑛の發見(特に一八八六年以後)發掘せらるゝや、無數の坑夫新に之に渡來したるが、其大部分は英人にして、彼等はヨハンネスブルグを建て、此地に鑛業會議所を設立し、幾くもなくして一大勢力を爲すに至りたれば、トランスヴァール政府は、政府の監督の下に土木、鑛山等に關する法律の制定に參與するものにして、居留四年に及びたる外人にも、之が議員たるの資格を賦與す

なる今一箇の議會を創設せざるを得ざるに至りき。然るに第一の議會の有權者たらんが爲には、居留十有四年に及ばざるべからず、而して又被選舉權を得んが爲には、一八七六年以來、此地に居留するを必要としたりしより、外人は大に之に平ならず、今一層、彼等の政治上に於ける權利を擴張せん事を要求し、何れの點に於ても、ブール人と對等たらざるべからざるを叫び、ケーブ政府を後援とせる彼等の示威運動は、年を逐うて激烈に、其喧騒の度は次第に加はり來りたり。斯くてセシル・ローヅはヨハンネスブルグ鑛業會議所會頭フリップスの默許の下に一八九四年來、同市に武力革命を起し、此目的を達せんことを企みたり。暴動實行の衝に當りしは、セシル・ローヅの股肱としてベチュアナランド及びマニカに於て特許會社の軍勢を指揮せし醫師ジェームソン(Jameson)にして、彼は漸次トランスヴァールに接近し、命令一下、立ち所に共和國に侵入して、ヨハンネスブルグに進軍し、以て其地の同胞と合せん手筈なりき。

斯かる陰謀の久しきに互つて準備せられたるを見て、トランスヴァール政府たるもの固より之を聞却する事能はず、既に獨逸と通商條約を締結したるクリューゲル大統領は、一八九五年一月二十七日、獨逸ウイヘルム二世の爲に意味深長なる乾杯演説を試みて曰く、『余は小兒の如くに微力ながら、常に獨逸の利益を考慮の中に置かんとする者なり。然るに今や此小兒は、一大強國の爲に蹂躪せられんとす。彼の他の大強國に保護を求むるに至るべきこと、寧ろ自然の勢たるなからんや。獨逸と南阿共和國と

の間に最も大なる友情の連鎖を結ぶべき時は到来したり。而して是れ實に骨肉の連鎖たるなり」と。是に於て英國は本件に關する説明を伯林政府に要求する所ありたるに、伯林政府は答へて曰く、「獨逸の政策は、其トランスヴァールに於ける鐵道の敷設と及び同國との通商條約の締結とに由りて、同國內に存する實質的利益に對する危害を除かんにするに在り。されど此等の利益の十分なる保護の爲めには、一八八四年の條約によりて、トランスヴァールの依然として獨立國たるを必要とするのみならず、又鐵道並にデラゴア(Delagoa)灣に關しては現状の維持を必要とするものなるを宣言せざるを得ず」と。

然るに、一八九五年の末に至り、ヂェームソンの準備は長足に進捗し、十二月、彼は其手兵を率ゐてトランスヴァールの境上なるマフェキング(Mafeking)の附近に至りしに、彼がヨハンネスブルグに於ける共謀者は、十二月二十日を以て彼に其待ちに待ちたる相圖を與へたりしかば、彼は今は猶豫もならずと其兵を進めたり。然るに最後の瞬間に至り、ヨハンネスブルグ英人の大多數は、此非常手段に悞れを懷きて、躊躇逡巡したりしに、ヂェームソンは、彼が此企らみを暫く延期すべき旨、ケープよりの要請ありしにも頓着せずして、進んでクリューゲルスドルフ(Krugersdorp)(ヨハンネスブルグより三十哩)に至れり。時に一八九六年一月一日にして、彼の率ゐる所六七百と數門の大砲とに過ぎざりければ、ブル軍の八方に現れて之を包圍するや、忽にして全軍を率ゐて降伏するの止むなきに至り、ケープ政府の力に由りて纔に其一命を免るゝ事を得たりき。彼は直に釋放せられて英國に至り其裁判に附せられたり。

此詐謀は、文明列國の間に甚深の印象を及ぼしたるが、されど之を憤れるもの獨逸皇帝の右に出づるはあらざりき。帝は一月三日、大統領クリューゲル宛、次の電文を送れり。「朕は、閣下が閣下の國民と共に、親交國の援助を求むる事なく、又閣下自身の軍隊のみに頼りて、閣下の國土に闖入せるものを拒し、以て平和を再立し、外寇に對して國家の獨立を支持し得たるを衷心慶賀するものなり」と。

殆ど總ての強國は、ヂェームソンの行動を以て、ケープ政府及び英國政府の之が責任を負はざるべからざる萬國公法の蹂躪なりとして、之に抗議する所ありたれば、ケープ並に英國政府は取り敢へず、此突發的攻撃を以て非なりとし、セシル・ローヅも一八九六年一月四日を以て直ちに臺閣を去りたり。英國に於ては、かのソールズベリー卿内閣の植民大臣として、熱心にビーコンスフィールド卿以來の帝國主義を唱へたるチェンバレン(Chamberlain)あり、彼は初め其聲を低うしたりしかど、幾くもなくして、倫敦に渡來したるセシル・ローヅの鼓勵する所となりき。此事件にてヂェームソン及び其主要なる共謀者は、極めて輕微なる刑罰を受けたるに過ぎず、大統領クリューゲルは、セシル・ローヅを窘逐すること能はず、五月に至りてはチェンバレンは下院に於て、南阿兩共和國在住外人の持せる政綱を擁護したり。斯くて一八九六年、英國は、孜孜としてヨハンネスブルグの失敗を償はんとしつゝありしに、トランスヴァールは、之に反して先づ其警戒を嚴にし、且オランダ國と商議を開きて一八九七年三月十七日、數項の條約を締結したり。其項左の如し。

第一、一八八九年に於て互に約したる居住の便宜を一層に擴大する事。
第二、兩共和國は、相結び、互に全國を擧げて外敵を防がん爲めに、修交並に永久的同盟の條約を締結する事。

第三、兩國は其各の公民の爲め、互に歸化の便宜を圖る事。

第四、兩共和國より選出せる十名の議員を以て評議員會を組織して、毎年交代にブレトリアとプロームフォンタインとに之を開き、以て共通利害の問題、特に、相互の防禦、通商上の關係、兩國の聯邦的結合に關する諸提案並に之に對抗して起るべき抗議、兩國の法律の統一に都合好き事柄及び兩國の各政府が法律の統一の爲めに提出すべき問題等に關して、熟慮し、互に意見を交換し、且、之が報告文書を兩國政府に送致せしむる事。

此等の約定は、其後幾くもなくして、一八九七年四月二十八日の獨逸及びオランイエ自由國間締結の修交及び通商條約により一層に重大なる性質を帯ぶるに至れり。此條約は蓋し自由國とトランスヴァールとの間の三月十七日の條約後に成りしなりければ、トランスヴァールは英國の承認を求めずして之が利益に浴することを得たるなり。又一方トランスヴァールが其當然の權利として、オランイエ自由國に聯合し、事實上、英國に對する藩屬關係を斷つを得るに至りたれば、英國たるもの彼が南阿大帝國の問題に就いて大に焦慮せざるを得ざるものありき。獨逸が是等の新契約を守りたりしか、將た英國政

府は獨逸を動かしてトランスヴァールより之を分離せしむべく計る所なかりしかは、之を後章に於て説かんと欲す。

第七節 アルメニア問題

英國は、嘗に南阿に於けるのみならず、土耳其に於ても蹉跌したり。伯林公會以後、土耳其に於ける英國の勢力は、見事に獨逸の打破る所となり、獨逸新に保護的態度を執りて土耳其の軍隊を教導し、其陸軍と國防との組織的改造の端緒を開きたれば、東方問題は數年來、全く其活動を停止したるが如かりき。英國は一八七八年に於て土耳其特に小亞細亞及びアルメニアに於ける改革の主唱者たるを裝ひたりしも、その方針は極めて微溫的にして、彼が其土耳其國內の基督教徒の保護者を以て自ら任じたるにも拘らず、其行動は實際に於て基督教徒に都合好きものにもあらず、久しく無爲を墨守したり。人口夥多にして富裕なるアルメニア人は、敢て悲境に陥りたりと云ふにはあらねど、又必ずしも改善せられたる譯にもあらざりければ、英國政府は土耳其帝に代りてアルメニア人を統治すべき知事を選擧するに際して、纔に臆病なる干涉を加へたるに過ぎざりき。由來、アルメニア人は、君府の銀行業及び商業界に大なる關係を有し、重要な地位を此地に占めたりしより、アブド・ウル・ハミッドは、彼等を特に官吏の要職に就かしめ、彼等は其溫順の資によりて、忠實なる國民なる稱呼を得たりき。彼等

の束縛を寛ならしむるは、これ我が利益なりとは、是れ土耳其朝廷の衷情にてありしなり。

アルメニアの故土にありたるアルメニア人は、彼等と同一種族に屬するも、回教を信奉するクルド人 (Kurdes) の虐遇する所となりたるに、土耳其當局者は、クルド人の此抄掠と暴行とを默許したるが、ブカレスト (Bucharest) 條約 (一八二九年) により、將た伯林條約 (一八七八年) によりて露領に歸依したるアルメニア人とても、是れ亦露國政府の好遇する所とならず、聖彼得斯堡政府は、アルメニア人の意氣を沮喪せしめ、飽く迄も彼等を正教に回心せしめて之を露西亞化せんとし、アルメニア人の學校に嚴重なる監督を加へ、盛に之を西伯利に流したり。一八八四年、カトリコスたるゲオルゲス (Catholikos Georges) の歿するや、露國政府はその後繼者の選舉に干渉し、正當に選ばれたるメルシッセデック (Melchisedec) を罷めてマカール (Makar) を司教に任じ、這般の非行の頻々たりしより、全アルメニアに涉りて反露運動の勃發を見るに至り、露帝は今や土帝と同じくアルメニア人の嫌忌する所となり、愛國の士はヒンドシヤック (Hindjak) (鐘) 又はトロシヤック (Trochak) (旗幟) と題する激烈なる新聞紙を發行して、歐洲殊に佛蘭西及び英國に彼等の主義を宣傳したり。ナザルベグ (Nasirbeg) なる學生、該運動の指導者たり、彼は一八八八年より一八九四年に至るまでの間に到る處に革命的結社を起したり。これ土耳其帝の安んずる能はざる所なりければ、露西亞と接近せる彼は、益々壓迫の手をアルメニア人に加へたり。一八九〇年六月二十日には、愛國黨が武器を隠匿したるの報ありしエルツルム

(Erzeroum) の教會に搜索を行ひて始めて彼等を虐殺したるより、之が反動として賣國を以て目せられたる若干のアルメニア人も、亦其同胞の兇手に倒れたり。爾來、此地方の騷擾は、絶ゆるの時なく、クルド人は、土耳其帝の後援を待みて益々アルメニア人を侵害したるより、革命黨の陰謀も、亦日を追うて險惡となりたり。是に於て英國は福音同盟 (Alliance évangélique) を以てアルメニアに新教を布教し、土耳其政府の之に束縛を加ふるを責めたり。

アブド・ウル・ハミッドは、暗黙の裡に或はアルメニア人を酷遇して之を激せしめ、又或は改革を約して土耳其の守舊黨及び青年黨をしてアルメニア人に反對せしめんと欲したり。青年土耳其黨は、守舊黨ほどにはあらざるも、共に基督教徒をして外國の援助を受けしめ、若くは特權を享受せしむるを欲せざりしなり。帝の此狡策は、忽にして成功し、一八九四年八月及び九月サッサアン (Sassoun) のアルメニア人の租税を拒絶するの風ありしや、クルド人は暴起してアルメニア人の大虐殺を行ひ、其婦女を掠奪して之を凌辱し、全土を擧げて兵火流血の巷に化せしめたりしかば、英國は直に抗議を提出し、アルメニア人の爲に外交上の折衝に當らんとしたりしに、三國同盟の諸國は、土耳其に味方して之に應ぜざりき。此際に於ける露佛の意向は、稍々奇異にして、久しく土耳其の基督教徒を援助したりし露國は、今は英國を利するを欲せざりしより、力を基督教徒に藉さるに至りたるが、露西亞と結びたる佛蘭西は、アルメニア人の保護を以て格別彼自らの利益にあらずとなしたり。

土耳其帝も、亦、該事件を處するに彼一流の流儀を以てし、一八九四年十月二十日の覺書を以て、英國政府に非難を加へたれば、英國政府は英、佛、露、土の委員を以て成れる審査會議を開催すべきを提議し、該會議は一八九五年一月を以てムーシ(Moussi)に開催せられたれど、土耳其當局者の故意に之に妨碍を加へて際限なく延滞せんとしたる爲め、在苒、六ヶ月に亙り、最後にアルメニアのみならず、全土耳其帝國に涉りて改革を行はんとする旨の土帝の詐僞的提議によりて一と先づ閉會する事となれり。土耳其帝國に對して全局に亙るの改革を要求するは、不可能事を強ゆるものと云ふべく、斯くの如きは其實何事をも要求せざるに異ならざるものなれば、此際差當りアルメニアの改革を行ふの要ありとしたる英國の主張は、十分の論據を有する具體的の案なりと云ふべく、且之が實行にも、小時日を要するに過ぎざるものなりしも、露西亞從つて又佛蘭西は、土耳其皇帝の意見に賛同して、一八九五年五月十一日、一篇の綱領を土帝に提出し、同時に露帝は該プログラム實行の爲めに、強制的方策を行使するに賛同せざる旨を附言したり。是に於て此後援者を得たる土帝は、英國の提案を眞面目に取扱はず、朕は之を當にアルメニアのみならず、全土耳其帝國に行はんとするものなりと揚言し、露西亞は之を以て満足し、又佛蘭西をして之に同意せしめたり。

斯くてアルメニア人の彼等の希望を土耳其皇帝に提出せんとして示威運動を行ふに及び、得たり賢しと土耳其人は、君府に於てサッサアンのそれよりも更に恐るべき虐殺を行ひ、土耳其兵士及び回教徒

侶は、棒もて公然アルメニア人を屠殺したるに、警察は、何等禁止の手段を講ぜざりき(一八九五年九月—十月)。斯かる暴行の行はれたる後、アブド・ウル・ハミッドは一八九五年十月、詔勅を發して、アルメニアのみならず、全土耳其帝國に向て五月十一日要求の諸改革を行ふべきを約し、且列國の土耳其知事の任命に干渉する事を禁じ、復た國際管理委員を設置せざる旨を宣示したるが、此欺瞞的の改革は却て回教徒の紛擾を増さしめ、土耳其朝廷、亦全力を擧げて之を煽發したれば、一八九五年十月より一八九六年二月までの間に、更に新なる虐殺の頻發を見、全アルメニアを通じて無辜の民の之が爲めに瘞れたる者無慮三萬七千人を數ふるに至りき。

アルメニア委員及び諸新聞紙は、此暴行を悲憤したるより、英國の輿論も、亦之に動かされ、ソールズベリー卿は、倫敦市長晚餐會の席上(十一月十日)、辭を勵して土耳其を排撃し、幾くもなくしてサロニカ(Salonique)に艦隊を派遣したり。然るに奧地利は、土耳其朝廷に彼等の意見を提すべく協同せん事を列國に申し出でたれば、英國は單獨干渉して強制的手段を行ふこと能はざるを知りたるに、露西亞は、今は却て往時の仇敵たる土耳其帝を援けて、アルメニア人の要求に反對し、佛蘭西も亦露西亞と行動を共にしたり。斯くて虐殺は間斷なく小亞細亞の到る處に行はるゝに至りたるより、列國も單に土耳其朝廷に彼等の共同意志を表示するに止まらず、一八五六年の條約に基きて、更にボスフォルス(Bosphore)に警備艦を派遣することを要求するに至り、之を拒絶せんと固執したる土耳其皇帝をして遂に之

に同意せしめたり(十二月十一日)。

されど改革の實は一向に擧らず、アブド・ウル・ハミッドは一八九六年二月十二日に至りて、再び十月十七日の約束を履行すべきを約したるに拘らず、毫も之を遵守するの意志なかりければ、一八九六年七月、獨逸皇帝をして此約束の履行を彼に督促せしむるには至りき。土帝をして獨立にして責任ある内閣を組織せしめんとは、英國政府の懲罰する所なりしかど、土耳其の現狀を變更するの要なしとしたり露國の反對に逢ひて其目的を達すること能はず、斯くてアルメニア人虐殺事件に關する審査の結果、土耳其政府の之を煽動したる事明白なるに拘らず、土耳其帝は、飽迄もアルメニア人其ものに對する責任を回避したれば、英國も結局ピラテ(Ponce Pilate)の政策を以て諦めざるべからざるに至り、一八九六年二月より五月にかけてアブド・ウル・ハミッドをして、國際管理委員の設置に同意せしめんとしたるも、是れ亦空しく失敗に終りたり。六月更にヴァン(Van)地方に虐殺あり、次でアルメニア人は其回心を強制せられ、爲に彼の全國土は荒廢に歸したるが、此の後、幾くもなくして土耳其皇帝は多數のハミディエ(Hamidies)騎兵隊を君府に招致し、又アルメニアの司教イスマルリアン(Ismarlian)の職を免じて之に代ふるに無能なるバルトロメオ(Bartolomeo)を以てしたり。

かゝれば、君府に在りしアルメニア人は、最早之に忍ぶこと能はずして七月、列國の大使に陳情するに次ぎの如き趣意を以てしたり。曰く、『吾人は吾人を撲滅せんとする虐主の兇手を脱却せんが爲に、

あらゆる手段を盡さんことを欲す。吾人は吾人の絶望の結果を吾人の惡んで止まざる壓制者の上に投せんとす。……アルメニア人の憤怒は將に勃發せんとす。而して之が全責任は一に土耳其帝並に列國代表者の負ふ所たらざるべからず。』

一八九六年八月二十六日、約二十名のアルメニア人は、武器を携へて突然在君府土耳其銀行を襲撃せんとせしより形勢頗る重大となれり。翌日ハス・ケウイ(Hass-Kewi)の郊外に於て、土耳其當局の組織せる數隊の殺戮者は、男子のみならず、殘酷にも婦人並に小兒迄も屠戮すること數日に及び、之が犠牲となれるもの數千に及びたり。列國は、即ち虐殺の命令を發したる土耳其皇帝に(命令發布の證據は十分なりき)秩序回復を要求し、英國の如きは強制手段を適用すべしとて、ソールズベリー卿は『若し列國大使の勸告にして、列國に取りて採用の價值あるものならば、區々たる土耳其政府の抗議に由りて屈するが如きは許すべからざる所なり』(十月二十日)と揚言するに至りたるも、列國中の或もの(獨逸、露西亞及び佛蘭西)は、假令、一時的にもせよ、強制的手段に訴へんことを欲せず、共に次ぎの三條件を提したり。(一)、土耳其帝國の領土を保全する事。(二)、列國中の如何なる一國も、其事の如何に拘らず、單獨行動を採るを許さざる事。(三)、列國中數ヶ國の聯合して土耳其帝國の全部或は一部に對し、其同行政権を行使するを許さざる事。

英國の不滿にも拘らず、列國大使は此プログラムを採用し、一八九六年十二月二十二日を以て會議を

開催したれば、土耳其皇帝は、此際讓歩の要あるを見、且之に由りて甚しく失ふ所なかるべきを信じて十二月二十二日、一部分の大赦を行ふべき旨の詔勅に署名し、最後に列國大使署名の改革案を採用し、會議はよりて一八九七年二月十日を以て解散したるが、されど、斯くの如きは實に人を愚にするも甚しきものと言はざるを得ず。佛國にては下院は十一月、四百五十一票對五十四票を以て外相アノトー(Hanotaux)のアルメニア事件に關する演説を承認し、十字軍的冒險的の干渉精神を排棄したれば、赤皇帝(是れ世人のアブド・ウル・ハミッドを呼びなせる綽名なり)は一時、枕を高くして眠る事を得、アルメニアにても、土耳其帝國の其他の部分に於ても、久しきに亙りて何等重大なる改革を見ざるに至りき。

第八節 クレーテ問題並に希臘戰爭

アルメニア事件は、一八九四年より一八九七年に亙る露西亞の土耳其朝廷に對する保護的勢力の増大と、土耳其を援助せる獨逸の土耳其帝國に於ける勢力の振張とを示すものなりしが、之と同時に一八八五年來、多くの領土を失ひたる巴爾幹諸國に於ける露國の漸次復活し來りたる事も亦明なりき。塞耳比王ミランは、一八八九年、止むを得ずして退位したるも、其死に至るまで彼の息アレキサンドルの名に於て政治を行ひ、只管、維納朝廷に迎合したれば、露國は塞耳比に於て何等得るあるを得ざりしが、羅馬尼に於ても亦之と同じく、同國王カロール(Carol)は久しく奧地利の忠僕を以て任じたり。されど勃

牙利に於ては然らざりき。此國にてはサクス・コブルグのフェルディナンドは、露西亞を憚らずして一八八七年に即位せし爲め、久しく露國の承認を得ること能はず、且又一八八七年より一八九四年までソフィアに於て事實上の執權者たりしスタンブロッフ(Stambouloff)内閣の存續せる間は、フェルディナンドと露帝との接近は不可能なりしのみならず、フェルディナンドの其のバルマ(Patino)女公によりて生む所(一八九四年一月三十日結婚)の王子に、加特力教の洗禮を受けしむるや、露國朝廷の大不満を買ひ、彼が好意を贏ち得んことは容易の業におらざるべく見えたり。然るに、其の後數ヶ月にして、彼はスタンブロッフを遠ざくるの手段を講じ、勃牙利國民がスタンブロッフの没落によつて、其專恣と殘虐とを脱し得たるを喜ぶに及んで(一八九四年五月三十一日)、露帝との接近は漸くにして之が實現の曙光を見たるが、アレキサンドル三世の一八九四年十一月一日を以て卒するや、其後繼者たるニコラス二世は一層勃牙利元首との接近を希望し、フェルディナンドが露國先帝の墳墓に花環を捧ぐべく特に使節を派遣し來れるに感激したり。か、れば、帝は一八九五年七月十五日、スタンブロッフのソフィアにて暗殺せられたるに際しても、さして之を悲しむの風なく、フェルディナンドがその息にして後繼者たるボリス(Boris)に正統派の儀式による堅信式を行ふに及んで益々之を多とし(一八九六年二月)、幾くもなくして聖彼得斯堡朝廷は、彼の正當の君主たるを認め、土耳其亦公式にフェルディナンドをブルガリア公に冊封したるより、フェルディナンドは、君府を訪ひて鄭重なる歓迎を受け、又露西亞に好遇せられ、次

で巴里、伯林、ベルグラード (Belgrade) を歴訪し、歐洲列國の承認を得たり。されど、ソフィアと和解し、之が信用を博し得たるが爲に、假令一時たりとも最も利得する所ありしは露西亞なりき。

土耳其の治下にありし基督教民は、漸次其羈絆を脱し、且又二十年來伯林公會の政策に反對して半ば土耳其の支配より免れて、絶えず彼等の權利を主張し來りたるが、彼等の中において希臘國民は別して活氣あり、又其功名心の勃々たるもの希臘に加ふるものなかりき。露國の一八七七年及び一八七八年に於ける勝利は、希臘をして彼等の將來に希望を懐かしめたるが、次いで一八八一年の外交は、彼をして満足せしむるに至らず、彼は二十年この方、大陸に於てエピルス、テッサリアの一部並にマケドニアを獲得せんとするの希望を提し、之が實現を希うて止まざりき。然も、此等の中、エピルスとテッサリアの一部とは、彼の求めて拒絶せられたる所にてありしなり。大陸の外にありては、住民の四分の三を希臘人とするクレータの大島は、彼の將に之が併合を熱望して止まざる所なりしに、土耳其政府が其公約を無視し、一八六八年の法令とハレバ (Hilepa) 條約とを勵行せざりければ、信を土耳其政府に置かざるクレータ島民は、常に土耳其朝廷を嫌惡して機會ある毎に希臘に同情を表明するを怠らず、一八八五年及び一八八六年に至りて、彼等は又歐洲列強を説服せんとしたりしかど、佛蘭西は事の紛糾せん事を懼れて動かす、英國は實際希臘の膨脹を欲せず、且寧ろクレータ島を己の有たらしめんとし、輿地利は希臘國を以て己の野心を妨ぐるものなりとして之を援けず、獨逸は又東方に於ては唯、土耳其

の爲に行動するに過ぎず、露西亞も久しく希臘の爲に何等盡瘁する所なかりしかば、クレータ島民の志望は此度も亦頓挫し、希臘人はクレータ島を放棄するの止むなきに至りき。されど彼等は決して其希望を放棄し了りたるに非ずして、一八八七年蜂起したれば、翌年、土耳其帝は詔勅して少しく彼等の自由に加ふる所ありしに、該國民運動は、毫も沈靜せずして一八八九年には、却て其高調に達したりき。彼等は、其妹を希臘皇太子に嫁せしめんとしつゝ、ありし獨逸皇帝の、此機會に於て彼等の希望を充足すべきを迷信したるが、其結婚の行はれたるに拘らず、希臘人の希望は問題に上さるゝにも至らざりければ、彼等も事茲に至りては、最早、邊巡すべからずとし、一八八九年七月、其代表者は相集りて土耳其帝に建白書を上り、少くとも下の事項を行はんを乞ひたり。(一)、列國の同意の下に任期五ヶ年の基督教總督を任命する事。(二)、クレータ島をして經濟的に獨立ならしむる事。(三)、回教徒及び基督教徒の官吏の數と各宗信者の數との間に合理的の比例を保たしむる事。(四)、土耳其軍隊の兵數を四千に減じ、之を要塞内に駐屯せしむる事。(五)、歐洲人の士官を憲兵の中に加ふる事。(六)、出版の自由を許す事。

土耳其朝廷は固より之を拒絶したれば、暴動は忽にしてクレータの全土に勃發し、仍つて希臘王は輿論に従ひて列國の調停を要求して(八月七日)、若し列國にして何等クレータ島の爲に爲すなきに於ては、自ら干涉を試みんとする氣勢を示せしに、列國は何等の援助を與へず、徒に土耳其帝の暴動を

征服し、苛法を以てクレテ島を壓せんとするに委せしのみなりき（八月―九月）。斯くてアブド・ウル・ハミッドは、叛亂暴壓の後に於てクリテ島民に法規を與へて、彼等を満足せしむべきを宣言したりしに拘らず、こは寧ろハレバの條約の履行に制限を加へて、却て島民に不利を及ぼすものなりき（一八八九年十月二十六日）。

此新規程に據れば、總督は土耳其皇帝之を任命するも、必ずしも列國の承認を要せず、又其任期を限らざる事となりたるに、彼は又皇帝の考へ次第にては、軍事上の命令權をも賦與せらるゝ事を得。總督の基督教徒なる場合には、回教徒の顧問を之に附すべく、回教徒なる時は基督教徒の顧問を附すべし。他の諸官吏の任期も亦別に規定せられず、一般會議 (Assemblée générale) の代議士數を五十七名に減じ (基督教徒三十五名、回教徒二十二名) 之を各郡より選出す。選舉人の數は市町村に於て五名を越えず、こは何れも二十五歳以上の土耳其臣民にして地主たるを要す。代議士は少くとも三十歳以上の者たらざるべからず。總督は會議の議長にして總て自己の權能外に屬する提議を却下する事を得。判事は選舉せらるれど、司法大臣の同意を要し、終身官たり。但し裁判長と檢事とは、土耳其朝廷之を任命す。官吏としては、特に土耳其語を話し得る臣民を採用すべく、憲兵は帝國內各地より之を徵募す。一般會議は歲計の缺陷不足を補充せんが爲め、乃至は都市及び町村の土木工事の爲の新税に協賛を與ふべし。最後に暴徒の爲に大赦を令したるも、こは、軍法會議に於て處刑を受けたる者、竝に暴徒の首

魁及び普通罪人には適用せられず。

此一八八九年の土耳其帝の詔勅は、ハレバ條約よりも一層狭きものなりしが、これとて、幾くもなかくして土耳其朝廷の閑却する所となり、一八九四年に至るまで土耳其朝廷の任命せる知事は、回教徒ならざるはなく、此五ヶ年間に於て一般會議の召集せられたるは一回だもなく、收斂は是れまでより激烈となり、あらゆる種類の買収、密告、腐敗、暴行は憲兵の迎合を受けて公行せられたれば、基督教徒は大に之を憤激し、新聞紙や、結社や、希臘の煽揚に鼓せられ、折しも、アルメニア人虐殺の報の到るに及び、列國の干渉を要求せんとするの氣勢を示すに至りたれば、土耳其帝は、列國の要請によりて一般會議を召集すべき事（一八九四年十二月）、竝に一名の基督教徒を知事に任命すべき事を承諾したり。然るに彼等のハレバ條約の回復を求め、土耳其朝廷のクレテ島内の軍隊を増員するに及び、希臘國王ジョージは進んで干渉を試みんとしたりしかば（一八九五年十二月）、土耳其帝は怒りて基督教知事を召還して之に代ふるに回教知事を以てし（一八九六年三月五日）、基督教徒は、之に不満にして更に喧騒の度を増し、クレテ島民の暴動は、今や全國に漲り、雅典の國民同盟會 (Ethniki Hetairia) は必死となりて、武器、彈藥及び義勇兵をクレテ島民に送りて之を援けたり。

是に於て、列國は、又もや其活動を開始したれば、土耳其帝は之に讓歩し（六月）、回教知事に代ふるに基督教知事を以てしたるに、斯くの如きは暴徒の希望を距ること甚だ遠く、彼等は益々邁進して止まざ

りしより、列國は土耳其帝に調停を申出で、帝又之を承諾し、彼等の要求に基きて次の如き取り極めに承認を與ふるの止むなきに至りき(八月二十五日)。(一)、列國の合意に基いて任期五ヶ年の基督教徒總督を任命する事。(二)、基督教徒の官吏を以て官吏全數の三分の二たらしむべき事。(三)、會議の召集並に選舉を二ヶ年毎に行ふ事。(四)、關稅收入の半をクレテ島に附する事。(五)、行政の監督を列國に一任する事。

クレテ島民は之を以て満足したれば、一切は落着したるの觀ありしも、土耳其朝廷の不信、其因循、竝に該取極めに對する土耳其朝廷の侵害は、暴動の再發を促し、一八九七年一月、各市の回教徒の威嚇的態度を持し、二月、終にカネー(Cané)に於て虐殺を行ふに及び、之を憤れる暴徒は、問題解決の途の希臘をしてクレテを併合せしむるより外なしとするに至れり。

雅典に於ても、興奮の異常なるものありたれば、輿論に反對することの彼の王位を危うするに至らしめん事を懼れたる希臘王は、二月十日、此地に援軍を送らんとする土耳其の船舶を拿捕せしむべく、其第二王子デョーデをして艦隊を率ゐてクレテに赴かしめたるが、三日の後(二月十三日)、上陸軍の一隊はヴァッソス(Vassos)大佐の指揮の下に希臘の名に於て同島の占領を宣言したり。

然るに、軍艦をカネーに泊せしめたる列國は、ヴァッソスをして此上、その歩を進めしめず、獨逸は直にビレウス(Breue)の封鎖を提議したるに、英國は比較的溫和なる態度に出で、クレテ島の爲に自

治を布かん事を主張したり。佛國にてはアノトー外相は議會の質問に答へて、クレテ島が土耳其にも將た希臘にも、讓渡せらるべきものにあらざるを宣言して議會の喝采を博し、且、最良の解決法はクレテ島に自治制を布き、原則としてオットマン帝國の領土保全を維持するに在りと云ひて(一八九七年二月十五日—二十二日)、危地に陥るなからんを警戒し、出来るだけ戰爭の機會を回避せんとし、英國の共同行政の提議をさへも肯んぜざりき(英國の提議は明かに、佛國をして埃及問題を忘却せしめんことを欲するものなりき)。斯くて結局、列國の求むる所は、英國の提議たる自治案にあり、彼等は其陸海軍をクレテ島より撤退せしむべきを希臘に要求し(三月二日)、希臘の之を拒絶するに及びて同島の封鎖を行ふべきを宣言したり(三月二十日)。

該封鎖の宣言せらるゝや、希臘は大陸に戰ふべきを決心し、土耳其軍隊に應ぜしむべく、其陸軍をテッサリアに集中し、熱心之に當りて彼等の大理想が實現せらるゝの時機、正に到來したりとしたり。大理想とは即ちマケドニアの占領是なり。四月四日、列國は下の趣旨を發表したりしかど今は詮なかりき。曰く、『若し斯くして戰端の開始せらるゝが如き事あらんか、列國は侵入者を以て全責任者と看做し、之をして一般平和の擾亂より生ずる總ての結果を負擔せしむべし。戰爭の結果の如何に拘らず侵入者をして利益を收めしむるが如きは列國の許さざる所なり』と。四月九日より希臘軍は、テッサリアに侵入したるも、深入りせざりしが、雷に數に於て彼等を壓倒したるのみならず、獨逸士官の教練によりて軍

隊の編制上に一日の長を有したりし土軍は、歐洲列國の中立を守りて動かざるに乗じて、忽にして希臘軍を撃碎し、進んでラツッサに入り、希臘軍は潰走して雅典に退き、同市の恐慌は名狀すべからず。デリアニス(Delivranis)内閣は直に瓦解してラルリ(Ralli)内閣之に代り、先づ第一に歐洲列國の干渉を求めたり。列國乃ち之を拒まず、最早反抗の力なき希臘は、一切を放却して列國のなすがまゝに任し、王子ヂョーヂ及びヴァッソス大佐亦クレテ島より歸還したるを以て、土耳其は休戦を諾し(五月二十一日)、平和の克復と共に同島に布くべき制度を定むる事に決し、かくて列國の努力によりて一切の秩序は直に回復せられたり。九月十八日の豫定和約は一八九七年十二月四日を以て希土の確定和約となり、之によりて、希臘はテッサリア方面の國境を割きたる代りに、一億フランの償金を土耳其より得る事となり。列國は同時に又クレテ島に關する編制法を作り、歐洲の合意に依りて任命せらるゝ基督敎總督を同島に駐在せしむべきを定め、官吏の數は同島在住の回教徒及び基督敎徒の數に比例せしむる事とし、最後に一般會議、財政、憲兵及び司法等の諸制度にも公平なる解決を與へたり。但し此規約の緒に就く迄には尙長時日を要したりしを以て、其間、先に封鎖を行ひたる諸提督をして假に同島内の權力を執らしめ、希臘のヂョーヂ親王の高等委員の稱號の下にクレテに赴きて諸提督と同島管理權の授受を行ひたるは、一八九八年十月の事なりき。されば、同島の平和は、未だ其最終の解決を得たるにあらず。希臘人は言ふに及ばず、クレテ島民も亦絶えず、クレテの希臘併合を期して止まざりしが、唯、

該併合は従前に比して幾分、容易となりたり。

第九章 歐洲諸同盟並に平和會議 (一八九七—一八九九)

第一節 露佛同盟鞏固

一八八二年の三國同盟の對衡として一八九四年三月を以て成りし露佛同盟は、上來、述べ來りたる各事件に遭逢するも、終に何等の障礙をも受くるに至らず、否却て之によりて鞏固にせられて今や歐洲平和の重要な保證たるに至れり。露國皇帝及び皇后が、一八九六年十月五日より九日まで佛蘭西に滞在して、佛蘭西國民の熱誠なる歡迎を受けたるは其一證左なり。佛蘭西大統領フェリクス・フォル(Félix Faure)が十月六日、エリゼー宮殿(Le palais de l'Élysée)に於てニコラス二世の爲にせる乾杯演説に對し、帝は下の如き答詞を述べたり。「朕は忘るべからざる傳統を重んじて、吾等と爾く貴重なる連鎖を結べる國民の首領たる大統領閣下に敬意を表せんが爲に來れり。閣下の言の如く、此友情の持續は、更に喜ばしき結果を見るに至らん」と。これより間もなく、シャロン(Châlons)に於て露帝は佛蘭西軍隊の閱兵式を行ひ、下の言を以て彼の佛蘭西に對する友情を表明したり。「佛蘭西は、其軍隊を誇りとするを得べし。大統領閣下、兩國が不變の友情に由りて結合せらると云へる閣下の言は、決して不當にあらず。之と同じく兩國の軍隊の間に、武器に於ける深厚なる交誼の存するを見るなり」と。翌年

慈善市（一八九七年五月四日）に、不慮の變災起りて、多數の人民の之が爲に生命を失ふの事あるや、露帝は、五月七日附フェリクス・フォール宛親翰を以て、其の哀悼の意と深厚なる同情とを表明したるが、數月の後（八月十八日—三十一日）兩國の同盟と結合とは、更に一層に堅固なるものとなりたり。共和國大統領の露西亞に赴くや、ニコラス二世は、一八九一年、デルヴェー提督がアレキサンドル三世より受けたるよりも更に友愛的なる、更に意味深長なる歓迎を行ひ、最近にウイヘルム二世の訪問を受けたるばかりなりしにも拘らず、露帝は何の憚る所もなく、自ら佛蘭西の同盟者たる事を高言し、フェリクス・フォールが、軍艦ボトッアウ號（Pothuan）の甲板上にて、露帝の爲に乾杯を試み、佛蘭西と露西亞との互に握手して親友の盟邦となれる旨を述ぶるや、露帝は最も明瞭なる言辭を以て次の趣旨を述べたり。『朕は閣下の露國滞在が、親友にして同盟者たる兩國の間に新なる連鎖を生ぜしめたるを喜ぶ。而して兩國は共に全力を盡して、正義及び公正の精神を以て世界の平和に貢獻せん事を期する者なり』と。

第二節 伊佛の近接

露佛同盟の従前よりも層一層、緊密堅固となりたるの觀ありしに似ず、三國同盟は其將來を疑懼せしむるものありき。三國同盟の一員たる伊太利は、十有五年來常に此政策の爲に懊惱し、其結果、漸く佛蘭西に接近して、其の局面の展開は、終に彼をしてあからさまに、佛蘭西の同盟者たる事を宣言せ

ざるを得ざるに至らしめたりしも、然も、尙未だ公然之を發表するの時機に在らざりき。伊國政府が前例なき態度に出でて、巴里政府に接近したるは、實に植民政策上の誤算に因るものなりき。アドッアの敗戦（一八九六年二月一日）ありてより數ヶ月を出でずして、伊國はアッディス・アババにメネリックとの屈辱的平和條約を締結したるが、彼が上述の傾向を執りたるは是れより以降にあり、クリスビー内閣の後を承けて、然も其先任者の頑冥なる態度を踏襲せんことを屑しとせざりしルディニ（Rudini）内閣は、一八九六年の初め、佛蘭西と和協の談判を開始したり。佛蘭西のチュニスに於ける保護權は、伊太利の此地に有せし領事裁判權のため尙意の如くならざりけるが、一八八一年この方、これ等の特權を放棄するを肯んぜざりし英國の之が廢棄に同意するに及んで、伊太利政府も強ひて我意を徹すること能はざるに至り、遂に一八九六年九月二十八日を以て次の協定を結ぶ事となれり。

- (一) 通商及び航海條約。之に據りて伊太利及びチュニスの船舶は相互に最惠國民を以て待遇す。但し伊太利國民は、チュニスに於て佛蘭西人の受くる待遇と同一の待遇を受くるの權利を有せず（是れ伊太利人をして佛蘭西の保護權を認めざるを得ざらしむるものなり）。
- (二) 居住の契約。伊太利人及びチュニス人は、其兩國に於て各對等の權利を有するものなれども、チュニス在住の伊太利人は、佛蘭西の裁判權に服し、佛蘭西領事の保護下に在るべきものなり。
- (三) 罪人引渡條約。之に據りて伊太利及びチュニスの兩政府は、裁判にて決定せる重罪及び輕罪

の爲に追捕或は處刑せられたる亡命者を相互に引渡す事を約す。

上記諸條約附屬の宣言は、佛伊間の航海關係に關し、一八六六年五月十九日の佛蘭西法律及び一八九六年七月二十三日の伊太利法律により、兩國國民は互に國民的待遇を以て他を遇すべきを約す(但し沿岸航海の場合を除く)。

佛伊の通商條約は、一八八八年、不幸にして破毀せられたるが、一八九六年及び一八九九年に於て之が旺なる再興運動起り、兩國國民共に之が實現を祈りたり。蓋し佛蘭西より伊太利への輸入額は、八年間に三億フラン餘より一億六千萬フランに低下し、伊太利より佛蘭西への分も亦二億フランを減じたるに、之に由りて利益を占めたるは主として獨逸と埃地利となりければなり。佛蘭西の大使ビヨール(Billot)と、前内閣議長にして一八九七年二月を以て羅馬に赴きたるレオン・ブールジョアとの首唱の下にルディーニは直に商議を開始する事に同意し(四月)、一八九七年五月六日、正式の提議に應ずる事となりて、佛蘭西政府は、最初、若干の保留を之に附したるが、伊太利政府は該保留に同意する事を拒絶したるより(八月五日)、交渉は一八九八年五月の佛國總選舉まで延期せられたり。ブリッソン及びペルルクス(Pelloux)内閣の盡力にて協定の取り極められたるは、一八九八年十一月二十一日の事にて、佛蘭西のデルカッセ(Delcassé)と伊太利大使トルニエルリ(Tornelli)とは二通の書翰を交換し、之に由りて佛蘭西は、其最低稅率を伊太利は協定稅率を適用すべきを約したり。但し絹絲及び絹製品をば之が除

外例とし、又十二度までの伊太利産葡萄酒に對しては、稅率を増加すべきを定めて、一八九九年二月二日の佛蘭西法律及び同年二月十一日の伊太利法律によりて裁可せられたり。

伊太利政府は周到なる注意を以て、此等の條約の三國同盟に對して、假令、間接的にせよ、何等危害を及ぼすものにあらざること、竝に三國同盟が従前にも増して堅固なる事を明かにしたるが、獨逸と埃地利とは、此言を以て疑を挿むの餘地ありとなしき。特に伊太利王子が其妃を携へて、遙々巴里を經由し(一八九七年六月)、佛蘭西政府の手篤き歡迎を受けて、兩國近接の事實を一層に確實ならしめて以來特に然り。

第三節 英獨敵視の起原

斯くて伊太利は曠々の裡に彼が將來、其外交政略を劇變して三國同盟を脱退するに至るべきを示したりしが、英國に於ても、亦其達識の士は、彼が恐るべき敵の露西亞にあらずして獨逸なるを知り、之によりて其將來の方針を決定するの必要を覺えたりき。獨逸の一八七一年以降に於ける各方面の異常なる發達は、一箇の有益なる警告を彼等に與ふる所以のものにして、彼等は之を以て獨逸の競争より自國を保證せざるべからざるの秋、正に到來せんとしたり。佛蘭西は一八七〇年に於て三千九百萬の人口を有したりしもの、今や僅に三千八百五十萬となり、ロッシニョル(Rossignol)が其好著の中に於て、攻

撃を加へたる底の獨身者と一人息子の國たりし時に於て、ホーヘンツォルレン皇國の人口は、四千萬より五千二百萬に増殖し、而も、彼が年々の増加率は驚歎に値するものあり、彼が絶え間なき國外移住は、其多産の民族を以て雷に阿弗利加、亞米利加及び極東のみならず、歐羅巴をまでも充溢せしむるに至り、商業に工業に將た財力に、到る處として優位を占めざるはなかりき。其の過剰なる製造品は、到る處の市場に齎らされたるが、之が販賣價格は英國よりも低廉なりき。獨逸帝國は、今や其皇帝ウイルヘルム二世と同じく、我等の將來は海上に在りとし、彼が植民地に於ける經營の漸く最近に於て着手せられたるのみなるに拘らず、其發達の著しき、英國をして不安の念を懐かしめたるも無理ならざりき。カイゼルが英佛二國を拘束すべく絶え間なく擴張したるその大なる陸軍は言はずもあれ、彼の海軍も、亦之と同じく年を逐うて新なる勢力を加へ、一九二〇年頃に於ては、獨逸の艦隊は、正に世界の最上位を極め得べきに至りたり。されば、英國は敢て獨逸と戦ふの決意を有せざりしかど、他日開戦の止むを得ざるに立ち到るべきを思うて不意討を喰ふことなからんを警戒し、之が爲には其利害の到底、獨逸と相容れざる諸大強國、就中、佛蘭西及び露西亞の協力を求むるの決して過當ならざるを見、一九一四年の禍機に際して實現せられたる一大國際連衡の將來必須なるを看破したり。當時の皇太子即ち後の英王エドワード七世が親佛的傾向は、數年後に至りて現れたるが、英國は彼が德意の下に特に佛蘭西と接近するの要を感じ、何ほどの讓歩に由りて佛蘭西をして彼が佛蘭西に蒙らしめたる

損害を忘却するに至らしめんとしたるは、蓋し如上の理由に基くものなり。

第四節 ファシヨダ事件並に其後果

佛蘭西は、決して英國のために蒙りたる損害を忘却したるにあらず、將た之がために報復せんとするの念を斷ちたるにはあざりき。英國をして埃及に於て爲すが儘たらしめたるは、其責、彼にありとは雖も、然も彼は英國の佛蘭西を排して之に代はるを寛恕すること能はず。英國の埃及撤退を要求して休まず、正面より英國を攻撃してまでも、再び埃及に入らんとするほどの意志はなかりしかど、特に迂迴的方法を採りて、英軍の囊にデルヴイッシュの追ふ所となりて撤退したるニール上流地方より進入の路を求めんことを欲し、一八九四年五月十二日の條約に依りて、倫敦政府の佛蘭西の進路を阻むべく河川地方並にニール上流々域を（ファシヨダまで）コンゴに割讓せんとするや、直に該條約に抗議を提し、其の激烈なる反對によりて、英國をして遂に其の要求を容るゝの止むを得ざるに至らしめ、コンゴも、亦該條約より得べき利益を放棄したるが、佛蘭西は尙も之を以て足れりとせず、彼が阿弗利加を横斷してパール・エル・ガザルに向て探検隊を派せんとするものなるを揚言したり。かゝれば、英國の佛蘭西の好意を回復せんことを望むの切なるものありしに拘らず、彼は之に同意を與ふること能はず、時の外相エドワード・グレイ (Edward Grey) は議會に於て之を明言し、忌憚なく下の言を爲した

り。曰く、『斯の如き遠征は、決して輕々に看過すべきものにあらず。佛蘭西政府は須らく斯かる行爲の非友誼的にして英國の亦爾く考慮しつゝあるを十分に了知せざるべからず』と（一八九五年三月二十八日）。佛蘭西は、一切の權利を保留しつゝも、直に此威嚇を實にするには至らざりければ、英國は蘇丹に於て悠々攻撃開始の準備を爲すことを得、キッチナーの其の兵を進めたるの當時には、マルシャン（Marchand）の一行は、尙未だ出發せざるのみならず、其編制すらも未だ了せられざりき。一八九六年七月に至りてマルシャンは始めて發足したるが、ロアング（Loango）ブラザヴィル（Brazzaville）及びウンギの河孟に荏苒、其日を送りたりし爲め、一八九七年の末に於ては未だ河川地方に到達するに至らざりき。

英國は、固より佛國が全く該遠征を思ひ止まり、若くは、幾分の代償によりて之を斷念せん事を希望して止まず、ニヂェル河屈折部地方に關して佛國と談判を開きたるも、彼は一八九〇年八月五日の條約に由りて佛國のニール河に至らんとするを閉塞するだけに満足せずして、全く該方面より佛蘭西を排除せん事を期したりき。されど佛國はモンテイユ（Monteil）ミゾン（Mizon）ドククール（Decœur）ポー（Paud）バルロー（Ballot）トゥーテー（Toukée）ブルトンネー（Bretoumet）及び其他の勇敢なる開拓者の力に由りてトンブクトゥー（Tombouctou）を占取せしのみか、ダホメーを征服し、ベハンジン族（Behanzin）アーマドゥー（Ammadou）族、サモリ（Samory）及び其の他の英國側の黑人酋長を擊破してより、幾多の

地域を獲得したれば、英國政府は一八九八年六月十四日の條約を以てニヂェル曲折部に於ける佛蘭西の優越權を認め、尙又同河下流の流域に於ても若干の利益を之に割與するの止むを得ざるに至りき。

英國のかくして佛蘭西に與へたる讓歩は、佛蘭西をして満足せしむべき性質のものなりしかども、佛國は之が故に、ニールの流域を放棄し、その久しく懷抱し來れる復讐の意圖を忘却し去るには至らずして、豫定の企畫通りマルシャンを派出したるが、時にキッチナーは兵二萬に將としてウァディ・ハルファ（Ondi-Halfa）を發して（一八九六年）ドンゴラ（Dongola）に入り、アブ・ハンメッド（Abou Hammed）の鐵道を建設し、尙進んでベルベル（Berber）を占領し、伊太利人をしてカッサラ（Kassala）及びエリトリア（Erythrae）の一部を讓與せしめ、アトバラ河畔（Atbara）に、ハリファの部將を敗り、次でカルトゥームに進軍し、更にオムドゥルマン（Omdurman）に決定的勝利を博し（一八九八年九月二日）、全く蘇丹を制するに至りたり。此間に萬難を排して遂にニール河に到着したるマルシャンは、佛國の國旗をファシヨダに飄へしたりしが（七月十日）、不幸にして、彼が手下には僅に百五十人のセネガル狙撃兵あるのみ、固より之を以て、キッチナーの大軍に衝り得べくもあらざりき。佛蘭西政府は、全く誤算したるなりき。彼はマルシャンにして一旦ニール河の目的地に到着せんか、アビシニア王は、援軍をマルシャンに送り、以て之をして必要の際、英軍に對抗することを得しむるならんと多寡をくゝりたるなりき。實際、親佛的傾向を有せしメネリックは、佛國と聯盟せんことを念頭に置きたることなきにあらざりし

かど、彼は當時、英國との談判に心を奪はれ居たりしのみならず、兎角歐人との間に和合を缺きたるアビシニア人は、その内外の艱難に心懸したれば、マルシャンのアビシニアの來援を待つこと約二ヶ月に及びたりしが、彼等は遂に來らず、而して彼の愈々アビシニア人の來援を斷念せざるを得ざるに至りて、はしなくもファシヨダの前に現れたる(一八九八年九月十九日)者は、アビシニア王にはあらでオムドゥルマンの戦勝者なりき。キッチナーのマルシャンに對する、極めて慇懃なりしも、彼は斷じて佛人の讓歩を期するの意志たる旨を示したりしかば、寡兵にして闘ふに由なかりしマルシャンは、本國政府の命令あるまで暫く猶豫を與へられん事を求め、斯くて商議は久しきに亙りたるが、英人は自らニール河畔に於てケディヅの權利(是れアノトーが、先に英人の誤解なりとして非難を加へたりし點なり)を代表するものにして、佛蘭西が特に秘密に遠征を企らみたるは、英國を凌辱するものなりと言ひ、要するに新なる協定を結ぶに先立ちてマルシャン及び一行の彼等の占領せる地域を撤退せんことを求めたり。茲に於てマルシャンの一隊は、不面目にも英人の要求を諾するの止むを得ざるに至り、英國との國交を破るの意なかりし佛蘭西は、十一月四日を以て悉く英國の言を容れ、數週にして、マルシャン少佐は其部下と共に體面上、元と來し道を避け、アビシニアを經由して撤退したり。

佛蘭西は、國を擧げて此失態を慷慨し、斷然、ファシヨダの遠征を見合はずか、さなくば迅速に該遠征隊を編制して、一層に其の目的に適應すべき手段を講じたらんには、斯かる不面目を避くることを得たり

しなるべきを悲みしも、されど佛蘭西には毫末も復讐の意志なかりき。思ふに、英人と雖も、幾分の禮節を以てするにあらずんば、佛蘭西を制すること能はざりしなり。さあれ、兎も角も、彼が占領地を確保せん^⑤ふ英人の決意は固く、今や蘇丹を獲得するに及んで、ケディヅをして蘇丹總督の權利を認めしめ(一八九九年一月二十日の條約)、蘇丹を目するに、全く自己の所有たるを以てし、又其支配すること久しき埃及に於ては、之を返還せざらんがための準備おさく、怠りなかりき。されど彼には嚮に佛國より奪取して再び其手に回復せんことを欲せざりし共同行政の幾分を與へて、佛蘭西に償ふ所あらんとするの意志なかりしにあらず、彼は佛蘭西の明敏なる政治家と同じく、種々なる接觸點を有するの英佛間に、更に永續的の融和を結ばんことを冀ひ、二國にして更に露國と結合せんか、天下、復懼るべきものなからんとしたれば、彼が重きを於ける利益を確保せんがためには、聊も讓らざりしは勿論なりしも、マルシャン撤退後の兩國談判に於ては、比較的溫和なる態度を持したりき。

談判の結果は、一八九八年三月二十一日の協定となり、案の如く、佛蘭西はバール・エル・ガザルを失ひ、ニール河地方の殆んど全部は英人の掌裡に歸したり。佛蘭西の得たる勢力地帯は、先づ第一にニール、コンゴ兩河孟間なる分水線を境とし、更に東南より西北に進んでトンモ(Tummo)の東方トリポリ(北回歸線の附近)に至る一線を以て劃せられたる所にして、彼は之によりてチャド湖の東方及び東北に位する地域の全部、就中、ウアンダイ(Ouanhai)カーネン(Kanem)ティベステイ(Tibesti)ボルグー

(Borgon) バギルム (Baghirum) を得たり。此等の地方は砂多く地味瘠薄せる所なりければ、英國はさして之を喪ふことを厭はざりしも、佛蘭西にとりては、チャッド湖岸の大部分に涉り其勢力を扶植する事は頗る有利なるを失はざりしなり。倫敦政府は、此等の地域を佛蘭西に讓與すると共に、之が結局、佛國をして土耳其、否、伊太利と衝突するに至らしむべしとなしたり。蓋し土耳其は、此等の地方を目するにトリボリの屬領を以てし、又伊太利のトリボリを要求するや已に年久しきものあればなり。されど、實際、斯の如き衝突は起らざりき。

此等の交渉ありて後は、英佛兩國をして誠實に近接を實現せしめんこと必ずしも不可能ならざるに至り、果して數年の後に至り、此目的は貫徹せられて、佛蘭西は其過去の迷想より醒めて埃及を放擲し(最近の條約には最早埃及の名稱すらも掲記せられざるに至れり)、之が如何ともすべからざる既成の事實たるを承認して、其代りに幾くもなくして十分なる代償を攫取し得たり。モロッコ即ち是なり。後年英佛間の和交を實現したる外相デルカッセは、夙にモロッコに注意を轉じたり。英佛協商は今や時の問題に過ぎざるに至りぬ。

第五節 ニコラス二世の平和主義

一八七一年以來、歐洲に於ける武裝的平和は、獨逸の追撃する所たりしが、其究極する所、遂に一

九一四年の大戦亂となり、伊太利を失ひて新に土耳其を加へたるの三國同盟と、露國、英國及び伊太利の援助を得(若干小國は之を算入せずとも)たる佛國とは互に相搏つに至れり。かゝる恐るべき戦争爆發の責は必ずしも、之を歐洲に於ける最強大なる元首の一人にのみ歸すべきにあらず。彼の唱道せる人道觀の幾分、迷想に近きものありしにせよ、かゝる觀念を一變して成法たらしめんとしたる外交上の努力は、史家たる者の相當の敬意を拂ふべきものなり。

上記の一元首とは誰ぞ。露帝ニコラス二世即ち是なり。帝は佛蘭西と同盟したるも、敢て戦備を修めんとはせず、却て該同盟を以て更に全局の平和を保證する所以のものなりとしたり。是れ決して虚言にはあらざりしなり。

露帝が一般的及び合意的に武裝を解除し、近代の戦争を緩和し、及び仲裁々判の制を設けて國際の紛争を平和的に處理せんことを提議し、列國をしてこれ等の諸問題を商議せしめたるは一八九八年の事にして、是れ即ちかのアルメニア人の虐殺あり、希臘人の擧兵ありて、近東は將に兵火の巷とならんとし、合衆國が西班牙と戦端を開きて後者の將に其最後の植民地を失喪せんとし、英國が二年來、竊に準備しつゝありし對トランスヴァールの戦争を斷行せんとし、而して又支那の内亂が歐洲列強をして將に武器を執りて極東に干渉を試みしめんとしつゝあるの時なりき。

露帝は先づ時の露國外相ムラヴィヨフ (Munvich) 伯をして、通告を發して其趣旨を説明せしめたり。

伯が一八九八年八月二十四日、露都駐在の列國の代表者に交附せし回章の要旨、左の如し。

「一般の平和を維持し、及び列國の重荷たる武裝を削減するは、世界現時の狀勢に於て各國政府の努力すべき理想なり。

「露國皇帝陛下の仁慈にして寛厚なる思想は陛下の全身に貫透せり。

「皇帝陛下の政府は此高貴なる目的が列國の最も重要な利益と正當なる希望とに副ふべきを確信するにより、總ての國民のために、實際的竝に永續的平和の福祉を保證し、益々競進しつゝある現時の兵備に制限を加ふべき最も有效なる手段を研究するは、今日を以て絶好の機會なりと思惟す。

「最近二十年間に於て、一般平和を求むる念慮は、文明各國國民の意識中に於て確立せられたり。平和の維持は、列國に於て其對外政策の目的として標榜せられ、列強は平和保存の名に於て相互の間に有力なる同盟を締結し、更に一層に平和の保證を確實ならしめんが爲に、如何なる犠牲をも意とせずして、未曾有の軍備擴張を行ひ、且、之を繼續しつゝあるなり。

「然れども、是等の努力を以てして猶未だ期待せられたる平和の福祉を齎すに足らず。財政上の負擔は愈々増加して以て幸福の源泉を涸らさんとし、諸國民の智力、體力、並に勞力及び資本は、大部分其自然の用途を失して空しく不生産的に消費せられつゝあり。幾億の資財は、恐るべき破壊の機關を獲得せんが爲に費さるゝが、然も此等の破壊機關たる、今日科學の最高價値を極めたるものと看做さ

るゝも、明日は、新發見の結果、全く其價値を失ふの運命にあり。一國の文化、經濟的進歩及び富の生産は、此等破壊機關の進歩の爲め、或は麻痺し或は毀損せらる。是を以て此等の増進に比例して各國の軍備は、益々各國政府の目的と背馳するの結果を生ずるに至る。

「極端なる軍備と、武器の蓄積に伏在する不斷の危險とは、經濟上の危機を胚胎して、現時の武裝的平和をして益々堪へ難きの重荷たらしむ。斯かる状態にして永續せんか、遂には戰慄すべき慘劇となるに至らんこと火を賭るよりも明かなり。此間斷なき軍備を止め、全世界を威嚇する災厄を防止すべき手段を講ぜん事、是れ實に總ての國の最高義務たらずとせんや。

「露國皇帝陛下は、斯の如き叡慮の下に、露國朝廷に其使臣を派遣せる各國政府に對し、本問題を講究すべき會議を開催せん事を提議すべきの命を余に下し給へり。

「該會議は、上帝の加護の下に、將に到來せんとする世紀の喜ばしき前兆となるべし。こは一般平和の大思想をして紛争及び不平の要素に打克たしめんとする列國の誠實なる努力を一點に集中せしむるものなり。

「該會議は、又之と同時に、國家の安泰と國民の福祉との基礎たるべき公平及び正義を主義と爲して、彼等を堅固ならしむるの效あるべきものなり。

第六節 海牙萬國平和會議

慧眼の士は、斯の如き國際的評議の齎すべき實際的效果に疑問を挟みたるも、露帝の提議は、同情と尊敬とを以て列國の受諾する所となりたり。佛蘭西に於ては、かのデルカッセは下の如く宣言したり。曰く、『佛蘭西との合意の完全なる事、過去に於て其比なく、又其親善なる關係の是れ以上に加ふる所あるを得ざる友邦にして、且同盟國たる一大強國の元首の訴願は、佛蘭西の無關心なる能はざる所たり』と。即ち率先してムラヴィヨフ伯の回章に應復し、列國、亦之に倣ひたり。然るに國際政局には絶えず紛争の因子ありて不安定を極め、軍備は層一層に擴張せられたれば、露西亞政府は、暫く其プログラムを實行を躊躇するに至り、數ヶ月の後に至りては、幾分、之に變更を加ふるの要ありとして、宣言して曰く、『露國政府の目下要求する所は、軍備の實際的減縮にあらずして、唯一定の期間、常備兵額並に之に對する豫算の現状を維持せん事にあり』と。露國外相が一八九八年十二月三十日、各國政府に送達したるものは、八月二十四日の回章よりも一層に具體的なるものにして、次の八ヶ條項より成る。

- (一) 一定の期間、海陸軍の現在の常備兵額並に之に對する軍事豫算の増額を行はざるを約し、尙、將來に於て上記常備兵額及び軍事豫算減少方法に關し、豫備的研究をなす事。
- (二) 陸海軍に於て、新種の銃器及び爆烈彈の使用を禁ずると共に、小銃及び大砲に於て現時採用

しつゝある火藥よりも更に強烈なるものを使用せざる事。

- (三) 野戰に於て、現時の恐るべき威力を有する爆烈彈の使用を制限し、輕氣球、乃至其他類似の方法に由りて抛射物或は爆烈彈を投下する事を禁ずる事。

- (四) 海戰に於て潜航水雷艇を使用する事、或は他の同種の破壊機關を使用する事を禁止し、且、又衝角附軍艦を建造せざる事。

- (五) 一八六四年ヂュネーグ條約の規定を一八六八年の附加條項を基礎として海戰に適用する事。

- (六) 海戰の間或は海戰後に於て、難破船救助の任に當れる船舶或は艇は、同一資格の下に中立たるべき事。

- (七) プリラセル會議に於て一八七四年に編纂せられ、今日に至るまで批准を経ざる戰時の法規慣例を改正する事。

- (八) 國家間の武裝的争闘を防止せんため、斡旋及び居中調停を行ひ、並に仲裁々判に適用する場合に於ては、採擇仲裁々判に據る事を原則として承認し、此等の適用法及び其適用上の慣例を一定すべく協議を遂ぐる事。

斯の如きプログラムを以てしては該會議は、かの激論紛々たるアルサス・ロルレヌの如き問題の解決はもとより、之を商議することすらも、望み得べくもあらざりき。會議が争端を裁斷し得べしとせ

る決議の制裁を、如何にすべきか。列國政府をして服従せしめ得べき強大なる權力を樹立する事なくして如何にして此等の決議に強制的性質を帯びしむるを得るか、これ等は全然不可能の沙汰なりければ、會議の意見は、總ての者に服従を強要する法律上の命令の如き性質を有すること能はざりき。され、これがために意見を發表すべからざるの理由なく、寧ろ之を以て何等かの改善を期し得べき第一歩たらしむべかりしを以て、列國政府は、和蘭の海牙に其代表者を會集評議せしむるに決し、會議は一八九九年五月十八日を以て開かれて七月二十九日に至り、此最後の日に於て、彼等は同會議の最終決議並に彼等が議論の目的たりし特殊の諸問題に關する種々の協商若くは宣言に調印したり。

會議は、先づ三種の委員會に分れて、各其擔當の任務に當りたり。第一の委員會は陸海軍に關する問題を研究せり(軍事豫算上、常備兵額の制限、戰鬥機關の使用上の制限)。

第二の委員會はブリュッセル宣言(一八七四年)及びジュネーヴ條約の諸規程を海戰に適用する件に就き審査を行ふ。

第三の委員會は仲裁々判の研究を擔當す。

此最後の委員會は、最も重要な性質を有するものにして、佛蘭西の前内閣議長レオン・ブールジョアを之が委員長に頂きたり。

吾人は、茲に會議の論題を一々過るの必要を認めず。會議の事業の眞價値は、本問題に關し、佛蘭西

委員の外相に宛てたる報告書に於て確證せらる。

彼の報告は先づ次ぎの如く斷言して曰く、第一委員會は、軍備制限の主張を貫徹する事能はざりしかど、各國政府は之によりて本問題研究の必要を確認し、又今日、世界の重荷となれる軍費を制限するは、人間社會の物質的並に精神的福祉の増進上、望まじきものなるを宣言し、戰爭を以て必然的狀態とせずして文明の禍なりとし、最後に、三種の宣言を爲したり。そは(一)輕氣球上より或は其他同種の新手段に由りて抛射物及び爆烈彈の投下を五ヶ年間禁止し、(二)窒息瓦斯或は非衛生的瓦斯を發する抛射物の使用を禁止し、(三)人體内にて炸裂し或は扁平となる彈丸、例へば彈核の包被が彈核を全部覆はざる、或は包被に切口を刻みあるもの、如き彈丸の使用を禁止するものなり。

彼の報告は、又次に第二の委員會の第一のそれよりも好成绩にして、國際法上に二箇の有益なる改革を齎し得たるを述べたり。そは(一)一八六八年の附加條項即ち赤十字の慈善精神を海戰にも擴延適用する事、(二)交戦者及び戰時捕虜の意義を明にし、戰爭法規、間諜の處分、軍使の權利、休戰の效果等を決し、最後に侵入地域内に於ける軍隊の行動に嚴密なる制限を加ふること、支那及び瑞西を除く外、海牙に其代表者を派遣せる列國は悉く之に同意したり。

第三の委員會に關する報告は次の如し。曰く、種々なる反對(獨逸の)ありし爲め、委員會は國際戰爭の平和的處理を強制的たらしむる事能はざりしと雖、爭者に對して宣言を下すべき一箇の高等法院を

設立する事を得たり。委員會は調停及び仲裁に關する法典の原則を採用し、尙列國が假令特に之が爲に契約を結ぶ事なしとも、平和的手段に訴ふるの道德的義務あるを認めたり。最後に該報告者は、國際戰爭の平和的處理に關する條約の第二十七條に據りて、『署名列國が二國或は數ヶ國の間に紛争の生ずべき場合に於て、常設仲裁々判所の開廷を見るに至らん事を望むの義務たるを思惟す』と宣言したり。報告は、最後に、此の約束の契約的義務の性質を帶ぶるものにはあらざれども、尙『極めて有力なる永續的にして而して又現代の進歩と一致するものにして、純然たる道德的のものたり、然も列國が一般の輿論の前に公然進んで署名せるものなれば容易に侵犯すべからざるものたる』を認め、且つ之に附言して曰く、吾人の考ふる所を以てすれば『海牙に於て署名せられたる該條約は、大に人類の利益を増進するものにして、又國際關係に於て武力の正義と權利とに従屬すべき機會を促進するものなり』と。

斯の如くに明言せられたる希望は、此後に於て悉く實現せらるゝには至らざりしなり。海牙會議の希望は、往々にして蔑視せられ、武力は所在その暴力を逞うして、ビスマルクとベートマン・ホルウエヒとが一片の紙片たるに過ぎずと輕視したる多くの條約は、幾度となく足下に蹂躪せられたり。されど人道の爲に提せられたるニコラス二世の訴求は、決して忘れられたるにあらず、其一切の成果が遺憾なく齎らされたりとは謂ひ難きも、實際の野蠻の遺習は多くの點に於て抑止せられ、海牙の諸法規

は其不完全を免れざるに拘らず、決して全く之に終りたるには非ざるなり。

第十章 歐洲、ブール人及び拳匪 (一八九九—一九〇二)

第一節 トランスヴァール戰爭の發端

海牙會議が、戰爭を防止すべき最良手段の何たるかを講究しつゝ、ありし間に、英國政府は辭に武備を修め、南部アフリカに兵を出すこと約三ヶ年に及びて、終にトランスヴァール及びオランジェの二國を征服したり。數年來、金鑛とダイヤモンド鑛との産出を以て、英國をして之に垂涎せしめたる南共和國は、一八八四年、境を獨領ナマカラランド及びダマラランドと接するに至りしより、英國は不安に堪へず、翌一八八五年を以てベチアナランド及びカーマを征服して南共和國と此等の植民地とを離隔せしめ、尙又之が包圍を完うすべく葡萄牙のアフリカの内地に依りて其西部の植民地アンゴラ(Angola)を東部の植民地モザンビークに結合するを防止したり(一八九〇年—一八九一年)。斯の如くにして英國南阿會社(特許)(British South Africa Company)と之が創立者たるセシル・ローズとの力に由りて、英國はローディアを(Rhodesia)建設し、ケープよりモエロ湖(Moero)及びタンガニカ湖に至るの地域に其勢力を擴張したり。一八九六年春、ヂェムソンのトランスヴァール侵入は終に失敗に終り、倫敦内閣及びケープ政府は、かゝる企畫を放棄するの止むなきに至らしめしかど、されど英國に於ける帝國主義者

は之を以て敗北なりとせず、ソールズベリー内閣は、ブレットリア政府が當然の要求たる償金に應ぜざりき(一八九六年—一八九七年)。内閣員中、最も植民政策に熱心なりしチェンバレンは、一八九六年二月四日の通牒に由り、英國がトランスヴァールの内政に關しても、同國の顧問たるべき權利を要求し、南阿共和國に對する英國舊時の宗主權を恢復せんとしたるを以て、一八九七年三月十七日南阿の兩共和國は、此威嚇に對して彼等共通の利益を防護すべく永久同盟を結ぶ事となりたるが、次で、英國はトランスヴァールがオランイエ國以外の諸國と締結したる協定を英國の管理に委すべしといふ一八八四年の條約によりて、トランスヴァール共和國が葡萄牙及び和蘭と締結したる罪人引渡條約と、並に一八九六年、同國がデューグ條約に加入したる事とに對して激烈なる抗議を提したれば、トランスヴァールは全力を盡して自己防衛に努めたり。幾くもなくして、自らトランスヴァールの宗主國を以て居れる英國は、其所謂屬國が移入民問題に關する法律を制定するの權利なしとしたれば、トランスヴァールは之に向つて彼の唯その正當の特權を行使するに過ぎざる旨を答へ、畢に倫敦政府が濫りに出版法に干渉するの特權を有するものにあらざるを正式に斷言し、且、未決の諸問題は之を仲裁々判に委すべきを提議したり(一八九七年五月八日)。

されどチェンバレンは此要求を許容せず、ケープの總督にして高等委員たるアルフレッド・ミルナー(Alfred Milner)に電致して、英國政府のトランスヴァールの爲に蒙れる損害を列擧したるのみならず、

一八八四年の條約を以て斷然片務的の宣言なりとし、此宣言に據りて英國はトランスヴァールの自治なるものをば、既定の條件、即ち英國の宗主權の下に従屬せしむべきものなりとし、且、すべて仲裁々判なるものが等しく獨立せる國家の間に於てのみ行はるべきものにして、一方が他方に従屬せる場合に行はるべきものにあらざるを理由として之を拒絶したり。

此強硬なる議論に對してトランスヴァールの國務卿ライズ(Leyds)は、一八九九年四月十六日の通牒を以て答ふる所あり。彼は其書中にて、多くの引用と比較とを用ひて、一八八四年の條約の眞義及び範圍を詳細に説明し、トランスヴァールが仲裁々判に依據したる先例を擧げ、且英國政府がデュームン企畫の共犯者たる事をすつば抜きたり。此論證こそは、實に南阿戰爭をして勃發するに至らしめたるものたりしなり。デュームソンの闖入ありてより、セシル・ロートツは、阿弗利加人同盟會(Afrikaner-Bond)の非難する所となりたるより、彼は南阿同盟會(South African League)を創立して之に代へたるが、英國に於ける帝國主義の此機關は、久しくケープに躑躅するを屑しとせずして、更にヨハンネスブルグに其根據地を設け、以て南阿に於ける外人(Ditlanders)の味方となり、旺に運動する所ありたり。一八九九年五月二十一日、チェンバレンは、英國下院に提出するに不法の收斂、不公平なる待遇、特に選舉權の不均等を哀訴せる在トランスヴァール二萬一千の英國臣民の請願を以てし、其際、之に附言して此請願の妥當なることは、寸毫の疑義を挿むの餘地なしと言ひたり。

この後間もなく、同じく外人九千人の署名を有する反對請願書は倫敦に提出せられたるが、これ等の請願者は皆、トランスヴァール政府の施政に、十分に満足なる旨を陳述したり。同時にホーフマイル(Hofmeyr)及びシュライネル(Schreiner)等の阿弗利加人同盟會とケープ政府とは、何れも少しく英人の要求に不利なる態度を持して、之を仲裁々判に附すべきを唱へたりしも、チェンバレン及びミルナーは依然として勵言し、且、威嚇するのみなりければ、此後、久しく繼續したる英國とトランスヴァールとの間の外人問題に關する商議に於ては、大統領クリューゲルは大に讓歩する所あり、外人にして五ヶ年間、トランスヴァールに在住せる者には歸化を許す事、大統領選舉權を外人に與ふる事、竝にトランスヴァール國會に於て新に八席を彼等に配與すべき事を申出でたりしかど、臆を得て蜀を望める英國は、之を以て足れとせず、遂に商議を打切りて公然軍備を修むるに至れり。されば、一八九九年九月、トランスヴァール共和國は、頻りに仲裁々判を冀ひたるに對して、英國は四十八時間内に英國の宗主權を承認すべきを要求し、同月十六日を以てブレトリア政府は、更に其要求を繰り返し、二十三日にはオランダ國はトランスヴァールと一致の行動を取るべきを宣言したるが、されどナタル(Natal)植民地に集合したる英軍は、早くもトランスヴァールに向つて其進軍を開始し、今はブレトリア政府も之を如何ともすべからざるに至り、遂に一八九九年十月十一日を以て英國政府と交戰状態にある旨を宣言したり。

第二節 南阿弗利加竝に獨逸の權略

倫敦政府の斯くまでも強硬なる態度を執るに至りしは、獨逸の敵視を憂懼すべき必要の最早彼になりしを以てなり。ウィルヘルム二世のクリューゲルに與へたるかの有名なる電報や、伯林政府とオランダ國との一八九七年四月二十八日の條約は、先に英國をして獨逸の反對を怖れしめたるものなりしも、英國政府は、阿弗利加に於ける葡領植民地の分割法に就いて竊に獨逸に議する所あり、これにより獨逸皇帝の好意を回復することを得たりしなり。英國に一會社あり、數年前、ローレンツ・マルグス(Lourenço Marques)よりトランスヴァール國境に至るべき鐵道を敷設するの特權を獲得したるに、其義務を履行せざりしため之を褫奪せられたれば、英國は之が賠償を葡萄牙政府に要求し、該事件はベルン(Berne)の仲裁々判廷にて葡萄牙政府の敗訴となり、リスボン政府は賠償の義務を負はざるべからざるの形勢となりしかど、財政困難の葡國には、之を支拂ふの餘裕なかりき。よつて英國政府は、其植民地を賣却して此義務を免れん事を葡萄牙に提議し、或は強要し、該方策を獨逸政府に通告して一八九八年乃至一八九九年、親しく之と商議を重ねたる結果、英獨兩國は葡國の財政上に援助を與ふる代りにモザンビーク及びアンゴラの大部分を葡萄牙より租借することとなりたり。

トランスヴァールが突然英國に宣戰を布告したる當時の事情は上述の如し、されど英國は猶未だ開

戰の準備完からざりければ、英國の提議を喜ばざる葡萄牙が、其隣國たるブレトリア政府と行動を共にするが如きことなかるべきやを疑懼して既にその緒に就きたる商議を中止するに決したり。これトランスヴァールに聲援を與ふる事を止めて、英國をして一八九六年一月の電報事件を恨みとせざるに至らしむべく努力すること一年有餘に及びたる獨逸政府が、當時、佛蘭西及び獨逸に於て一般の同情を博しつゝありしトランスヴァールに最負するかに思はれたる所以なりき。兩共和國の勇將ヂューペール (Jonher) クロニエ (Kronje) 等は兵八萬を率ゐ、疾風迅雷の勢を以て、先づダンディー (Dundee) に勝ち、ナタルのレーディスマス (Ladysmith) を圍み (一八九九年十月)、連勝してコレンソ (Colenso) に至り、ビエテルマリツプブルグ (Pietermaritzburg) を威嚇し、キンバリー (Kimberley) マフェキング (Mafeking) を攻めて、コレスベルグ (Colesburg) よりケープ植民地に侵入しければ、ウイルヘルム二世は、敢てプールの味方たるべきを宣言せざりしかど、彼等が交戰國民たる資格を認めて (一八九九年十一月)、後日之と提携するの機會を保留し、尙又、南阿に於ける英國の旗色の振はざるを見ては、佛蘭西及び露西亞も、亦彼と其行動を共にすべく、英國も結局、屈するの止むなきに至るべきを思ひて、英國に居中調停を申込まんと欲し、よりてこは一時眞面目なる問題とはなりにき。されど調停の首唱者たる獨逸皇帝は、之が必要條件として、或期間、列國の歐洲に於ける領土保全を互に保證し合ふ相互契約を結ばんと欲するものなるを明かにしたりしより、かくては自繩自縛して一指をもフランクフルト條約に

染むるに由なきに至るべき佛蘭西は、固より之を拒絶し、その策遂に失敗に了りたりき (一九〇〇年二月)。爾來、デルカッセは漸くにして、英國に接近し、更に英國をして露西亞に接近せしめ、以て獨逸をして英露間の抗争に乗するに由なからしむる事によりて、阿弗利加に於ける葡領植民地に関する商議の破裂を不快としたる獨逸をして、尙且、プール人に對する政治的同情に固執すること能はざらしめ、ウイルヘルム帝の電報による聲援の大統領クリューゲルをして、敢て英國との確執に畏縮する事なからしめ、終に兩國々交の破綻を招致するに至らしめたりしにも拘らず、獨逸皇帝は、トランスヴァールをして、最早獨逸との同盟を期待すること能はざらしめたり。帝曰く、英國を引いて我が藥籠中のものとし、又露西亞との親交を繼續せる佛蘭西は、他日、露國をして倫敦朝廷と接近するに至らしむべけん。是を以て帝は左顧右盼しつゝ、只管英人とも將た露人とも衝突せざらんことを以て己の得策なりとし、特に聖彼得斯堡政府が例へば亞細亞の如き遠隔の地域に事を構ふるに至らん事を冀ひたり。蓋し斯の如くんば露西亞は英佛と協調して、歐洲の内に參與するの自由を有せざるに至るべく、若し又英佛兩國にして此種の企圖に携はるとするも、獨逸にして亦之に投合せんか、萬事は好都合に運びて新なる形勢を馴致するを得べければなり。時なるかな、妖雲の久しく低迷しつゝありたる支那に於て紛争は勃發したれば、獨逸皇帝は敢て之が露帝に齎すべき結果の如何を豫見するの要なくして、彼が豫ての斷定通りに、露國の注意を英佛協商より轉向せしむる事を得、又自ら此好機に乗じて爲すあるを得

たりしなりき。

第三節 支那の分割

一九〇〇年六月、支那に勃發したる内亂は、終に歐洲諸國の干渉を招致して一大事件とはなりたるが、此等の事實を理解せんが爲には、暫く一八九五年六月の昔に溯りて日清戦争の結果、日本が下の關條約を支那に強要したるに、獨佛露三國の干渉は、彼をして該條約の改訂に同意し、その戦勝の主要なる利得を放棄するの止むなきに至らしめたる當時の事情より説き起さるべからず。日本をして臥薪嘗膽の屈辱を忍ぶに至らしめたる怨惡の對象は露國なりければ、爾來、日本は飽くまでも報復の念を斷たず、徐に彼が遺恨を晴らすべき時の到來するを待ちたり。彼は自國に行ひて其國運の發展を促したる各種の改革を支那に適用して、之を復興せしめ、之を防護し、以て五十餘年來、専ら支那を己が政策の用途に利せんことを欲しつゝ、ありし歐洲列國を排除せんとしたり。一八九六年この方、日本は先づ其陸海軍を改革して來るべき戦争に備へ、七、八年にして其成果を收めんことを期して、莫大の資財を之がために投ずるを吝まざりけるが、然るに其間、上記の諸國、別して露西亞は、日本の未だ爲すあるを得ざるの状態に在るに乘じ、且は支那帝國の無力にして到底自ら拒むことを得ざるの地位にあるを見て、あらゆる利權を此處に獲得せんとしたり。

日本をして下の關條約の收利を放棄するに至らしめたる三國、特に露西亞は、即刻、彼が干渉の報酬を攫取せんとし、日本をして遼東半島を撤退せしめ、その渤海の支配者たり、北京の監視者たるの地位を失喪せしめたるを以て満足せざる露帝は、一八九五年よりは、進んで朝鮮半島に染手したり。時に朝鮮王は、内亂の爲に京城の露西亞領事館内に遁逃し(一八九六年二月七日)、全然、該領事館の意志に従屬したれば、京城と莫斯科との二條約(一八九六年五月十四日及び七月二十九日)に依りて、露西亞皇帝が朝鮮に共同管理權を行はん事を東京政府と約したりしに拘らず、こは要するに表面上の事に過ぎずして、皇帝はやがて全權力を彼の掌裡に收受するに至りたり。轉じて支那を見るに、露帝はこゝにも、此老大國を引いて己の用たらしめんとし、同盟の誼に依り、先づ支那の爲に自ら保證して巴里に四億フランの借款を起し、此恩誼に對する報酬として一八九五年十一月支那皇帝と一箇の密約を結びたり。これ一八九六年十月に於けるカッシニー(Cassini)條約にして、之に依りて露國は、支那の爲に遼東半島の守りを固うし、一旦緩急あれば、軍隊を之に集中し、又平時には、石炭、武器及び食糧の貯藏所を設くるの權利を得たり。之と時を同うして、露國は佛蘭西の資本を以て露支銀行を設立し、之によりて大に該政府の信用を鞏固にし得たり。特に露國は、一八九六年九月八日の條約に基き、大英斷を以て其西伯利鐵道をして齊々哈爾及び吉林(Chilin)を經由し、滿洲を貫通せしめ、以て他日、北京に至る支線を布くの準備を爲したり。而して該鐵道の監督權(一八九八年四月着手)を得たるは露西亞政府なり

しを以て、該政府は又支那の領土内に哨兵を置き、事實上、それが占領に着手したり。

佛蘭西は、彼の盡力に對して斯の如くに高價なる報酬を支那より贏ち得るには至らざりしかど、然も、其利得は決して尠なるものにはあらざりき。一八九五年六月二十日の二箇の條約によりて、彼が雲南方面に於ける國境は著しく擴張せられ、同地方に於ける鑛山を開掘し、及び鐵道を延長するの利權は佛蘭西に賦與せられ、之に加ふるに佛蘭西は、一八九七年六月二十日の條約に依り、東京の老開より紅河の流に添ひて雲南府まで鐵道を敷設するの權利を得たり。

英國は、一八九五年の三國干渉に際して佛蘭西の如き援助を支那に與へざりしも、尙且、若干の利益を脆弱なる北京政府より強取し、一八九七年二月四日の條約に依り、雲南方面の國境を有利に改正し、新市場を開き、且、其緬甸鐵道を未設の雲南鐵道と聯絡するの便宜を得たり。

歐洲諸國が干渉を試みて、其開發を要求するに至らざりし間は、支那富源の利用は、多く事の宜きに適ひたるものには非ざりき。北京政府は、大鐵道を敷設して自國の進歩を扶くる所あらんとし、北京と揚子江岸の漢口とを聯絡すべき所謂中支大鐵道を以て之が幹線となしたりしも、一八九七年十一月一日、山東に於て獨逸宣教師二名虐殺の變事あるや、獨逸皇帝は、其軍艦に命じて同省内の膠州灣を占領せしめ(十一月十七日)、皇弟ハインリッヒを支那に特派し、以て山東占領の魁となりたるより、自餘の列國も亦、獨逸の此先例に倣ひて益々大なる要求を提し、英國は先づ北京朝廷の爲に斡旋したる四億

フランの借款の報償として露亞西の獨占を阻止すべく大連灣の開港(遼東半島内)を要求したるに、北京に於ける露國の陰謀の爲めに打破せられたるより、一八九八年四月四日の協定を以て満足せざるべからざりき。こは英國に下の諸權利を賦與するものなり。(一)日本軍撤退の後、山東の一港威海衛を租借すること。(二)支那帝國の總ての水路に於て汽船通行の權利。(三)支那は何れの外國に對しても揚子江沿岸の豐沃なる地域を讓與せず、租與せず。英國は此地域を自己の貿易市場として保留すること。又(四)湖南に於て新に港を開くこと。(五)支那總稅務司の地位を英國の一臣民に與ふること。

同時に獨逸も、豫定の如く一八九八年三月六日の條約にりて膠州灣を租借し、山東省の不割讓を保證し、又同省に於ける鐵道敷設權並に富源開發の特權を得たり。

かゝる間に、徒に手を束ねて機を逸するが如き事なき露國は、一八九八年三月二十七日の條約によりて、此渤海灣を制するの金城鐵壁たる大連灣及び旅順口を租借し、滿洲鐵道を旅順口に延長聯絡するの權利を得、斯くして不凍海上に西伯利の門戸を獲んとする其宿望を實現するに至れり。

是に於て、露國の此大なる分け前を見て之を憤れるの英國は、新に舟山諸島を割かんとし、英露の間、一時戰機の切迫を想はしめたりしも、萬一の場合に擧兵を要としたる日本は、當時未だ戰渦に投ずるの實力を有せず、露西亞は、又一方に於て常に佛蘭西と密接なる關係を保続しつゝありき。佛蘭西は已に能ふ限りの利權を支那より獲得し、特に一八九八年四月五日の條約に依りて、(一)雲南鐵道の敷設權

を讓與せしめ、(二)支那が雲南、廣西及び廣東に於て何れの國にも領土の讓與又は租與を行はざる事。(三)東京の前哨たる雷州半島の東方廣州灣を租借する事。(四)海南島の不割讓(海南は東京の一防護地なり)。(五)佛蘭西人一名を驛遞總監に任ずる事の諸項を約束せしめ、尙六月七日を以て東京灣頭の北海に達すべき鐵道の敷設權を得て、雲南に於ける貿易を此地に及ぼさんとする英人を阻みたり。

歐洲列國は、又一方に於て、鐵道を支那の内地に敷設するの大事業に着手し、一八九八年八月十一日の勅令に由り、北京漢口鐵道の敷設は、佛白兩國人經營の一シンディケートに委託せられ、英國は山海關(天津北京間)を發して遼東半島の牛莊に通ずる鐵道の敷設權を得たるが(一八九八年六月十四日)、露西亞もカッシニー條約によりて大に要求する所あり、かくて倫敦政府と聖彼得斯堡政府との間、遼東と揚子江とに關する外交上の紛争の瀾久を見たるが、こは一八九九年四月二十八日に至りて決着し、倫敦政府は萬里長城以北に於ける英國の勢力を放擲し、聖彼得斯堡政府は揚子江に對する其要求を放棄したり。

此後、間もなく、露西亞は奉天(滿洲)より北京に直通すべき鐵道敷設の計畫を立てたり。是れ、滿洲鐵道と同一の軌幅を有し、貨物の積換を要せざるものなりしかば、之による時は、西伯利鐵道は、北京を終端驛として、巴里より僅に十二日の旅程を有するに過ぎざることとなる筈なりき。

第四節 中華帝國の國民的反動

以上述ぶる所に由りて、支那の如何に歐洲列國の脅威する所となり、ありしかを知るべく、之がため、當時の支那國內には、歐洲の文明を嫌忌し、特に外人の勢力發展を憎惡して止まざるの風、磅礴たりしが、攝政西太后の命に依り、一八七五年、僅に三歳にして帝位に即きたる光緒帝も、亦數年來、日本の勢力に頼るに傾きたり。日本の希望する所は他なし、支那をして日本に倣ひて改革を行はしめ、歐洲文明を輸入して其國家を改造せしめん事にありしが、帝の寵臣康有爲は、次第に改革說を以て皇帝を動かす、一八九八年八月九日帝をして突然幾多の急激なる改革を行はしめたり。されど、例へば考試制度を廢絶し、出版の自由を宣言したるが如きは、支那の舊慣を覆さんとするものにして、其の目的の貫徹は、保守思想の泰斗たる西太后を除くにあらずんば能はざりしに、西太后は之を聞き、機先を制して之が銳鋒を挫くべく、一八九八年九月二十五日、非常政策を斷行し、皇帝方の大臣六名を殺戮し、康有爲は辛うじて虎口を脱したり。是に於て西太后は再び攝政となりて、支那の反動的傾向は、又もや勢力を得、西太后が外國の勢力を蛇蝎視せる端郡王の息溥儀を皇儲とするに及んで、保守派は俄に其頭を擡げ來れり(一九〇〇年一月)。

されど、其後、幾くもなくして、支那は大々の讓歩を敢てし、駐支佛蘭西全權公使ステファン・ピション

(Éléphen Pichou)及び在支加特力傳道團長フアヴィエー司教(Favier)の要求に應じて、既に久しく支那に於て重要な位置を占めつゝある加特力教宣教師の爲に、一八九九年三月十五日を以て加特力教僧侶と支那帝國當局者との關係を規定する一箇の勅令を發布して、司教に總督及び各省巡撫と對等の位を與へ、又その部下の僧侶にも、それ〴〵之に該當するの優遇を與ふることとし、對等の地位にあるもの、關係を一定し、若しこれ等の高僧にして支那當局者と争ひ、之に抗議を提起せんとするが如き場合には、支那官憲と對等の資格に立ちて之と折衝するを得ることとしたり。儀禮は支那に於ては、最も重要視せらるゝものなれば、支那政府のかゝる特權を異教僧侶に許したるは、非常なる讓歩と言はざるべからざるなり。

外人に對する此大々の讓歩は、之によりて支那國民を激昂せしめんとする支那政府の詐謀に出づるものなりと説くものあり。思ふに斯の如きは、支那政府として決して之を敢てするを難んずるものにはあらざるなり。實際に於て三月十五日の此勅令は、支那全國に涉りて多く歡迎せられず、幾くもなくして支那全土特に都市、就中北京に於ては、一般人民の不穩を醸發したり。當時、支那國內には、幾多の秘密結社あり、其目的とする所は、外人に對抗し、之を撃破せんとするにありしが、此等の中にて端郡王の後援の下に、歐洲列國に反對すべく最も活動的にして又最も多方面に其勢力を張れる一結社は、支那人間には種々の名稱を以て呼ばれしも、外人は之を拳匪と稱したり。彼等は一九〇〇年の初、支那の人

口最も稠密なる地方に蜂起して外人を威嚇し、五月及び六月には、進んで外人を襲ひ之を殺傷するに至りたるより、一九〇〇年一月二十四日及び三月二日、北京駐節の各國公使は、秘密結社の解散せざるべからざるを支那政府に要求したりしに、支那政府は之を容れざりければ、公使等は各其本國に向つて、白河々口なる太沽に若干の軍艦を派遣せん事を求めたり。然るに、騷擾は益々激烈の度を加ふるのみにして、五月二十日には北京に於て排外的の激烈なる檄文の揭示あり。二十九日、京漢鐵道沿線の保定停車場は、拳匪の襲撃を受け、彼等は頻りに放火殺戮を行ひ、北京亦之が災に罹りたれば、列國の代表者は、護衛の爲め若干の軍隊を天津より招致する許可を支那政府に求めたるに、支那は一箇國に付き七十五名づつの兵士を招致すべきに同意したるのみ。騷亂は、依然として鎮靜に歸するの態なく、特に端郡王の總理衙門大臣として其任に就き(六月十日)しよりは、暴徒は一層の氣勢を得て電線を切斷したれば、シーモア(Seymour)提督は白河々口に至り、公使館救援の爲に二千名の陸戰隊を北京に派出したるが、これ亦多數の兵員を失ひて天津に歸還するの止むなきに至り、提督の盡力も空しく水泡に歸したり。是に於て列國の軍艦は、太沽砲臺を砲撃して六月末、遂に之を陥れたり。

然るに、北京にては、暴徒は既に虐殺を始めて(六月十三日)、傳道所及び教會を破壊し、支那の基督教民にして之が爲に難に罹れるもの亦尠からず。六月二十日、獨逸公使ケッテル(Kotteler)は談判のため總理衙門に赴かんとする途次、白日街上に暗殺せられたれば、列國公使は、今は其の公使館内に籠城

するの策を決し、佛蘭西公使ビションは英國公使館に避難し、暴徒の激烈なる包圍攻撃を蒙むること六週日、其間に支那政府は愈々其假面を脱し、六月二十六日及び七月二日の勅令を以て拳匪を兵籍に登録し、公然、之に外鬼征伐を命令するに至りたれば、攻撃の火の手は更に激烈の度を加へたり（陥落の説の歐洲に傳はりしは此時なりき）。聯合軍の太沽に上陸し、長驅して天津を陥るゝに及びて、西太后は始めて公使の解放を求めたる列國と和解するの必要を感ずるに至りたるも、されど、公使館攻撃の全く終熄したるは七月の末なりき。

第五節 一九〇〇年の列國遠征竝に一九〇一年の條約

米國と日本とをも加へたる歐洲列國は、萬國公法の蹂躪に報復すべく合議する所あり、よりに聯合軍の編制を決し、獨逸皇帝の需によりてヴァルデルゼー(Waldensee)元帥に、該軍隊の指揮權を與ふることとしたり。佛蘭西も、亦ヴォアロン(Voyron)將軍の指揮の下に、彼の軍隊の自主權を保留することとして之に同意したるが、然るに遠征軍の支那に到着せざるに、天津より派遣せられたる軍隊は、日本の有力なる援軍を得て北京公使館救援の目的を達したりたり。

支那政府は、聯合軍の北京に到着して、非行を働くに至らざるに、早くも、西太后と共に支那西北部の陝西省西安に立退き、聯合軍に抵抗するの意志なかりければ、正確に之を言へば、支那と歐洲列國と

の間には交戦の事實なかりしと雖、兎も角も、平和會議は久しきに亙りて催され、其愈々決定的條約を結ぶに至りしは、漸く翌年(一九〇一年)九月七日なりき。

此條約の結果、支那は不都合の罪を謝して其元兇若干を處刑し、謝罪使を北京に派して該動亂の犠牲となれるものゝ爲め此地に記念碑を建て、加特力教寺院にして破壊或は傷害せられたるものを再建又は修繕し、三十九年間に四億五千テールの賠償金を被害列國に支拂ふ事とし、二ヶ年間、支那の諸海港に於て武器の賣買を禁じ、太沽の要塞を取毀ち、歐洲の軍隊をして北京なる諸外國公使館所在地域を警備せしむることとしたり。北京との交通を確保せんが爲め、歐洲軍、日本軍及び米國軍は、新に幾多戰略上の要害地點(天津、山海關等)を占領したり。支那政府は、又一の布告を發して一切の排外的結社を禁じ、總理衙門を改革して、之を眞實の外務省たらしめんとし、最後に、外國商人の従前の如く軍に貿易港に於てのみならず、支那全國に亙つて居住することを許すに至れり。

第六節 日露戰爭の起原

日清戰爭後、西方の支那滲入の結果として、一八九五年以降、危機の支那に開展するを見るに至りたるが、これ亦上述の如くに一時鎮靜に歸し、支那分割を信じたる短見の士も、今は斯かる分割の事實上不可能となれるを認めざるを得ざりき。歐洲の勢力の支那を侵し、支那に於て略奪を試みたる事の疑

ふべくもあらざれども、支那は敢て之が爲に全く歐洲の支配する所となりたるにあらず、支那帝國そのものは依然として存在したり。膠州灣の占領を以て端緒を開きたる分割より支那を救はん事を以て己の使命となしたる日本が、一八九五年の怨を晴らすべき機会を待つこと茲に六年に及び、彼は一意只管、彼が前年の失敗を償はんことに腐心するのみなりしが、彼が戦勝の果實を縱奪したる露西亞も、敢て此點を誤認せざりき。英國は、三國干渉に際して極めて曖昧なる態度を持して、日本にも、將た支那にも援助を與ふることなく、ために日本の其戦勝によつて獲たる地位を失ふを傍觀したるが、今や往年の過誤を覺り、支那に於ける露西亞の勢力を阻止すべく東京政府に接近するの必要を認知するに至れり。

斯の如くして支那及び朝鮮の獨立を保證すべく、一九〇二年一月三十日、倫敦及び東京の兩政府間に條約は締結せられ、之に據りて、兩締盟國の一方は、締盟國他方の敵襲に對し、武力を以て支那及び朝鮮を防護せざるを得ざるに至りたる場合に於て中立を守り、若し又第三國の此等兩締盟國中の一國に對する戰爭に参加したらん時には、中立の態度を變じて積極的同盟となすべきを約したり。

従前よりも一層に鞏固となりたる露佛同盟も、一九〇二年三月二十日の協約に依りて更に確實となり、之に由り巴里及び聖彼得斯堡兩政府は、極東に於ける現狀を維持し、支那及び朝鮮の獨立を保證せんとするものなるを宣言したり。其中の一節に曰く、「然れども、或は第三國の侵害、或は支那に於

ける新なる紛擾が、支那の領土保全及び其自由なる發展を危うして牽いて露佛の利益までも脅すに至りたらん場合には、兩締盟國政府は、之を防護すべき手段を執るに至らん事を保留するものなり」と。

一九〇二年の初めに至りては、新なる危機の起りて、日ならずして極東の平和を攪亂せんとしたるが、されど、此時に當りて佛蘭西は、従前よりも一層戦意乏しく、且一八九八年及び一八九九年に於けるドライフス事件の打撃は、彼をして意氣沮喪せしめたれば、彼は唯、將來の時機を待ちつゝあるのみなりき。若し夫れ飽くまでも己が行動の自由を保有せんことを欲したる英國に至つては、一八九九年の末この方、南阿戰爭の桎梏する所となりて大に爲すあるを得ざりしかば、一九〇一年一月、ヴィクトリア女皇崩じてエドワード七世の即位するに及びて、急遽、南阿戰爭を終結せしめ、新なる外交上の方針を以て天下に臨むこととなりたり。

第七節 プール人征服後の英國

一八九九年の末より翌年にかけては、英國との鬭争に此大敵を惱まし得たるプール人も、遂に最後の勝利を收むる能はずして止みたりき。思ふに兩交戰國の一方は、四千萬の人口を有し、敵に征服せらるゝを汚辱とし、之に打克たんが爲には如何なる犠牲をも辭せざらんとする強靱なる執着力を有する大國民なるに、他の一方は、唯其の勇氣と正義の信念とを頼みとするに過ぎざる四十萬乃至五十萬

の植民を以て成る小國民なれば、勝敗の数は問はずして明かなりき。さればデューベール、クロンイエ、ポータ(Botha)デウエット(Dewet)デラレー(Delarey)等の勇將の其の豪氣と、膽略と、湧くが如きの智謀とは、一世を震撼し、敵をして歎賞を禁ぜざらしめたるに拘らず、其絶えず消耗する戦闘員を無限に補足し、又は無限に増員するに由なかりしに、英吉利軍は、其の當初に於てこそ不十分なりしかど、絶え間なく増援せられて、終には二十萬を超ゆるに至り、之を率ゐる英將は、冷靜と不撓の意志とを以て事に當り、巧に囊括的陣法を布きて容赦なくブル兵を斃したるより、補給の途を有せざるトランスヴァール軍は、日に日に其勢の蹙迫を見るのみ。加ふるに歐洲諸國は、ブル人の剛勇に讚歎しながらも、不相變中立を守りて、之を援けん事を敢てせざりしかば、南阿の兩共和國も、遂に力竭きて、降を申し出でたるに、英國政府は、勝利に乗じて敢て之を窘迫せず、兩共和國に與ふるに彼等の武勇にふさはしき自治を以てすべきを約したり(一九〇一年六月)。

かくて三年の久きに互り、一百億フランの軍費を投じたる戦争は、是に落着して、英國は最早南阿に於て危惧すべき何ものをも有せざるに至りしかば、彼は此度は、方向を變換して、英國にとりてブル戦役以上に重要な事業に取掛り、世界に於ける經濟上の霸權を握取せんとせる獨逸の如き一大強國と競争せる彼は、今や、之が爲め第一に久しく佛蘭西を敵視したる偏見を棄て、之と同盟せんとするに至りたり。

第十一章 英佛協商 (一九〇二—一九〇四)

第一節 一九〇二年に於ける伊佛關係

獨逸の一九〇〇年に於て佛蘭西との和協の代償として、佛蘭西が獨逸の領土保全を保證し、即ちアルサス・ロルレヌの所有を確保するに至らん事を求めたりしより、巴里政府は柏林政府と合致せんこととの不可能なる事を一層に認識せざるを得ざりしかば、彼は之が爲に、一方に於て伊太利の友情を回復して、三國同盟を離間するの必要を感ずるの切なるものありしと共に、他の一方に於ては、彼が政策の軌道中に英國をも引き入れざるを得ざるに至りたり。但し、英國は、此際佛蘭西の政策中に入るより以上に深入りせんことを欲せざりしなり。

伊太利に於ては、アビシニア戦役の敗衄(一八九六年)に續いて、クリスビー(一八九七年)及びビスマルク(一八九八年)相次で歿したれば、三國同盟に對する國人の迷想は漸く破れ、佛蘭西との經濟的破綻の爲に大損害を被りたる彼は、斷然、佛國と新に航海及び通商條約を締結して之と一層親善有利なる關係を結ぶの策を決し(一八九八年)、その代りに全然佛蘭西のヂュニスに對する保護權に承認を與へたり。獨逸は、佛國がヂュニスと同一の地位に齎らさんことを冀ひたるモロッコに於て植民的代償を得んことを欲したりしも、伊太利は、かゝる希望をすらも懷抱せず、トリポリを望みながらも、佛蘭

西の意志と扞格せば、必しも之を占取せんことを敢てせざるべしとしたり。即ち伊太利は、他くまでも佛蘭西共和國と協調するを以て彼の利なりとしたるが、佛國は、又排僧侶政策を探りて彼が決して伊太利政府の一八七〇年を以て顛覆したる羅馬法皇の俗權を再興すべく援助するものに非ざるを保證したり。伊太利政府の佛蘭西と和解せんとするの傾向は、ウンベルト王(Humbert)の死後に於て一層明白となれり。若年の新王ヴィクトル・エンマヌエル三世(Victor Emmanuel III)は、佛伊兩國の傳統的交誼を重んずること先王に加ふるものありき。

新王の即位後、間もなく一九〇〇年及び一九〇二年を以て伊佛兩國の間に二箇の條約締結せられ、之に依りて佛蘭西はトリポリに於ける伊太利の自由行動を妨碍せざるべきを宣言し、而して又伊太利はアルプの彼方なる其隣國のモロッコ政策に反對せざるべきを約束したり。斯かる親善なる國交の證左は、數年前に於ては全然不可能事を以て目せられたりしに、今や實現せられ、一九〇三年に於ける三國同盟の更新も、最早、何等の效果をも有せざるに至りぬ。ヴィクトル・エンマヌエル王は、獨逸及び埃何國との同盟條約を破棄せざるも、一九〇三年十月、王妃ヘレーナ(Hélène)を伴ひ、巴里に幸して歓迎せられ、大統領ルーベール(Loubet)と親しく摯實なる友誼を交換し、以て彼が如何に佛蘭西の同情に重きを置くものたるかを示したり。

第二節 佛蘭西、英吉利並にモロッコ

佛蘭西政府が同情を交換したるは、嘗に伊國政府のみにはあらざりき。こは寧ろ英國政府との間に於て特に顯著なるものありたり。ヴィクトリア女皇は、セバストポール(Sebastopol)に於ける英佛同盟の記憶を有したりしにも拘らず、佛蘭西に對して疑懼、少くとも隔意を懷き居りしが、女皇崩後(一九〇一年一月二十二日)英王の位を踐みたるエドワード七世(Edward VII)は却て友好の誼を表したり。彼は資性寛宏にして教養あり、佛蘭西に對して何等の偏見をも懷抱せざりしのみか、能く佛人の資質と精神とを理解したれば、無謀の舉に出でて、佛蘭西を敵とするに至らん事を避けつゝ、慎重、事に衝り、以爲く、佛蘭西の競争國として立たんよりも、寧ろ之が同盟國たらんと。彼は其壯年時代より屢より、巴里に遊びたるより、巴里の典雅を愛し、此地に於けるあらゆる方面の人士と交を結び、屢々ガンベッタを訪問し、又其他、佛國の有力者と往復して、よく佛蘭西の制度文物中英國の福祉は固より、一般的平和の用に供せらるべきもの、何たるを學びたり。かくて彼は、嘗てガンベッタの希望したる如く、英佛兩國の昔日の怨を忘れて協調し、以て其利害休戚を共にするに至らん事を望み、又ガンベッタと共に倫敦政府の嘗に巴里政府と十分なる政治上の協調を遂ぐるのみならず、聖彼得斯堡政府とも其歩調を共にすべき日の到來せん事を期したり。彼は世界の到る處に於て英國を威嚇する獨逸が彼の眞の

競争者たり、將た其最も恐るべき敵たるを熟知せるを以て、佛蘭西が彼の即位以來、英佛接近の妨礙たりし疎隔と、敵意とを根絶すべく、英國政府をして新方針を執るに至らしめたるを欣快したり。ソールズベリー卿は、佛蘭西を敵とせざるまでも、英佛協商の可能に確信を置かざりけるが、卿の内閣倒れて該協商の必須を信じ、全力を擧げて此目的を貫徹せんとしたる新内閣の之に代るに及んで、佛人の多数が希望したる接近は、一層に促進せられたり。

佛國外相デルカッセは、特に該協調の成立を願望したり。彼が政治上の理想は、露佛同盟を持続するのみならず、又英の近邇によりて遂に之が同盟を實現せんとするにありたれば、倫敦政府が、偏に佛蘭西をしてファシヨダの屈辱を忘るゝに至らしむべき明策に出でん事を望み、到底、之を回復するの望みなき埃及を放棄するを條件として英國政府より最も有利なる代償を得るに至らん事を期したり。這般の有利なる代償の一を以て目すべきは、モロッコの保護權にてありき。思ふに、眞に政治に志ある者は、モロッコが如何の價值を有するものなるかを誤認すること能はざるべし。モロッコの地たる、其地理上の位置と竝に其人口と富源とよりして之を見るも、チュニス及びアルジェリアを領有して、必ずや其勢力を北部阿弗利加の西部地方に擴延するに至らざるべき佛國の垂涎措かざる所たりしは固より其所なるが、此回教國の無政府状態に陥りてより、既に年久しくして、其富源は、徒に外人の懷を肥すのみ、別して英國の商業上に於ける勢力は、列國に冠たるものありたれば、英國は、埃及の

如く之を其有に歸せしめんことを欲し得たりしなり。然るに英國の政治家の賢明なる、モロッコ征服の舉の此地方の好戰的種族の恐るべき反抗を招來すべきを知ると同時に、モロッコの海岸地方を要求せる西班牙と、モロッコを目するにアルジェリアの從屬國たるに過ぎざるを以てする佛蘭西との反抗を招くべきを看取し、且此地とニール流域との間には、阿弗利加全大陸の幅に互るほどの距離ありて之を隔絶するを見て、寧ろ之を佛蘭西に提供して佛蘭西をして正式に此係争のニール流域を斷念せしむるに如かずしたり。エドワード七世の即位以來、英國政府が、佛蘭西のモロッコ政策に妨礙を試むるが如きことなく、全然満足の意を表明して之を佛蘭西に譲らんとするに吝ならざるを示したるは、此等の事由に由りしなりき。

一八九四年、モロッコの王位を踐みしは、アブド・エル・アジズ (Abd-el-Aziz) なりしが、尙若年なる彼は薄志にして性輕燥たり、老相バ・アーメッド (Ba-Améd) 永く政を攝したるも、國內の紊亂は日を追うて増長するのみ。各種族の叛亂は殆ど絶ゆるの期なく、ラルラ・マグニア (Lalla-Maghnia) の條約 (一八四五年) に依るも、未だ完全なる決定を見るに至らざりしアルジェリアの境は、絶えずモロッコ賊團の侵害する所となり、此等不逞の徒は常に、佛蘭西の領土のみならず、モロッコに於ても非行を事とし、武力に依るの外、到底、之を鎮定するに由なきの有様なりしかば、佛蘭西政府の抗議の峻嚴を極むるに及んで (一九〇一年三月) モロッコ政府は使節を倫敦に派して、モロッコの保護權を英國に提供せんとしたるも、

折しもトランスヴァールの戦争に忙殺せられたる倫敦政府は、斯かる委託に一顧を與ふるの暇なかりしより、アブド・エル・アジズは、更に第二の使節を巴里に遣はし、英國の同意をも得て、一九〇一年七月二十日の議定書を作製し、之によりテニエツト・エル・サッシ (Tieniet-el-Sassi) を以てモロッコ及びアルジェリアの境界として、之より以外の地をば分割せず、モロッコは佛蘭西と共に、上記の線に沿うて守備兵を配するの權を有し、尙兩政府に屬する各種族の自由に國境を超えて互に往復するを得る事とし、又モロッコ或は佛蘭西の要求を提起せんとする場合の必要なる手續を定めたり。されど該條約も、愈々實行の段となりて種々なる困難を生じ、新に商議を開くを必要とするに至りしかば、一九〇二年四月二十日更にアルジェール (Algèr) 條約を締結して、モロッコの諸種族が國境に於て絶えず暴動し、而してモロッコ政府に秩序を維持するの能力なきを以て、佛蘭西政府はその隣接の故を以て必要の場合に、モロッコ政府に援助を與ふべしとし、モロッコとアルジェリアとの間に、モロッコ人專屬、モロッコ人佛人混同並に佛蘭西專屬の三種の市場地域を分割し、各市場に於て關稅を定め、但し游牧民の地域及び國境の南方地域に於ては、交易の監督は殆ど不可能なるを以て、佛蘭西政府は毎年モロッコに入る貨物を大略見積り、佛蘭西政府より之に該當する關稅をモロッコ政府に支拂ふべきを約せり。最後に、一九〇二年五月七日締結の第二アルジェール條約に於ては、境界地方の種族に監督權を及ぼし、主として其監督の任を佛蘭西政府に委したり。

佛蘭西政府は、斯くて其責任上、彼が利害の關係を有する當然の權利を暗黙裡に取得したるものにして、之に向つては、英國も何等反對の意志を有せざりき。實際、一九〇三年以後、アブド・エル・アジズは頻々佛蘭西の軍事的援助を求め、佛蘭西も亦有力なる援助を之に與ふるを惜まざりしが、英國は勿論毫も之に非難を加ふるが如きことなく、却て進んで佛蘭西に談判して常にモロッコ問題(従つて又埃及に關する問題)のみならず、セネガンビア、ギニア、ニヂェル及びチャド湖の諸問題並にニウファウンドランドの問題に關する年久しき紛争を解決せんとし、此等の商議は、已に十分の和解的精神を以て遂行せられたりしなり。即ちエドワード王は、一九〇三年五月一日乃至四日、巴里を訪問し、其滯留中、彼が親佛的精神をば、從來よりも以上に披瀝し、五月二日、エリゼー (Élysée) 宮殿に於て述べて曰く、「朕は朕の幼年時代より巴里を知れり。朕は屢々此地に來り、其美と巴里住民の心意とに接して常に賞讃を禁する能はざるものありき。朕は、大統領閣下、閣下の政府及び人民より受けたる此歡迎を忘るゝ事なかるべし。朕は友情の連鎖を緊密ならしめ、且、我等の兩國を其共同の利益を以て接近せしむべき此機會を得たるを喜ぶものなり」と。

これより後、幾くもなくして、一九〇三年七月六日乃至九日、ルーペー大統領は之が答禮として、倫敦を訪ひ、此處にてエドワード王の曩日巴里に承けたりしに劣らざる優渥なる歡迎に接したりき。大統領の謝辭に左の如くありき。「我が佛國は、陛下の曩日巴里に給ひたる行幸の記憶を尊重するもの

なり。余は、陛下の此行幸の至幸の効果を齎し、兩國民間に存する關係をして、彼等の共同の福祉と世界の平和の保證との保持確立に大に貢獻する所あらんことを信するものなり。」

第三節 日露戦争の發端

英佛間、眞摯協商の締結せらるべきこと愈々明白となるに及んで、不安の念に驅られたるウィルヘルム帝は、該協商の露國に及ばんことを妨げ、且露國をして佛蘭西に對する同盟條約の履行を不可能ならしめんことを欲し、此點よりして露國の若干大臣、特にヂェルス(Diers)の切望したりし如く、聖彼得斯堡政府の極東問題に没頭せん事を祈れり。かゝれば、一九〇〇年十月十六日の協商に對する彼の解釋の如きは、實に不誠實を極めたるものにして、帝は之に於て萬里長城以北に於ける支那領土の保全を保證するの意志を有せず、換言すれば、露國の滿洲占領を默認すべきを主張し、露國政府が帝の後援を待みて、豫て露兵の滿洲撤退を要求して止まず、久しく露國に對する戰備を修めつゝありたる日本と戰端を開くに至るべきを期したり。

倫敦政府と東京政府とに於て、支那の領土保全特に滿洲及び朝鮮の保全を保證したる一九〇二年一月三十日の條約は、拳匪事件を利用して滿洲を占領し、尙依然として撤兵を行ふの狀なき露西亞に幾分の威嚇を及ぼすものなりしが、三月二十日の露佛協定に於て、佛蘭西は彼の同盟國の爲に極東の紛争

渦中に投入せられんことを懼れ、外交的に警戒する所ありき。かくて露國政府は、巴里政府の承認又は勸告の下に日本と商議を開始し、一九〇二年八月十二日の條約に依りて支那の權力の再び滿洲に確立せらるゝ場合には(北京政府は滿洲の鐵道、従業員並に露國臣民に保護を與ふべきを約束したり)滿十八ヶ月後に於て滿洲の撤兵を斷行すべきを約束して、少くとも外觀上、日本を満足せしめたり。

此の協約に依り、一九〇二年十月、露國は事實上、滿洲の撤兵を始めて、露兵の一部を輸送したるも、皇帝の君側には、クロボトキン公を首領とする反對黨の平和的努力ありしにも拘らず、皇帝を促して極力日露開戦を敢てするに至らしめんとする多數の有力なる一黨あり。此等は、一九〇三年の初を以て大に其勢力を張りたり。かゝれば、一九〇三年四月八日は、滿洲の第二期撤兵期日に該當したりしに拘らず、同地駐屯の露國軍隊は、何等移動するの狀もなかりければ、日本は之が荏苒を憤り、露國政府の強暴の態度を持せるを見るに及んで益々激昂の熱度を加へたり。然るに幾くもなくして、露國は滿洲に於ける關稅上、支那政府をして多大の利益を讓與せしめ、且、滿洲市場に於ける特權的地位を確保し、同時に大連灣と旅順口との間にダルニー(Dalny)港を築き、又急ぎ遼東を制し、渤海灣を支配する旅順の防備を固めたり。

聖彼得斯堡政府の不敵なる態度は、層一層に明白となれり。アレキセーフ(Alexieff)提督の黑龍江及び關東(關東は遼東の南部)の總督に任命せられたるは七月三十日なりしが、世久は既に彼を極東露

領太守と呼び倣したりき。これよりして露西亞兵は、馬賊の鐵道沿線を抄掠したるを口實として、先に撤退したる滿洲の或部分を再び占領し、又奉天を占取し、鴨綠江木材會社を設立しては、其本社を朝鮮の龍巖浦に置きて、該港をニコラス港と呼ぶに至れり。露西亞の意圖の奈邊に存するやは、今は日本の疑ふこと能はざる所となりぬ。

自ら開戦の準備成れりと信じたる東京政府は、此上、隱忍するを以て益なしとし、栗野公使を介して八日より露國政府と商議を開き、その商議の目的とする所を明にして、支那及び朝鮮の領土保全並にその獨立を尊重すべき事、朝鮮に於ける日本の優越權を認め、及び其武力干涉を敢てするの權を有すべきを認むる事、最後に日本が朝鮮を貫き、東清鐵道に聯絡すべき鐵道に由りて滿洲に入るに同意せん事を露國に要求したり。

此等の提議が包含したる東京政府の眞意は、之を隱蔽すること能はず。蓋し東京政府は露國にして朝鮮を日本に與ふべくば、日本は、滿洲に於ける露國の優越權を認むるに各ならざるべきを告げたりしなるも、日本人を輕視したる露國政府は、日本人の實力を見ず、其恐るべき武裝に留意する所なく、敢て正面より、日本の要求を峻拒せずして、徒に商議を遷延せしめ、以て浦鹽斯德に冬營せる露西亞艦隊が出動し、全力を擧げて日本に當るか、さなくば旅順を救援し得べき春季氷解の時を待ちたりき。露國は如何なる事情ありとも、日本が坐して露國の此好季節の到來を待つものにあらず、敵の其總ての

手段を講じ得ざるに先立ちて開戦の機會を選取せんとしつゝありしを知らざりしなり。

露國外務大臣ラムズドルフ (Lamsdorff) 伯は、時機を遷延せしめんが爲め、先づ露都に開かれたる商議を東京に遷さん事を要求したるも、時の日本外相小村は、談判は商議開始地と同一の場所に於て之を繼續せん事を主張し、其間、數週日を経過せるも、小村は終に彼に歩を譲りたり (九月九日)。然るに東京駐節露國公使ローゼン (Rosen) は、旅順に於てアレキセーフと協議すべきを口實として、東京を發し、十月の初旬に至りて漸く歸還したる時、漸くにして露都より對案の到來を見たり。こは朝鮮に於ける日本の優勝なる利益を認むるも、日本が軍略上の目的の爲に該半島を利用せざる事、朝鮮の北部を中立地帯と認むる事、滿洲を以て日本の行動の範圍外と認むる事を要求するものにして、而して露西亞は朝鮮の鐵道を滿洲に聯絡せしめん事には承諾を與へざりき。

この後、露國は此點に就て讓歩し始めたれど、日本は滿洲に於ける支那の權利の完全なる保全を要求して屈せざりしかば、露西亞は此點を自國と支那との直接商議に讓るべきを宣言し、新なる訓令を仰ぐべく又々數週日を経過したり。尙當時、露都には皇帝不在なりしも、十一月帝の歸還するや、皇后、病氣の説ありて、商議は引續き遷延したり。十二月に至り、日本は露西亞の汲々として其戰備を修め、全力を擧げて旅順艦隊の増援を行はんとしつゝある事を知るに及んで、驚駭、否寧ろ激怒して、露西亞と同じく開戦の準備に當りたり。一九〇四年一月一日、露帝は一箇の平和的宣言を發して、朝

鮮鐵道を滿洲に延長するの事に同意を表したるも、滿洲に於ける領土保全に關する一切の讓歩を拒絶したれば、日本は熱心に其要求を主張し、一月十三日、小村外相は、露國政府たるもの滿洲問題に關して正式の契約を結ぶべきを求め、回答を待ちあぐみたる小村外相は、同月二十六日、斷乎として回答の時期を確定せんことを求めたるに、ラムスドルフは一月二十八日、大臣會議を催すべしと云ひ、之に次いでアレキシス太公(Alexis)、海軍大臣、陸軍大臣及び外務大臣は、二月一日及び同二日を以て露帝に拜謁すべしとの事なりしを以て、小村外相は二月二日を以て確實なる回答を期待する旨を傳達したるに、ラムスドルフは、其期待せられたる最後の回答を發し得べき時日すらも之を定むること能はずと答へたり。是に於て之を以て浦鹽斯德の水解まで商議を遷延せんとする露國の計略たるを知れる東京政府は、最早、無用の談論に日を消すを止めて、突如、攻勢に轉じたり。これ已に日本の久しく窺察しつゝありし所にして、而して又露國の豫見せざりし所なりき。

二月五日、小村外相は、外交關係の斷絶を露西亞政府に通告し、栗野公使をして露都を退去せしめたるが、然るに迷想に囚はれたる露國人民は、開戦の爾く切迫せるを思はず、栗野は露都を退去するに先立ちて、二月六日、露國朝廷の舞踏會に臨み、日本總領事は、又其二月八日を以て旅順を去るに臨んで、同港灣の形勢と、及び折から碇泊中の露西亞軍艦の位置を書き取りて之を日本艦隊司令長官に報告するを得たりき。同日、此等の露艦は、不意に八方より攻撃を受け、其中、最も優秀なる三艦

は水雷を喫したるが、又露西亞の一巡洋艦と一砲艦とは仁川沖にて撃破せられ、かくて露國の艦隊は、戰爭開始の勿々よりして劣勢を持せるに過ぎず、戰爭は準備完き日本人に利ありて、之を忽にしたるの露西亞に利あらず、不幸にして露國は、連戦連敗を以て終りたり。

第四節 一九〇四年の英佛協商

斯くして一九〇四年の初めに至りて、短見なる露國は、獨逸の豫期を充足して空しく極東戰爭の難局に陥り、佛蘭西は、一時、露佛同盟のために何等利する所なかりければ、外相デルカッセは、時宜に依りては、伯林朝廷の對佛抗争を掣肘し得べき他の強大國の助力を得べく努力する所あり、之によりて數年來の提案に係り、之を追求して一八九四年三月の露佛條約と同じく永續的性質を帯びしめ得べき英佛協商を結ぶことを得るに至りたり。

大統領ルーベールの倫敦訪問(一九〇三年七月)ありてより、英佛の外交家は再び多端を極め、兩政府間に蟠りし係争問題の大部分は、一九〇四年の冬、十分なる和解的精神を以て審査せられ、其結果、一九〇四年四月八日の條約をなすに至りたり。これぞ久しく期待せられたる英佛協商を爲すものなりき。該條約は、ニウファウンドランド及び西部阿弗利加に關する條約と二箇の宣言とより成るものにして、その宣言の一は暹羅、マダガスカル及びニュー・ヘブリディーズ(Nouvelles-Hébrides)に關し、一は埃

及及びモロッコに關するものなり。

ニウファウンドランドに關する條約に於て、佛蘭西は、先づ第一に若干の讓歩を諾したり。蓋し一七二三年のユウトレヒト(Utrecht)條約は、該島に於ける佛蘭西の特權を保證したるも、此等の特權は最早是認せられず、既に久しく自治政府及び該植民地住民の侵犯する所たりき。これ等の特權とは、フレンチ・ショア(Frenchshore) (西部海岸全部及び東部海岸の一部、即ちニウファウンドランド海岸の約半)に於ける專營漁業權、同一海岸に於ける乾燥場及び居住地の獨占權、並に鱈漁に必要な鱈漁用餌購入權乃至海鰓漁業及び海鰓調製の權、是れなり。然るに上記四月八日の條約は、佛蘭西に漁業權を與ふること依然として之までと異なる所なかりしも、その專營權を奪ひ、又海族をして絶滅せしめざらん適當の漁法に據るべきを條件として海鰓の漁業權と餌の購入權を佛國に與へ、又フレンチ・ショアに於ける居留地を放棄するの止むなきに至れる佛蘭西國民に賠償金を支拂ふべきを約したり。

此等に報いんがために、英國は阿弗利加に於て大に讓歩する所ありたり。(一)ガンビア(Gambia)にてはバサースト(Bathurst)よりヤルブー・テンダ(Yarbo-tenda)までの專航權を放棄す。(二)ギネアに於てはコナクリ(Konakry)の前方に位して該港を制するロース(Loss)諸島を佛蘭西に讓與す。(三)ニヂェル方面に於ては、一八九八年八月五日及び一八九八年七月十四日の條約にて決せられたる佛領の境をシンダー(Sinder)の南方に移してソコト及びカモの一部分を此中に包括せしめ、且、チャッド湖方面に

移す。これより佛國のチャッド湖航行權は全く確保せられたり。

暹羅、マダガスカル及びニュー・ヘブリディーズに關する宣言は、先づ第一湄南河流域に關する一八九六年一月十五日の宣言を確保し、同流域の西方地域を英國、東方地域を佛國の勢力範圍とし、兩國政府は、之を併合せず、現存の條約を尊敬すべきを約したり。マダガスカルに於ては英國は、佛蘭西が一八九六年の併合後、同島に設けたる關稅規則に對する抗議を撤回し、之が代償として佛蘭西はザンジバルに對する抗議を撤回せり(一八九〇年、英國はザンジバルに關し佛蘭西と若干の契約を結びたりしも之を履行せざりき)。最後に、ニュー・ヘブリディーズに於ては、兩國は、此等諸島に於ける土地所有に就き、其各の國家の間に生じたる論争を解決すべく、共同して取極めの案を作る事に同意す。蓋し當時、未だ此等の紛争を裁くべき完全なる司法なかりければなり。

埃及並にモロッコに關する宣言は、四月八日の條約中、最も重要なものなりき。蓋し之によりて佛蘭西は爾後英人のニール河流域の占領に反對せざるを約束し、英國は又佛蘭西のモロッコ政策に干渉せざるべきを約したればなり。其文、左の如し。

「第一條 英國國王陛下の政府は、埃及の政治上の状態を變更するの意志なき事を宣言す。之に對し、佛蘭西共和國政府も亦、英國の占領に期限を設くべきを要求し、或は其他の手段を用ふる事に依りて此地に於ける英國の行動に妨碍を加ふるが如きことなく、且、本協商に附屬せるケーディヴ

の布告案を與ふべき事を宣言す。該布告は、發布の上は、一八八五年の倫敦條約調印列國の同意を経ざる限り、何等の變更をも之に加ふる事を許さざるを條件として、埃及公債所有者の保護に必要な保證を含有するものなり。

「埃及に於ける古物は、従前と同じく佛國一學士に之が總監督權を委すべし。

「埃及に於ける佛蘭西の學校は従前と同じ自由を享受すべし。

「第二條 佛蘭西共和國政府は、モロッコの政治的狀態に毫も變更を加ふるの意志なき事を宣言す。

「之に對し、英國政府は次の事を承認す。モロッコは佛蘭西の特に廣大なる地域に涉りてその境を隣接する所なれば、佛蘭西が、モロッコの安寧秩序を管し、及び行政上、經濟上、財政上並に軍事上必要なる一切の改革に對し援助を與ふべき地位にあるものなるを認む。

「英國政府は、此目的の下に於ける佛蘭西の行動を妨げざる事を宣言す。但しかる行動は、條約、協約及び習慣に依り、英國がモロッコに於て享有せる權利と抵觸せざる事を要す。一九〇一年以來、英國の船舶が享受せるモロッコ諸港間沿岸航行の權利も、亦この中に包含せらる。

「第三條 之に對し、英國國王陛下の政府は、條約、協約及び習慣に依り、佛蘭西が埃及に於て享受せる權利を尊敬すべし。埃及の諸港間に於て佛蘭西船舶に與へられたる沿岸航行の權利も、亦この中に包含せらる。

「第四條 兩國政府は、モロッコ並に埃及に於て通商自由の原則を等しく遵守して次の如く宣言す。兩國政府は、鐵道運賃の制定に於ても、關稅及び其他の租稅の取極めに於ても、不公平の處置なかるべきを宣言す。

「英佛國民は、モロッコ及び埃及との通商に於て阿弗利加に於ける英佛領土内の通行と同一の待遇を受くべし。通過の條件並に通過地點は、兩國政府間の協定に依りて決すべし。

「此相互契約は三十年間、有效とす。少くとも、一年以前に異議の申立なき限り、此期間を五年宛、延長すべし。

「然れどもモロッコに於ける佛蘭西共和國政府及び埃及に於ける英國國王陛下の政府は、道路、鐵道及び港等に對する讓許が、此等の大企業に對する國家の權威を毀損せざる條件のみに與へらるべきものなるを監視するの權利を保留す。

「第五條 英國國王陛下の政府は下の如く宣言す。政府は、現に埃及に於て職務に従事せる佛蘭西の官吏が同一職務に従事せる英國の官吏よりも不利なる狀態に置かるゝ事なからしめんが爲に其威力を用ふべし。

「之に對して、佛蘭西共和國の政府は、現にモロッコに於て職務に従事せる英國の官吏に上と同種の狀態を與ふる事に異議なかるべし。

「第六條 蘇士運河航行の自由を確實にせんが爲に、英國國王陛下の政府は、一八八八年十月二十九日の條約の規定に賛し、及び之を實行すべき事を宣言す。該運河航行の自由は斯くして保證せらるゝを以て、右條約第八條第一項の末文及び第二項の執行を停止す。

「第七條 デブラルタル (Gibraltar) 海峡航行の自由を確實ならしめんために、兩國政府は、メリルラ (Melilla) と専らセブール河 (Sebou) の右岸に莅める高地との間に含まるゝモロッコ海岸に何等の防備並に戰略上の工事を施さざる事を約す。但し此條款は地中海に於けるモロッコ沿岸の西班牙領には適用せられず。

「第八條 兩國政府は、西班牙に對する誠實友愛の情誼により、西班牙が地中海のモロッコ海岸に於ける地理上の位置と及び其領土より受くる所の利益を特に考慮す。此等の問題に關し、佛蘭西政府は西班牙政府と協議すべし。

「此問題に關して佛西間に結ばるべき約束は、之を英國國王陛下の政府に通告すべし。

「第九條 兩國政府は、埃及並にモロッコに關する本宣言の各條を實行せん爲に外交上の援助を互に與ふる事を約す。

「右證據としてグレート・ブリテン愛爾合衆王國國王、海外英領王及印度皇帝陛下の朝廷に於ける佛蘭西共和國大使閣下及び英國國王陛下の外務大臣は、此たの適當の權限を附與せられ、本宣言書に記名

し、且、調印するものなり。

「一九〇四年四月八日、倫敦に於て二通を作る。」

此決議書は、英佛間の合理的互讓に基きて、他日積極的同盟と變じ得べき永續的協商を確立せんとせる多くの佛蘭西人の宿望を實現したるものにして、爾來、三國同盟は之が均衡を得て、最早、獨力、平和を歐洲に強要すること能はざるに至り、此によつて露佛同盟は、幸にして完成せられ、數年後に於て更に廓大して恐るべき勢力となれり。土耳其は、敢て本條約の埃及に關する條約に向ても抗議する所なかりき。これ彼の埃及に於ける既定の事實を承認すること已に久しく、ニール河畔より英人を驅逐せんとするが如き意志は、毫も其の有する所にあらざりしを以てなり。こは又モロッコに關して西班牙若くは伊太利の反對を招くにも至らざりき。是れ兩國のモロッコに意なきにあらざりしとするも、最近アンチル諸島 (Antilles) に於ける西班牙、並にアビシニアに於ける伊太利の國難は、彼等を抑制して植民地に於ける復讐を思ひ止まらしめなければなり。されど又マドリッド朝廷は、佛蘭西と協商してモロッコに大なる利益を獲得し、又羅馬朝廷は其地モロッコよりも近くして、之が開發の伊太利に取りて一層に容易なるに加へて之が占領の佛國政府の抗爭する所にあらざること明かなるトリポリに注目したり。

されど歐洲には、此佛蘭西の赫々たる成功を看過すること能はざるの一大強國ありき。之を獨逸と

なす。彼はモロッコ問題を以て英佛協商を打破するの用に供せんとし、該協商の其の成果を收穫するに妨碍を加へんとしたるが、然も、佛蘭西は悉く伯林政府の畫策を失敗に歸せしむるに由なく、己の權利を擁護すべく干戈に訴へんとするまでも至らずして止みたり。乞ふ次卷に於て之を説かん。

後篇 世界戦争前史

(一九〇四—一九一六)

第一章 旅順口よりタンヂールに至る (一九〇四—一九〇五)

第一節 二十世紀の初頭に於ける獨逸の誇大妄想

一九一四年を以て歐洲、否全世界をして兵亂の巷たらしめるたる今次の大戦争は、かの三國同盟に對抗して一九〇四年四月八日の英佛協商の締結せられ、而して露佛同盟の後を追ひたる該英佛協商が幾くもなくして、中歐兩帝國に對抗すべく露佛同盟と相結ぶに至りてより、事實上避くべからざる形勢の下にありしなり。實に獨逸の威嚇は、是れ等關係諸國をして常に大戦を期待せしめたる所以のものにして、伯林政府は幾度となく、挑發を試みたりしにも拘らず、列國の極端に平和に眷々たる、在苒其日を送り、その最早耐へ得べからざるに至つて遂に晴天の霹靂を勃發するに至りしなり。

思ふに、一八七一年以降に於ける獨逸帝國の異常なる發達は、是れぞ實に獨逸の當局者をして二十世紀の初頭に於て極端なる野望と尊大とに驅られて、政治的の不徳を敢てするに至らしめたる所以のものなりしなり。

一八七〇年に於て四千萬に過ぎざりし獨逸の人口は、一九〇四年に至ては六千萬を超ゆるに至りた

後篇

第一章、旅順口よりタンヂールに至る

第一節、二十世紀の初頭に於ける
獨逸の誇大妄想

るに、佛蘭西の人口は避妊の結果、一九〇四年に於て僅に三千九百萬に上りたるに過ぎざりき。之と同じく獨逸の産業の發達及び其經濟的活動も、亦實に驚歎に値するものありて、一八九〇年には九十億フランに過ぎざりし其外國貿易は、一九〇三年に至りて百四十億フランとなり、之を凌駕し得るものは獨り英國あるのみとなれり。若し夫れ、其陸軍に至ては、絶え間なき進歩に由りて、訓練と新銳の武器とに於て比肩すべきものなき貔貅を容易に動員することを得るに至れる獨逸は、更に皇帝の所謂『獨逸の將來は海上に在り』の標語によりて、ビスマルクの久しく好まざりし植民政策に染手して成果を收め、二十年來、阿弗利加に植民地を有するに至りたれば、彼が他日、英佛の兩國と此地に争ふに至るべきこと既に瞭なりき。

エルネー・ド・ニー (Ernest Denis) は頃日説いて曰く、獨逸は「君府を把握し、一方に於てはサロニカに、又他の一方に於ては小亞細亞、バグダット (Bagdad) 及び波斯灣に其銳鋒を向けつゝあり。彼は此回教國に一種の保護權を行ひ、汎回教的運動を煽發して他日、埃及及び印度を攪亂するの機會を待ちたり。彼は山東省に確乎たる根據を据ゑ、又カロリン諸島 (Carolins) マルシャル諸島 (Marshall) カイゼル・ウィルヘルムスランド及びビスマルク群島 (Archipel Bismarck) に據りて、太平洋の監視者となれり。彼は、曩日の敗戦を怨みとせるブル諸將と通じて、カメルーンと獨領東部阿弗利加とを聯結し、英領ニール河上流地方と南阿とを遮斷せんとしたり。獨逸の探險家と理財家とは、又モロコに於ても陰謀

を運らし、其技師や派出員や職工は、白耳義及び和蘭に入りて、殆どアンウェルヌ (Anvers) 及びロッテルダム (Rotterdam) を彼等の手に收握したり。サンゴタール (Saint-Gothard) 隧道に關する條約によりて獨逸は、アルプ山の通路を制することを得たるが、彼は、更に瑞西に於ても、大に其勢力を擴張したり。獨逸の植民は、陸續としてトリエスト (Trieste) やザグレブ (Zagreb) やロツ (Lodz) や、其他波蘭の國境地方に滲入し、これ等諸國の政府の短見にして事に迂なるを奇貨とし、或は、その援護によりて土地を占取したり。彼は從順なる君主を勃牙利及び羅馬尼に與へて、之をして獨逸の陪星たらしめたり。合衆國の諸大統領をしては、獨逸系の有權者數百萬人に迎合すべく獨逸と融和するの止むなからしめ、其勢力は、次第に他の諸國を迄も蠶食したり。露國に於ては、其國民の覺醒する所ありしにも拘らず、獨逸の精神的智的勢力は、漸くにして露國の佛國に對する同情を抑制するに足るものあり、彼の國民にして外交や、行政上の首腦部や、將た陸軍の高級司令部にまでも重用せらるゝもの尠からず。英佛兩國は、漸を追うて獨逸の無數の手代、理財家及び仲立人の侵略する所となりたり。蓋しこれ等の輩は、斯くして先づ普魯西聯隊の進路を開拓せんとするものにてありしなり。』

獨逸の此急激なる發達は獨逸人の心裡に誇大妄想熱を扶植したる所以のものなりき。思ふに其の由來する所、遠きにあるなる此誇大熱は、獨逸新聞の言論に於て其鋒銳を露出したるもフリードリッヒ・ウィルヘルム四世の狂的遺傳を承けたる精神異常のウィルヘルム二世が、ビスマルクの束縛を脱してよ

りは別して著しく、帝は其挑發的演説に於て之を披瀝したりき。伯林の識者は、平然として下の如くに思惟したり。曰く、『獨逸は歐洲第一の陸軍國にして、又最高の文化を有するものなれば、彼が相當の優位を占めて世界を彼が支配の下に屬せしむる事、これ正に其所たらざるべからず。彼は、最強の國たり、而して強力は正義の母なれば(是れ妙くとも彼等の意見なりき)、彼等たるもの到る處に於て支配者の地位を獲得せざるべからず。彼が夢想する世界の霸權を具體的の形式に於て實現せんが爲に、獨逸は佛蘭西を打破り、又露西亞を征服せざるべからず。蓋し前者は、已に一八七〇年の荒蕪を癒すこと茲に年あり、又後者は獨逸帝國以上の急速なる人口増殖に由りて獨逸を威嚇し、之に危害を及ぼさんとしつゝあるものなればなり。英國は、又政治及び海軍政策に於ける獨逸の競争にも拘らず、依然として世界第一等の海軍國たる地位を占めつゝあれば、獨逸は成るべく速に之を凌駕せざるべからず』と。侵略的軍國主義を駁せる『汎獨協會』(Alldeutscher Verband)は、獨逸帝國政府が愚かにも餘りに平和に拘泥し、戦争の勃發を恐れて徒に開戦の日を遅延せしめ、以て獨逸をして世界の霸者たらしむるの機會を逸したるを攻撃して曰く、『如何なる價を投じてまでも、平和を維持せんとするとは何たる汚辱ぞや』と。彼等は、一九〇四年二月、臆面もなく放言して曰く、『獨逸帝國をして飽く迄も其發展を遂げしめんが爲には、萬一の場合、戦争や内亂を賭せんまでも、斷じて行ふを要とせざるべからず』と。此輩は、『佛蘭西にして急激なる攻撃を受くるに至らんか、彼は之に抵抗するが如き事なかるべく、又

何れの國も之を援助するが如き事なかるべし』と思惟し、之を以て朽枯、墮落して、最早、闘ふの力を有せざるの國民なりとし、英國も、露國も、共に極東の事に没頭して、又佛蘭西を顧みるの邊なかるべきを想像したり。

獨逸の外交當路者の斯かる不謹慎にして粗暴なる言辭を弄せざりしは勿論にして、帝國宰相ビュロー(Bilow)の如きは、その前任者ビスマルクよりも一層に言辭を婉曲にしたるに拘らず、尙且、その常に念頭に置くことの軍備にあるを公言して憚らざりしことビスマルクと異ならず、彼はその後年の著たる『獨逸政策論』中に述べて曰く、『あらゆる政治的考慮の中に入るゝを要するものは、他なし、戦争即ち是なり。心あるものは誰か戦争を欲するものあらん。良心ある國家と云ふ國家は、苟も彼が國民の重大なる名譽と利益とを損することなからん限り、戦争を避けんことを努めざるはなしと雖、然も彼等たるもの一旦緩急あらば、直に起つて之に應じ得べき準備なかるべからざるなり』と。

ウィルヘルム二世は、比較的に平和の態度を採りたりしかど、然も決して其の佩劍を握るを忘れざりき。彼は獨逸が指導者たるべき運命を以て興りたるものなれば、世界に於ける如何なる出來事と雖、彼と没交渉たるを許さずと確信し、よりに世界の一切の政治上の問題の獨逸に諮詢せらるべく、豫め獨逸の意向に問ふことなくしては、之を處理するを許さずとし、一九〇〇年、此尊大倨傲なる要求を披陳して曰く、『如何なる小流も、又如何に遠隔なる地域も、獨逸を參與せしめず、獨逸帝國を參與せ

しめずしては之が處分を決することを許さず。朕は、三十年前、獨逸が彼の諸王公の指揮の下に鮮血を流して闘ひたるは、是れ彼が重大なる海外の諸問題より除外せられんが爲なりしとは思惟せず。若し獨逸國民にして斯の如き待遇に甘んずるものなりとせんか、世界的強國としての獨逸は、最早永久に其終を告げたるものなりとすべく、朕は我獨逸が斯の如き結末に到らん事を欲せざるなり。朕は之が爲に必要な手段を講すべく、而して必要の場合には、極端なる手段も、敢て厭ふ所にあらざるべし。是れ朕の義務にして又朕の最も美しき特權に外ならず。朕は一旦緩急あるに會せば、帝國の諸王公及び國民の一齊に起つて朕が面前に来るべきを確信するものなり」と。

第二節 カイゼルの企圖

斯の如き思想を懷抱して、既に露佛同盟の締結を喜ばざりしウイルヘルム二世は、佛蘭西人が大膽にも帝をさし措きて隱密に英國と一九〇四年四月八日の條約を締結し、恣に埃及並にモロッコ問題を處理せんとしたるを見て心甚だ平らかならざりき。されど、實は本條約の締結に先つこと十五日、佛國外相デルカッセは、當時の巴里駐在獨逸大使ラドリン(Radolin)公に當時進行中(一九〇四年三月二十三日)なりし該談判を通告し、此の後、該條約は、更に佛國より公式に伯林政府に報告せられたれば、帝は十分に之を承知したりしものたるに拘らず、帝は一九〇四年四月二十七日、カールスルーエ(Karlsruhe)

に於て辛辣なる演説を試みて憤激の情を洩し、先づ獨逸國民が其統一を完成したる時代を回想して、ウエルト(Woerth)やウッセンブルグ(Wissembourg)やセタン(Sedan)の思ひ出に及び、バーデン(Baden)太公が音頭を取りて帝國第一次の皇帝を歡呼したる當時の事情を述べて、此等の記憶は、皆これ帝の所謂大帝の加護を保證する所以のものたるを縷述し、得々として言つて曰く、「朕は平和の擾亂せられざらん事を望む。朕は我が國民が絶えず吾人の前に展開しつゝある事變に注意警戒する所あり、彼等の勇氣を鍛治せん事を希望して止まず。朕は吾人の世界政局に干渉するの要あるに際し、吾人の結束して立たん事を希望するものなり」と。この後、マインツ(Mainence)及びザールブリュック(Saarbrück)に於て試みたる演説も、亦之と同一趣意を反復したり(五月一日及び十一日)。

されどカイゼルが、當時に於て戰意を有したりを確むべきの證左なし。四月八日の條約は之を開戦の理由となすべき性質を缺きたれば、宰相ビュローは、四月十二日、國會に於て、「余は獨逸の利益とふ點より觀て、之に(四月八日の條約)抗議を提出するの必要を認めず、モロッコに於ける獨逸帝國の商業上の利益よりするときは、此國の秩序と平和とは獨逸の利益なり」と。

是れ寔に間違なき眞理にして、四月八日の英佛宣言は、獨りモロッコの獨立を保證せるのみならず又歐洲諸國のモロッコに於て有すべき權利と特權とを保證せるものなりし以上、獨逸が此協定に關して後日、佛蘭西に致せし如き論争を提起せんなど考へ得られざりしなり。斯くて一九〇四年の半頃には

斯かる紛議の發生すべき様なりしかば、此の後程なく嘗て佛國の債務者たりしモロッコ王アブド・エル・アジズが、在タンヂール(Tanger)佛國代表者ルニール(Regnault)の管理する所たりし同國關稅を擔保として、佛蘭西に新借款を起したりし時にも、將た佛國陸軍士官の一行がモロッコに於て、同國警察團の教練を擔當したりし時にも、獨逸は、何等の抗議をも提起する所なかりき。思ふに佛蘭西政府にして、假令フェズ(Fes)に全權公使を派遣してモロッコ王に交渉し、約束の期日に先だちて、かの四月八日による改革を實行せんとしたりしとも、伯林政府は既成の事實として、之に抗議を提起するが如きことなかりしなるべく、又縱し、抗議すとも成功の見込はなかりしならん。

四月八日の英佛協商に基きて、佛蘭西及び西班牙の代表者は、同年十月六日、下の如き宣言に調印したるが、伯林政府は之に向つても何等の反對を試みざりき。(一)兩國はモロッコに於ける其各の權利及び利益に關して十分合意せる事を確言す。(二)西班牙は四月八日の條約を正式に遵守し、従つて全然モロッコに於ける佛蘭西共和國の權利を承認す。(三)兩締盟國は、佛蘭西國がモロッコの領土保全及び獨立に關して爲したる保證を確保す。以上。此協定は直に伯林政府に通告せられたるに、初の間、何等の抗議にも接せざりしなり。

獨逸政府の佛蘭西のモロッコ政策に對して苦情を提起し、これに由りて成功の機會を捉へんとしたるは、實に一九〇四年末この方のことなりき。

佛蘭西が在タンヂール佛蘭西の代表者サン・ルネ・タイアンディエー(Saint-René-Taillandier)に訓令を與へて、之をしてモロッコの改革問題に關し、其政府と商議を開始せしむるの時機を(十二月半まで)遷延したるは失策なりしかど、獨逸は慥に政教分離法案を議會に提出したる當時の佛蘭西政府が難局に立てると、且は之が間接の結果として内閣が危機に陥りつゝありたるとに乗せんとしたりき。然も獨逸の直に發することなくして、徐に形勢を觀望して一九〇五年の初に至りたりしは、この間に於て彼の舉の佛蘭西の與國たる露西亞の反對を招くに至らざるべきやを懸念したりしがために外ならざりしなり。

第三節 日露戰爭 (一九〇四年二月乃至一九〇五年三月)

吾人は前一篇に於て、露國政府の活動と野心とを極東に轉向せしめんことを努めたる獨逸は、終に一九〇四年二月を以て日露の間に戰端を開くに至らしめ、其マキアヴェルリ式權謀の成功したる事情を述べたるが、されど、此戰爭の如何にして勃發したるかは、今日に至るも之を確知するものなきなり。露國の軍隊の滿洲に於て活動不能に陥りたる以上、佛國にして獨逸の侵襲を被るに至らんとも、實際其與國の急を援助するの事は、露國皇帝に取りて一時不可能なりしなり。獨逸も亦、露西亞軍隊の絶え間なき災厄の爲に、露帝が容易に恢復すべからざる打擊を被るに至るべきを疑はざりければ、伯林

政府は、日露の勝敗の決定より最初の敗戦を嘗めたる露西亞が、更に戦敗を重ねて再び起つこと能はざるの地位に陥るべきを待ちつゝありき。

吾人は先づ、日本が露西亞陸海軍の缺點を熟知して大膽なる冒險策に出で、露國と戦を挑むに至りたりし以後の事實を陳べんと欲す。

二月五日の外交断絶後、聖彼得斯堡の當局者は、戦端の開くる尙餘日あるべしと思惟せしに、既に滿を引いて發する時を待つのみなりし日本は徒に遷引せん事を欲せず、二月八日の奇襲に由り仁川並に旅順に於ける露西亞艦隊に大打撃を與へ、一舉、露國艦隊の實勢力をして自國のそれよりも低劣なるものたらしめたり。實に露西亞政府の戦備は、當時に於て未だ完了せられず、其西伯利亞鐵道は僅にバイカル湖まで運轉せるに過ぎざるの有様なりければ、朝鮮王李熙は、二十三日、日本に迫られて之と同盟するの止むなきに至り、支那は畏怖して交戦地域たらんとせる滿洲以外の領土に於て中立を宣言し、日露兩國の承認する所となりたり。日本の東郷艦隊は、一方に於て遼東半島を制し、他の一方に於て渤海灣を扼し、以て北京の進路に横はれる旅順灣内にマカロフ (Makharoff) 提督の率ゐたる露國艦隊を封鎖し、四月十二日には日本は轉戦してカムチャッカ (Kamtschatka) なるペトロパウロフスク (Pétropaulovsk) の要塞を破壊したるも、戦争の舞臺は漸次遼東に移り、黒木軍は五月一日ザスーリツチ將軍 (Zassouitch) を破りて大陸への進路を開き、露軍は遼陽に退却したれば、黒木軍は其左翼を援護しつゝ之を監視し、

奥將軍の率ゐる他の一軍をして金州(五月二十六日—三十日)に勝利を占めてダルニイを占領せしめ、是に於てか旅順口の封鎖は完成したり。露西亞の滿洲軍總司令官クロバトキンも今は之を如何ともすること能はず。旅順は海陸兩面より封鎖せられ、ライツェンシュタイン (Reitzenstein) ベゾブラゾフ (Bezobrazoff) 等の牽制運動も、日本の攻圍軍を突破するに由なかりき。八月に至り露國は東郷艦隊及び上村艦隊を撃破すべく奮戦尤も努めたりしも、悉く無殘なる敗北に終り、九月五日及び十月五日、クロバトキン將軍は、遼陽及び沙河に於て全軍を提げて攻勢に出で、戦鬪數週に涉りたりしも、これ亦失敗を繰り返すのみ。斯くて十月末に於ける旅順の守備軍は、唯ロヂェストウンスキー (Rodjestvenski) の艦隊がクロンスタットを發して、極東に回航するを待つの外なきに至りぬ。

バルチック艦隊は、その航海の門出に際し、北海に於てはしなくも不祥事に遭逢し、該事件は一時重大なる形勢を誘促せんとするに至りき。艦隊のドッガー・バンク (Dogger-Bank) の沖に於て、ロヂェストウンスキーは十月二十一日の夜、突如、其周圍にハル(Hull)の漁船を見て、日本の水雷艇なりと誤認し、露國艦隊中の一艦カムチャッカ號は、其攻撃する所となれりとして此等の中立國の船を砲撃し、英國の網引船一隻を撃沈し、他の五船に大損害を與へ、よりて幾多の死傷者を生ぜしめたり。翌日、提督は漸くにして、その過失を認めたりしも、之をカレー海峡の信號所に通告する所なくして、偏に其航路を急ぎたり。

此誤認による失態は、勿論、英國をして憤激せしめ、當時露國に對して多く同情する所なかりし英國政府は、直に抗議を提起すべく決したり。若し之をしても斯かる時期の出來事たらざらしめば、英露政府の間國交の斷絶を見、或は、之をして開戦するに至らしめたるやも知られざりしが、幸にも佛蘭西は調停の勞を取りて兩國の衝突を未然に防止し、自ら斡旋して一八九九年の海牙條約の規定により、露、英、米、佛、澳の委員より成れる審査會を巴里に開催する事とし、フォルニエール (Fournier) 提督を之が議長に推して、一九〇五年一月八日より二月二十五日まで之が審査を行ひ、其結果ロヂエストウンスキーの過失に對して露國が責任を有するものなるを決定したるも、同時に同提督が己の過失を知るや否や、直に發砲を中止し居る事、竝に提督の極東に於ける任務は提督の航路中止を許さざりし事を承認し、最後に露國政府は適當なる損害賠償を行ふべき旨を宣し、該事件を解決することを得たり。此際、佛蘭西が該商議をして和好的性質を帶ばしむべく大に努力する所ありたるは、後の英露接近に貢獻すること尠少なざりき。

ロヂエストウンスキーは、出發の機已に後れて旅順を救援すること能はざりき。日本軍は必死となりて之を攻撃し、十二月一日を以て旅順の全港を俯瞰すべき二〇三高地を占領したるが、爾來慘憺たる戦闘は引續き行はれ、結局守將ステッセル (Stoszel) は降伏の止むなきに至れり(一九〇五年一月一日)。ステッセルは歐洲に於て最も人氣あり、初めのほどは英雄を以て詠はれしかと、歸國後、彼の降服が決

して力竭きたるの致す所にあらざりし之の故を以て、軍法會議に附せられて死刑の宣告を受け(一九〇八年二月二十日)、ニコラス二世の寛恕に由り、減刑せられて十年間禁獄幽閉せられたりき。

斯の如くに失敗の頻發するにも拘らず、露國は、他く迄も、其類勢を挽回せんことを欲し、クロバトキンは兵を奉天に集中して、こゝに決定的戦闘を大山軍に挑みたるが、五日の後(三月四日―九日)遂に敗れて鐵嶺に退き、日本軍は之によりて獨り遼東のみならず、南滿洲を占領することを得たり。斯かる災厄を招きながら、露帝が尙且、戰爭を斷念せざりしは、一意、彼の體面を維持せん事を欲するが故に外ならざりき。斯くて彼は屈辱的の平和を結び、この愚かなる戰爭の結果として久しく無力、爲すなきの地位に陥り延いて佛蘭西をして露佛同盟を利用すること能はざらしむるに至りたり。

第四節 ウィルヘルム二世竝に彼がタンチールの威嚇

獨逸は、奉天戰役を待たずして、その久しく懷抱せる佛蘭西のモロッコ政策に對する異圖に着手し、一九〇四年末に於ては、旅順の陥落遠からざるを察して、事を擧ぐるの時到來せりとなしたり。實際、當時までは、佛蘭西政府の四月八日の條約によりて得たる所は甚だ尠少ななるものにして、彼はモロッコ王が軍事的援助の要求に對しては、初め單に慇懃なる回答を與へたるのみ、其の後五月に至りてはライスツ (Laisant) と稱する剽盜の捕ふる所となりし米人パーディカリス (Pardicaris) 及び英人、

トッ (Varley) を解放せしめ、六月十二日には總領事ルニョールの管する所たりしモロッコ關税を擔保として六千二百萬フランの借款を起さんとするモロッコ政府と佛蘭西銀行團との契約に同意を與へたり。程なく佛蘭西の一巡洋艦はララーシュ (Larache) 及びアルヂュリア國境の暴徒を鎮壓すべく派遣せられ、若干の佛蘭西軍隊も、亦フィグイグ (Figuig) のモロッコ衛戍地を救援し、最後にアブド・エル・アジズに反抗せる僭奪者の爲めモロッコを追放せられたる種族をオラン (Oran) 地方に於て優待し、更にフェズ政府の派遣せるモロッコ委員エル・ハッヂュイ (El-Hadjoui) をアルヂュール (Alger) に歓迎したり。當時、獨逸は、既に凡庸輕躁の若年君主アブド・エル・アジズを擁して陰謀を企らみつゝあり、王は十二月を以て豫て雇用しつゝ、ありたる佛蘭西の陸軍教官を解備したれば、巴里政府は之に對して抗議を申込み、王をして解備の命令を取消さしめたり。程なくタンヂール駐在佛蘭西全權公使サン・ルネ・タイヤンディエーはフェズに赴き(一九〇五年一月十一日)、二月十五日より三月末日までモロッコ政府の諸大臣に佛蘭西政府がモロッコに平和を齎らし、其行政を整理し、及び之が繁榮を保證する上に已むべからずとすたる諸改革案を提したり(此政府の會議には、モロッコの諸名士も陪席したり。是れ獨逸の教唆に由ること明白にして、王は後に至り佛蘭西の提議に反對せんとする上に便宜なりと考へ、彼等をして之に陪席せしめたるなり)。

伯林政府の陰險なる政策は、斯くて其の成果を結び、二月に至り王との商議を委託せられたる佛蘭

西の全權公使はモロッコ改革の爲め、歐洲の委託權を受けたりと自稱すとの風評起りしに、獨逸の領事フラスセル (Vassell) は王自身より此の信任を受けたりと僭し、同時に在モロッコ獨逸公使キユールマン (Külmann) は佛蘭西の代理公使シュリゼー (Chirsey) に告げて曰く、「吾人は常に除外せられ居たるが如き感なき能はず。獨逸帝國政府はモロッコ問題に關する一切の條約を無視し、又自ら本問題に關して如何なる種類の拘束をも受くる事を認めざるなり」と。是に於て佛蘭西政府は、此重大なる聲明に對して、伯林政府の説明を求めたるに、ビューローは驚駭の風を裝ひて、余は所謂キユールマンの言なるものに就ては毫も與り知る所なしと事もなげに言明したれど、獨逸の新聞は、又もや佛蘭西に對して威嚇的態度を示し、其佛國と争はんとするものなること明なりき。此等の新聞紙は、佛蘭西は獨逸に知らしむることなくして獨逸に不利なる條約をモロッコと結ばんと欲したりとし、ミュンヒェナー・ノイエスタ・ナハツコッテン (Münchener neueste Nachrichten) は、「獨逸の利益を威嚇せんとするものに答ふる道は、唯メッツ (Metz) の城門を通して行はるべきのみ」と説き、他の一新聞紙は、皮肉にも英國の船は、大陸の用には供せられまじと云へり。而して又、カイゼルが近々タンヂールに旅行して、モロッコ事件に關する獨逸の利益を確保せんとするものなるを言明し、且、モロッコの事件が皇帝を除外し、皇帝の權利を無視して決定せらるゝ事なからしめんとの斷乎たる決心を發表したれば、皇帝の意圖は、最早疑を容るゝの餘地なかりしなり。

斯かる敵意の表明は、佛蘭西の了解に苦む所にして、こは彼をして獨逸を疑懼するに至らしめたる所以のものなりき。伯林駐在佛蘭西大使ビウール(Bilourd)は、此問題に關し伯林政府に交渉する所ありたれど、十分なる説明を得ること能はず、其間に獨逸國民は、佛蘭西が常に獨逸に秘密に事を企らみ、一九〇四年四月八日の英佛協商の如きも、公式に伯林政府に通告せられざりしとて繰り返し佛蘭西を非難し、又サン・ルネ・タイヤンディエーの歐洲の信任を受けたりとするは、借するも亦甚しとし、且、モロッコ問題の決定を有效ならしめんが爲には、國際的協商を要するものなるを説き、ビューロー首相は三月二十九日を以て、モロッコに於ける獨逸の利益を防護し、並に此利益の毀傷せらるゝことなきやう之を監督し、モロッコに於ては經濟上、列國をして、皆對等の權利を享受せしむるやう注意するの緊要なるを詳説し、尙又、獨逸が一九〇四年に於て英佛協商を承知せざりし事、或は尠くとも此契約が正式なる外交上の手續の下に、歐洲をして直に其意見を提出し得しむるやう通告せられざりし事を陳述したり。

一八七〇年以來、絶えず獨逸の脅威の下にあり、即ち保守的方針を提して其戦争回避に意あるを示したる佛國民も、今や頗る安かなる能はざるものあり、就中、下院は神經過敏となりたれば、デルカッセは三十一日、之を鎮撫すべく説いて、要するに危険と思はるべきものも一として新に生じたるにあらず、佛蘭西は毫も威嚇の下に在らざる旨を明にしたれど、議會も輿論も依然として恟々たり。同日獨逸帝

國議會に於て宰相は獨逸の利益を保護するの義務あるを述べたるが、三月三十一日を以てカイゼルのモロッコ訪問の愈々事實となるに及んで、形勢は更に重大となりたり。

ウイヘルム二世は、三月二十三日を以て出發したるが、彼は出發以前、又もや例の得意の芝居氣たつぶりの演説を試み、遺憾なく彼が偽善的の宗教心を發揮して曰く、「上帝にして若し我等の爲に偉大なる前途を保存し給ふことなかりしならば、彼は獨逸國の爲め自ら斯く迄も大に勞することはなかりしならん。我等は地上の鹽なり。上帝は世界を文明に導かんが爲に、我等を作り給ひたるなり」と。帝の未だモロッコに到着せざる中、ビューロー公の明敏なる、流石に皇帝の冒險的政策に幾分の恐怖を懷きて、帝の目的地に達せざるに先だち之を諫止せんとしたりしかど、他く迄も初志を貫徹せんとせし帝は、彼がタンヂール上陸の豫告を翻へさやりしなりと傳ふ。帝の愈々該港に到着するや、數時間、其上陸を躊躇したりしも、既に骰子は投ぜられたり。彼が有名なる演説は、やがて試みられたるなりき。「朕がタンヂールを訪問したるは、其目的とする所、他なし、朕がモロッコに於ける獨逸の利益を十分に保護すべく、朕の力の及ぶ限りを悉く實行するの決心を有するものなるを知らしめんが爲なり、朕はモロッコ王を以て絶對獨立の君主と看做し、モロッコ國王との了解の下に、最も適當なる手段に由りて、此結果を獲得せんと欲するなり。朕の考ふる所にては、國王がモロッコに於て施行せんとする改革は、最も慎慮を要するものなり。而して又モロッコ人の宗教上の利益に付て考量するに、朕は王の改

革の爲に一般的秩序の決して紊亂せらるゝことなきを希望せざる能はざるなり」と。

カイゼルが此有名なる宣言の後、何故に親らフエズに至りて、直に會議を開かざりしかは疑問なり。蓋しフエズにては、アブド・エル・アジズは、已に帝が自家藥籠中のものたれば、彼は、更に大なる侮辱を佛蘭西に與へ得たりしなるべければなり。

第五節 デルカッセの反對、彼の辭職

されど佛蘭西共和國の受けたる凌辱は、之が報復を値するものなりければ、世人は戦争の遠からずして爆發するに至らんことを憶ひたり。然も、佛蘭西がその國家の威信の傷けらるゝを寛恕せざる時代、其の國旗に對する些の汚辱をも忍ぶ能はざるの時代は、不幸にして既に過ぎ去りたり。ドライフス事件が煽りたる反軍國主義のため、卑劣不條理なる平和主義は已にして佛蘭西國內に漲り、國民の獨逸の強暴を激怒して止まざるの時に方つて佛蘭西の議會にては、眼中己が選舉區の利害あつて他あるを知らざるの多數議員は、法律を制定して、平時に於ける義務年限を二ヶ年に縮少し、既に東隣の獨逸よりも劣勢に陥りつゝ、ありし佛蘭西の陸軍をして尙一層に薄弱なるものとならしめたり。是を以てデルカッセも彼が平生の熱烈なる愛國心にも拘らず、彼が内閣の危地に陥りたるを見て、伯林駐在佛蘭西大使ビウールに命じ、獨逸をして佛蘭西の意圖を非なりとする、當時世間の周知せる其の主張を

打消さしむべく盡力せしめたり（一九〇五年四月五日）。サン・ルネ・タイヤンディエーは彼が失言の辯明を求めらるゝや、次の如き書面を送り越したり。

「閣下は、余がモロッコ王に對しても將た又モロッコ政府に對しても、所謂歐洲の委任權を主張せざりしものなる事を最も正確に確め得らるべし。余はモロッコ政府に向ひ、一般的商業を不満足ならしむるの危険に付て説く所ありたれども、そは、モロッコに最も隣接し、且、モロッコの事に最も深き關係を有せる諸國との條約に基き、吾人の當然の地位によりて、吾人の彼に勸告を與ふるの權利を行使したるのみなり」と。

佛國外相は四月七日、一九〇四年四月八日の條約の列國特に獨逸に對して全然侵害的性質を有せざるものなる事を議會に反復し、更に同月十三日、彼は獨逸大使ラドリン公と語るに、前年三月二十三日の二人の會見に際し、彼が此英佛等の商議を大使に告知したりし事實を以てし、同時にビウールをして獨逸外務次官ミュールベルヒ(Mühlberg)に、此事實を想起せしめたるに（四月十八日）、ウイルヘルム・ストラッセに於ては之に對し、何等確實なる返答を與へず、ビューロー宰相は四月十二日、歐洲各國に一篇の回章を發し、其中に、獨逸は佛蘭西の爲め常にモロッコ問題に關する商議を除外せられたるを言明し、且曰く、「サン・ルネ・タイヤンディエーは歐洲の委任を受けたりと倍稱したり。吾人は須くモロッコの將來に關し熟議する所あらん爲め國際會議を開催せざるべからず」と。四月十九日バレー・ブール

ボンにては、アルシデーコン (Archdeacon) カステルラヌ (Castellane)、特にジョーレース (デシャネルの聲援を得たり) の手厳しき質問あり、彼等は、政府が獨逸と商議を凝さず、殆ど之を度外視したるを詰責したれば、デルカッセは、之に對して毫も商議隱蔽の事實なき事、彼には獨逸の要求する一切の説明を與ふるの用意あるものなる事を答へ、内閣議長ルーヴィエ (Rouvier) も亦、佛蘭西は正當の道を踏みて誤らざりしものにして、獨逸の要求は露西亞の極東に敗戦したる後に至りて始めて提起せられ、又其激烈の度を加へたるものなるを指摘したり。議會は此際、敢て決を投票に問ふことなかりしかど、此等の討議の爲に痛く感動せられたれば、四月二十日、外相は辭意を表明するの止むなきを見、四月二十一日、彼は尙若し要求あらば説明を與ふべしと雖も、敢て自ら進んで之を與ふるの要なき旨を附言し、留任を勸告せられて、一旦辭意を翻へしたれど (四月二十二日)、形勢は依然として困難を極め、彼の辭職も僅に數週日を延引したるに過ぎざりき。

國際會議を開催すべしといふ獨逸の主張に向つては、デルカッセは斷々乎として反對を試みたるより、特に實務の人たりし内閣議長は、之が爲に歐洲大戰の勃發を見るに至らん事を恐るゝこと意表に出で、デルカッセの態度を喜ばず、獨逸の要求に従はんとするの氣色を示し、外相を差措きて密に伯林政府と通信し、彼が場合に依りては、外相程に強硬の態度を取るものに非ざるをビューローに内告したり。是を以て四月二十八日、獨逸宰相はラドリン公に電命して曰く、「内閣議長の和解的言明に對し、余に代

て感謝の意を表せられよ。第三國が獨逸の同意なくして獨逸の利益を處理する場合に、獨逸が如何なる地位に立つべきか、余は氏が之を了知せる事を信ず。内閣議長が卿に致したる提議に照して考ふるに、利害問題を單獨にて粗暴に解決せんとする如きことは、獨逸皇帝陛下の政府の意に反すると共に又議長の意に反するものなりと結論し得べし」と。

程なく葡萄牙駐劄獨逸公使タッテンバッハ (Tattenbach) はモロッコに派遣せられて、五月十二日フェズに至れり。彼の俊銳なる精力はビューロー公の夙に熟知せる所なりしが、其フェズに到着するや、彼は、サン・ルネ・タイヤンディエーの提議を諮問すべくモロッコ王の召集する所たりし名士に勸告するに、國際會議の開催を以てし、五月二十九日終に此の意見を容るゝに至らしめられたれば、是より三日の後、アブド・エル・アジズはタッテンバッハの該提議を己のものとして、之に一種不思議なる力を附するに至れり。モロッコ政府と協調を保てりと稱する佛蘭西も、いかでかモロッコ政府自ら必須なりとして提起したる此政策に反對するを得んや。

それにも拘らず、デルカッセは飽く迄も國際會議の開催に反對したり。政界には又デルカッセと意見を同じうするものあり、彼等は獨逸の政策は虚勢のみ、眞の恫喝に過ぎず、その期する所は佛蘭西を威嚇するにあり、英國の聲援を得つゝある佛蘭西と戦を構へんとするまでの意志なきものなれば、佛蘭西は其主張の固執の爲に一物をも失ふに至るの虞なしと信じたりしも、斯かる強硬派は次第に少數に

陥り、議會は明に平和に傾きたり。ルーヴィエーは相變らず、内々にて和解的保證をビューローに與へ居りたれば、ビューローは五月二十二日、デルカッセの一身上に關し次の電報をラドリンに發したり。「ルーヴィエー氏が是迄の宣言に據れば、余は彼が斯かる方策を欣ばざるものなるを斷定し得べきを信するものなり」と。

獨逸政府は、今や獨逸政府に大なる妨碍を與へ、獨逸政府を包圍するものなりと難ぜられたるデルカッセを驅除すべきの時到来りとして、公然巴里に運動し、嘗てビスマルクのためにガンベッタと神祕的の商議を遂げて功あり、由つて公爵の稱號を贏ち得たる權謀家ヘンケル・フォン・ドンネルスマルク (Henckel de Donnersmarck) を巴里に派遣したり。彼は、巴里の上流社會に多くの知人を有したりしこととて、佛國外相の辭職が獨佛間に平和的協商を再立せんがための必要條件なる旨を遊説すべく大に奔走する所あり。頻りに説て曰く、「常に諸君に對して深き同情を有する一獨逸人の言を信ぜよ。歐洲の平和を害せん事をのみ念とせるの外相を罷免せよ。世界の平和を欲せば、須く獨逸に對して忠實にして腹藏なき政策を採用せよ。是れ佛蘭西の如き大國民に相應はしき事たらずや」と。

ヘンケルの方策は見事に成功し、デルカッセの爲に其内閣議長の地位を失ふに至らん事を懼れたるルーヴィエーの援助をさへも得たりき。英國政府が外交上に於て、若し又必要の場合には武力を以ても佛蘭西を援助すべしとふ内意を佛蘭西に致すや、ヘンケルは佛蘭西は勿論、伊太利に於てさへ、到る處

次の如き意味の説を流布せしめたり。曰く、「若し佛蘭西にして世人の傳ふるが如く、モロッコに最後通牒を發し、之に侵入せんとせんか、既にヴァーヂュを越ゆるの準備成れる獨逸は、先づ以て佛蘭西に侵入するに至るべし」と。されど佛蘭西を援助せんとするの英國には、元來義務的兵役の制なく、該制度施行の端緒にすら就き居らずして有力なる援助を與へ得べくもあらず、從て又一旦獨逸と戦端を開くに會せんには、佛蘭西は忽にして獨逸の侵入する所となり、恐らくは其同盟軍の佛蘭西救援の爲に出動せざるに、獨軍は佛國の占領を了するに至るべきは明かなりき。是に於てかヘンケルは曰く、「諸君が成文の同盟に轉換せんことを冀へる口頭の協商の爲に、諸君の如何なる危限に暴露しつゝあるかを見れば、空しく英國の手先となりて之が爲に行動するの果して諸君の得策とする所たるべきや否や、之を諸君の決に俟つの外なし」と。

斯の如き術策の行はれたりしこととて、六月初旬に至りてはデルカッセは、彼が最早精神的に彼の閣僚並に議會の多數黨より見放されたるを見、その到底見込なき地位に執着するを屑しとせず、諸大臣の面前に於て内閣議長に最後の説明を試み、其容れられざるに於ては、斷然辭職すべしと決心したり。一九〇五年六月六日、記念すべき閣議は開かれて、席上デルカッセの説明ありたるが、外相の御用を勤めたる一新聞紙によれば、當時の事情左の如し。

「外相は英佛協商に關して何等非難を蒙るの點なき所以を辯明したり。彼は當時、在巴里獨逸大使に

之を告知したりしなり。假令、彼が西班牙及び伊太利と對等に獨逸を取扱ふことなかりしとするも、是は外相の當然の權利にあらずや。何となれば實際獨逸は、地中海沿岸の事に關せずべき旨を屢々正則に宣言したればなり。佛蘭西にして若し會議を開くことに同意すとせんか、これ實に己を卑屈にするものなり。その上に調印を了し、且又議會の明白なる批准を経たる二箇の協定をば第三國の論議に委するの危険を敢てするものなり。是を以てデルカッセ氏は、萬國會議に之を附託する事を拒絶するの適當なる事を懇勸に、然も明白に説明し、且、文書を以て英、西、伊、露、米の諸國が皆會議に列席するを拒絶するの意志ある事、換言すれば、佛蘭西の拒絶が是れ即ち歐洲列國及び米國の後援を得つゝあるものたることを明かにしたり。彼は在倫敦佛國大使より來れる或情報を内閣會議に提示し、倫敦政府が之によりて兩國の共同の利益にして脅かざるゝが如き場合には、之を保證し得べき性質の協定を詮議するの用意ある旨を示したり。デルカッセは尙言を繼いで言へり。

『モロッコの隣接國たる佛蘭西が其隣國たる英吉利、西班牙及び伊太利の同意の下に依然として其の平和的、開明的の政策を行使すべきか、將たモロッコを離隔すること少くとも數千里にして、十五年前には一人の臣民も未だモロッコの國境を超えたるものなかりし獨逸の干涉と命令との前に屈從せざるべからざるか、是れ當面の問題なり。若し諸君が今日屈從せば、明日も亦屈從せざるべからず。諸君は常に屈從するの已むを得ざるに至るべし。佛蘭西が今後とも果して今日の如く永久に殆ど全世界の同

意を得るに堪ふべきやは、諸君の逆睹し難き所たるべし。』

之に對して答辯ありたるが、こは其冒頭に於て已に頗る奇異なるものなりき。

『……卿は、反獨政策に於て餘りに美事なる成果を收めたり。卿は西班牙を解離し、英國を買收し、伊太利を誘惑したり。尙言を繼いで曰く、

『此事件は和解せらるべきものなり。佛蘭西にして萬國會議に臨みたりとて、何ぞ己を辱むる事あらんや。唯豫め保證を得れば足れり。獨逸は無用の忿怒を事とし、漫然として不安を感じつゝあるのみ。須く獨逸と談じ、獨逸に辯明を試みるを良しとす。彼の疑念を一掃するより容易なることはなかりしなり。』

閣議は終に決したり。

デルカッセは席を起ちて内閣議長に別を告げ。又、多數の閣僚と握手を交はしたり。閣僚の一人は彼に告げて曰く、『將來に於て恐らく卿の説の是認せらるゝの時機到來せん』と。されど彼はかくて退出したり。』

同日(六月六日)外相は固き決心を以て辭表を提出し、その聽許を得たり。斯くして獨逸の佛國のモロッコ政策に對する外交上の反對運動の第一幕は、佛國の屈從を以て其終りを告げたり。

第二章 日露戦争並にアルヘシラス會議 (一九〇五年六月—一九〇六年四月)

第一節 會議の開催は原則として採用せらる

デルカッセに代りて外相となれるルーヴィエーも、佛國にして獨逸の提唱する萬國會議を容れざる場合に於て、獨逸が干戈に訴ふるの決心ありとは信せざりしならん(六月六日にも彼は斯く思はざりしなり)。彼は獨逸政府が飽くまでも其要求を固持する場合には、之に従ふの決心なりしも、又之を以てカイゼル及び宰相の個人的仇敵と看做したる一人の政治家を佛蘭西の内閣より驅除せんがための苦肉策に過ぎざれば、該政治家にして一度驅逐せられたらんに、カイゼル及び宰相の態度の緩和せらるゝに至るべきを思ひたれば、最初堂々として國際會議の絶對的に必要な所以を論議するに至らず、獨逸の六月五日の回章に依りて、佛蘭西の臨席を僉應し來るや、獨逸にして佛蘭西の提議に妨碍を加ふるが如きあらば、佛蘭西は斷じて之に参加すること能はざる旨を公言したり。されど之が重大なる反對にあらざるを熟知したる伯林政府は、ケー・ドルセー(Quai d'Orsay 佛國外務省の事)の新人をして降伏せしめんが爲には、聲を大にして恫喝すれば足れりとなし、ラドリンは六月十三日、ルーヴィエーに明言して曰く、「吾人は會議の開催を主張す。若し會議にして開催せられずんば、現状は維持せらるべし。卿は獨逸が其の軍隊を率ゐてモロッコの背後に在る事を知らざるべからず」と。こゝに於てルーヴィエーも讓歩の已むなきを知り、唯、體面上論争を繰り返すのみ。タフアンバハの陰謀に關し、アブド・エル・アジズに訴ふる所ありたるも、こは寧ろ佛蘭西はモロッコを併合せんと企らみて之を威嚇せんとしたりて獨逸側の非難に對して、自ら辯護する所あらんが爲に外ならず。六月十五日、サン・ルネ・タイヤンディエーの書に曰く、「余の就任以來、余は未だ曾て最後通牒に似たるものを作製したることなし。フエズに於て斯かる風評の行はるゝは誤れるも亦甚し。余は、モロッコの内政を指導せんとすることは固より、かゝる意味の詞すらも口にしたる事なし」と。

かくて佛蘭西の首相は、彼が眞實聽從を欲するものなるも、佛國の體面保持上、豫め協議する所あらん事をラドリンに説きたるに、ラドリンは悉く此種の議論を排斥して、飽くまでも佛蘭西の先づ會議の原則に承認を與へん事を求め(六月十六日)、かくして獨逸は、佛國の夢みつゝありし似而非なる保護權の代りに、國際的制度をモロッコに樹立し、佛蘭西の勢力の下より解放して、結局、獨逸の勢力範圍に齎すに至らんことを期したりしなり。是に於て佛蘭西政府は、サン・ルネ・タイヤンディエーに與へたる訓令を獨逸に通告して、彼が改革の提議の決してモロッコの獨立を脅かすものにあらざる事、之に由つて利益を得るものは佛蘭西のみにあらずして、全歐洲も亦その惠澤に浴すべきものなる事を證明せんとしたり。然るにビューロー公は意地悪くも、六月二十五日を以てビウールに告げて「かゝる不都合千萬なる問題は、此上延引するを許すべからず。懸崖、否奈落の縁に立ちながら、此上遲疑するが如き事

あるべからず』と云ひ、二十五日、尙も共同の利益の爲に佛蘭西の讓歩するに至らんことを主張して曰く、『こは緊急にして一刻の遲滞すべきに非ず。國王は狂奔して、益々彼の獨逸に對する提議を増加しつゝあり』と。然も、ビウールは、佛國が該會議に於て斷じて屈辱に默從するものに非ざるを確言し、ルーヴィエーも亦相變らず、佛蘭西の先に國王に提出したる改革案を主張して止まざりしかば、ビエローは、若しルーヴィエーの言にして信するに足るものあり、而して又該會議にして開催せらるゝに至るものとせば、獨逸は、佛蘭西の正當なる要求を容るゝに躊躇せざるものなるを繰り返したり。

事茲に至りては、ルーヴィエーも、此上争ふの事に益なきを感じて、七月八日獨佛兩政府の間に文書を交換する事となり、之に據りて、佛蘭西はアルヘンラス會議の開催に同意し、獨逸政府は、『アルヂェリアとモロッコとは廣大なる範圍に互りて其境を隣接し、従つて又隣接國の間に特殊の關係の存するものなるにより、佛蘭西のモロッコに於て得たる地位、竝にモロッコに於ける秩序の保持によりて佛蘭西の有すべき特殊の利益』に承認を與へたり。

第二節 日露戦争並にポーツマス條約

然るに斯かる讓歩を行ひしにも拘らず、佛蘭西は、獨逸の提したる苦情と術數とを脱するに由なく、今や會議に附すべき問題のプログラムを調製する段となりて、獨逸政府は復々佛蘭西に提するに最も

過激なる要求を以てし、又之を威嚇し、佛蘭西をして結局獨逸の意志に従はしめんとしたり。

此等の商議の前後に互りて獨逸 態度の尊大にして傍若無人なりしは、蓋し彼には佛蘭西が露國に依頼すること能はず、その多く願慮するに足らずして、結局は最強者の權利に服従するの外なきに至るべきを信じたればなり。

既に述べたるが如く露國の敗北を以て始まりたる日露戦争は、其後引續きて露國に利あらずして、奉天の戦役に於て露國の陸軍は潰敗し、ツァールの權刀の大打撃を被りたる上に、更に海軍の全滅を以て、不名譽なる講和を敵に提議するの止むなきに至りぬ。

露國の極東艦隊を救援すべく出發したるロヂエストウエンスキーは、ハルの事件後、阿弗利加海岸の難航路にさしかかり、更に其豫備隊と合してすべての準備を完了すべく、久しく佛領マダガスカルに滞在したり(佛蘭西政府は之に就て、日本の激烈なる抗議を招きたり。蓋し日本は之を以て中立違反なりとしたるなり)。斯くしてロヂエストウエンスキー提督の、其艦隊の聯合を完うしたるは、漸く一九〇五年五月八日にして、同月の末を以て彼は愈々戦争の舞臺に乗り出したるが、然るにその朝鮮海峡に入るや、二十七日、對馬附近に於て東郷艦隊の邀撃する所となり、即時砲火を開きたるに東郷艦隊のために、一時間ならざるに致命的打撃を被り、翌日に至りては露國のために極東の戦争を持続すべき其海軍も、亦全く陸軍同様に撃滅せられて、日本は朝鮮並に滿洲の主となり、幾くもなくして更に

樺太島に遠征して(七月一日)之を把握したり。

是に於て日本の連戦戦勝に不安の念なき能はず、その恐るべきものは、獨り露國の膨脹に止まらざるを感じたる合衆國は、六月一日、兩交戰國に對して仲裁を申込みたり。當時、佛蘭西は露國政府より新借款の懇請を受けつゝありしが、露國のために謀るに今は戦を止むるを以て、萬全の策となしたりしより、彼は自らのため、將た結局は、露國の爲に賢明にも之を拒絶したり。蓋し米佛の兩國にして此舉に出づることなからんか、日本は果して何れの點までその戦勝を進め得たるべきやを知らざりしなり。

露帝は原則として、日本の提議に従ふべきを諾せしかば、兩交戰國の代表者、即ち露國側のウイッテ(Witte)及びローゼン(Rosen)、日本側の高平及び小村は、一九〇五年八月五日、米國大統領ローズヴェルト(Roosevelt)司會の下にオイスターバー(Oysterbay)に會合し、これよりニュー・ハンブシャー(New-Hampshire)なるポーツマス(Portsmouth)に於て數週に互り會議を開く事となりたり。

此商議は雙方の意見に甚しき扞格ありて、最初は結局不調に終らんかとも思はれき。日本側は莫大なる賠償金は云はずもあれ、樺太島の割讓、旅順及び遼東の占有、全滿洲を支那に返還すべき事を求め(但し露國の經營に係る滿洲鐵道は之を除外し、哈爾濱以南は之を日本に屬せしむべしとなりき)最後に、當時中立港内に拘禁せられ居たる露國軍艦を悉く日本に引渡し、並に極東に駐屯すべき露國陸

軍の兵員に制限を加ふべき事を要求したるに、露國側は、是れ國家の體面上斷じて許すべきに非ずとて戦費の賠償、軍艦の讓渡、軍隊の制限を悉く拒絶したり。

かくの如くにして兩國の關係は緊張して、談判の正に不調に歸すべきを想はしむるの形勢とはなりたるが、恰も英國は一九〇五年八月十三日を以て日英同盟條約を改訂して、一九〇二年一月三十日の前條約を一層に鞏固ならしめ、兩締盟國の一方にして、その領土的利益若くは特殊利益を擁護すべく戦争を行ひたる場合に、他方にも之に軍事的援助を與ふるの義務を負はしめ、尙、日露戦争に關しては、第三國にして日本と敵對關係に立たざらん限り英國は中立を守るべきものなるを約束したり。その期限は十ヶ年なりき。これ一方に於て幾分たりとも露國を威嚇すると同時に、他の一方に於ては英國をしてポーツマス會議に干渉し、日本に與ふるに要求輕減の忠告を以てせしむべき機會を齎ししものにてありき。

かゝれば、八月二十三日に至りて實際、日本政府は樺太の南半を以て満足すべきを明言したるも、尙その所謂放棄に對する賠償金を要求して止まず。而して又日本政府の此外尙、幾多の讓歩を爲したりしにも拘らず(軍艦及び軍隊制限)、露國は飽くまでも屈從を肯んぜざりしかば、英國の外交家とロズヴェルト大統領とは、屢々日本に勸告し、八月二十九日、東京政府をして、遂に其要求を緩和して、ポーツマス條約を締結するに至らしめたり(一九〇五年九月五日)。

この條約によりて、露國は日本の朝鮮に對する保護權を認め、兩交戰國は滿洲を支那に還附すべく該地域より撤兵する事を約し、露國は滿洲に於ける其特殊利益を一切放棄し、北京政府をして自由に諸外國に共通なる一般政策を採ることを得しめ、長春より旅順口に至る滿洲鐵道を日本に與へ、日本は又旅順、大連灣の所有權と北緯五十度以南の樺太島とを領有することとなり、兩締約國は通商條約を締結して、互に最惠國民の待遇を與ふべきを約し、戰時捕虜を返還することとしたり。

ポーツマス條約は再び運動の自由を露國に與へたるが、彼が此頗る戰機を誤りたる對日本の戰爭は、彼が武力竝に財力に大打撃を與へたることは争ふべくもあらず。露國はそれが爲に暫く退嬰政策に畏縮して獨逸の野心に對抗すること能はざるに至れり。加ふるに露國の敗戦は、之が反動として其の國內に革命運動を勃發せしめんとし、形勢最も憂慮すべきものありき。此等の事に就ては後節に於て説く所あるべし。

露國の人目の蔽ふに由なき明々白々たる此倒境は、獨逸政府の佛蘭西に對する態度をして層一層大膽不敵ならしめ、彼は露國の佛蘭西に援助を與へ得ざるの機に乗じ得る事となりしなり。

第三節 アルヘシラス會議のプログラム

佛蘭西政府の一九〇五年七月八日を以て獨逸の提議に係る會議の開催に承認を與ふるや否や、二ヶ

月前に於てビニロー公をして佛蘭西にして之を承認せば、獨逸政府はモロッコに於て何等特殊の利益をも求むるの意なしと約束せしめたるにも拘らず、獨逸政府はタンヂール港に於て重要な讓許を得る事を望み(七月十二日)後更に、モロッコ政府の借款の要求に應ぜんとしたり。ルーヴィエーの(七月八日)抗議を之に提するや、ビニローは彼れ一流の堅白異同の辯を以て之を迎へ、例へばタンヂール港に關する取極めは、三月二十六日即ちウィルヘルム皇帝の同地上陸前に締結せられたるものなりと云ひ、又或はモロッコ政府に對する上述の貸與は、決して同政府に對する眞實の借款を意味するものにあらずなど云ひ、此等の計略の張本人たるタッテンバッハは九月モロッコ駐在佛蘭西公使に語りて『余にして卿の位置にあらば余は此種の讓歩に同すべし』と告げたり。

佛蘭西は結局、此問題を追つて開かるべき會議のプログラム中に編入する事に同意せざるを得ざりき。是れ獨逸をして、其先にモロッコに於て承認したる佛蘭西の争ふべからざる特殊の權利を否定せざらしめんが爲にして、かくて一九〇五年九月二十八日、兩國の間に協定を結びて、モロッコのアルジェリアとの境界地域に於ては、これに適用せらるべき法規の締約は、總て佛蘭西及びモロッコ政府に專屬すべきものたるを約したり。而も、一九〇五年の末に至りても、獨逸の態度は、依然として不確實なりしかば、獨逸は開戰的氣色ありと見て取りたるルーヴィエーは、之に軍事的の警戒を加ふるの要ありとして、十月より十二月に至り、先づ五千萬フラン支出の權を得、更に緊急費目として一億一千百萬フ

ラン支出の權を得、次で一九〇六年二月に至りても同一目的の下に於ける三千二百萬フランの支出に議會の協賛を得たり。蓋し佛國議會は一九〇五年の春以來、幾分冷靜に返り、今や敵に對して斷乎たる決心を示さんとしたるなり。かゝれば一月、佛國內閣議長は、其前年輕視したりし英佛協商に頼るの止むなきを思ひたるが、常に佛蘭西の良友を以て居りたるエドワード七世は巴里を訪ひて、佛蘭西政府に保證するに英國の彼に對するの好意を以てし、デルカッセと疑議する所ありしかば、佛蘭西は結局、事體の成行上、デルカッセの政策に復歸するに至らんを思はしめたり。されど今や國際會議は開催せられざるべからずして、デルカッセの極力之に反對せるあり、佛蘭西の政策の獨逸のために困難に陥るべきは見易き道理なりき。

第四節 モロッコに於ける列強の利益及び權利

一九〇六年一月を以て會議は正に開催せられんとす。即ちこゝに參列列國の利益と權利との何物たるかを明かにするは徒爾にあらざるべし。

佛蘭西は一九〇五年七月に於て退嬰したるも、慎重に其權利及び利益を保留し、斷じて之をその手に保持せんとするの決意固かりき。彼のモロッコに於ける利益は極めて明白なるものなりしに、一八四五年、一八六〇年、一九〇一年及び一九〇二年の頻回に互りて締結せられたる條約は、何れもアルヂ

アの國境を確保するに至らず、オラン地方の附近に居住せるモロッコ種族は絶えず之を侵害したり。斯の如く此地方に紛擾の絶え間なきは、一にアルヂェリアとモロッコとの人民が言語、風習、宗教を一にし、且、又共同の精神生活に由りて結合せられて、彼等の何れか一國の紛擾が、必ずや災殃を他の一國に傳染せしめざることをなきが故に出づるものなるを以て、モロッコ國の不安てふ事は、佛蘭西の植民地に取りて、最も重大なる關係を有したりしなり。從て若しも佛蘭西以外の國家にしてモロッコに勢力を振ふに至らんか、アルヂェリアに於ける佛蘭西の權力は忽にして動搖を來し、アルヂェリア在住四百萬の土民と二十萬の外人とは、立ち所に蜂起するの懼れあるを以て、佛蘭西は少くとも十五萬の軍隊を此地に駐在せしめざるべからざるべく、かゝらんには、佛蘭西の國防はそれだけ薄弱とならざるを得ざるなり。佛蘭西がモロッコに於て優越權を握り、他の何れの國をしても、優位を此處に占めしむる能はざるは、之が爲めなりき。

加之、同地に於ける佛蘭西の商業は、獨逸のそれに比して明かに高き地位を占め、經濟關係に於ては一九〇四年來、英國をさへも凌駕し、佛蘭西人の民戸は約二百五十萬あり、二千五百萬フランの佛蘭西資本は投下せられ、モロッコ國債七千二百萬フランの中、六千九百萬フランは佛蘭西債權者の有する所たり、佛蘭西の海運會社の此地に營業せるもの六社、港灣、海底電線、學校、金融事業、病院は皆佛人の經營する所、佛語は到る處の港に於て使用せられ、佛蘭西植民は全國に入り込み居たり。要するにモロッ

コに於ける利害關係に於ては、如何なる國と雖も、佛蘭西に比肩すべきはなかりしなり。

已に履行中の諸契約によつて、佛蘭西の得たる實際的權利も亦明白なるものあり。佛蘭西の其の國境地方に行使したる權利は、これ一八四五年、一九〇一年及び一九〇二年の諸協定によるものなり。而して又フィラゲイダ、ウヂヤ(Oudjda)及びアズエルド(Adzeroud)に關するものは、ベン・スリマン(Ben Ziman)大臣の一九〇二年三十日の書翰によるものなり。此等の條約は、何れも佛蘭西にのみ關するものなれば、其性質上、之を會議に附すべきものにはあらざるが、一九〇五年七月八日の議定書と九月二十八日の獨佛協定も、これ亦モロッコ警察に關する國際的協定の國境地帯以外に於てのみ行はるべきものなるを承認したるに過ぎず。一九〇四年六月二十七日には、モロッコ自ら、外國人の安全の爲めタンヂール守備兵の編制を更改せん事を佛國に要請したりしほどなり。ムレー・ハッサム(Mouley Hassan) (アブド・エル・アジズの先王)の時代よりして、佛蘭西は多くの軍事顧問をモロッコに派遣して、其中の主要なるものは、一九〇三年八月に於て更改せられたるが、王は更に一九〇五年四月を以て、佛蘭西式に則つてタンヂール、ラバット(Rabat)ララーシュ及びカサブランカ(Casablanca)に新式軍隊の組織を創めたり。最後に現に七月八日の議定書に於ても、獨逸は會議に於て、條約或は協約より得たる佛國の權利に反對することなかるべきを明言したり。

財政上の問題に關しては、佛蘭西は一九〇四年六月十二日の契約を利用してモロッコの關稅收入を擔保に、六千二百萬フランを貸附け、借款、貨幣、金銀賣買に關して佛蘭西銀行團に優先權を占取し、又佛蘭西政府及びモロッコ政府が政治上の事件として處理すべき筈の國立銀行設置の特權を得たり(而も一九〇四年六月十二日より一九〇六年一月十六日に至るまでは、此契約に對して何等の抗議にも接せざりしなり)。

佛蘭西國民は又モロッコに於て治外法權の特權を有し、モロッコ臣民の或ものを其保護の下に置きて佛蘭西の法律に服從せしめ、最惠國民の待遇を得、その領事は上席權を有したり。モロッコ政府も亦軍事上に於ては能く佛蘭西に従ひたるが、實際、回教國の事に熟したる佛蘭西は、他國以上にモロッコ問題に干涉するの權利を有したりしなり。

獨逸政府は、正式に佛蘭西の利益及び權利に承認を與へ、二月八日の議定書は、佛蘭西の特殊の地位を許し、佛蘭西のモロッコの安寧に特殊の關係を有するを確認し、ビュロー公は(七月八日及び十月四日)、若し彼の言にして信用せられ、會議の開催を見るに至るとせば、彼は、必ずしも強硬の態度に出でざるべきを誓ひ、カイゼルそれ自身も、亦十二月に於て、タッテンバッハに最も和解的なる訓令を與へたる旨を公言したりき。

佛蘭西のプログラムは、一九〇四年の協定以來、終始一貫して一九〇六年に至るも變移する所なく、モロッコの領土保全及び獨立、同國に於ける通商の自由、並に國王主權の尊嚴を包含したる此プログラ

ムは、警察の改革、財政の改革及び經濟の改革なる三箇の問題を提したるが、一九〇四年四月二十四日、佛蘭西議會は之を承認したり。サン・ルネ・タイヤンディエーが一九〇五年一月、提出し、ルーヴィエーが八月一日、ラドリンに示し、又同年十二月十六日、下院に提示したりしものは實に是れなりき。獨逸は之に對して久しく何等の抗議をも爲す所なかりしに、一九〇五年二月に至り、突如、佛蘭西は獨逸に秘して事運びたりとし、一九〇四年の英佛協商並に佛西協商に依りて檢束せらるゝを欲せずと揚言し、次で獨逸皇帝は、タンテールに物騒千萬なる示威運動を試みるに至り、更にビューローは四月十二日、回章を列國に發して、原則として彼が此等の協定に關する公式の通告を受くべき筈なりし事、竝に此通告は、列國特に獨逸を促して該取極めに對するに抗議を以てせしむるにも等しきものたるべき事を披陳したり。

伯林政府は、次に一八八〇年のマドリッド協商、特に其第十七條の侵犯せられたるを訴へ出でたり。蓋し該條約は、關係列國、從つて獨逸に對しても、モロッコに於ける最惠國民たるの權利を認許せんとするものなりき。されば佛蘭西は、一八八〇年の協商を以てモロッコの若干臣民に對し、列國が行使せる保護權に關するものたるに過ぎず、而して又其の第十七條は、伊太利が亂用の悞れありし彼が既得の特殊權利を緩和せんが爲に設けられたるものを再三再四説示し、本條の意味を推擴するが如きは、故意の曲解と謂はざるべからずと説きたりしも、ビューロー公は依然として之れを一九〇五年六月

五日の彼が回章の中に引用して、一八八〇年の決議書の署名列國を參列せしむべき會議の開催を要求したり。

獨逸の第三の苦情は、佛蘭西がモロッコをチュニス化し、換言すればモロッコに眞正の保護權を樹立し、之をば佛國の獨占する所たらしめんとすと云ふにありき。されど、常にモロッコに遠征軍を派遣するが如きを避け、且又、モロッコと列國との間に結ばれたる條約を害せんとしたることなき佛國は、未だ曾て斯の如きを僭せしことなかりしなり。

最後に獨逸はフェズ領事ファッセル(Vassal)の機關紙によりてサン・ルネ・タイヤンディエーがモロッコ王に對し、歐洲の委託を受けたりと自稱したるを責め、タイヤンディエーの屢々之を否認したるにも拘らず、依然として、前言を繰り返したり。

伯林政府の爲す所はこれに止まらざりき。彼はルーヴィエーを以て國境地帯以外にはモロッコの警察の編制を及ぼすことなかるべきの口約を、獨逸公使ローゼン(Rosen)に與へたりと主張したるが、されど、ルーヴィエーは之が不正確なるを唱へて毫も屈するの色なかりき。

要するに、伯林政府の主張は、佛國の改革提議を以てモロッコ國王の主權を毀傷するものなりとするにあり。彼は同時に、佛蘭西がモロッコに求むる經濟上の利益は、他の列國を害するものなりとし、よりにて其所謂一八八〇年の條約第十七條に保證せられたる權利對等の原則によるべき國際制度の實現を

求めたり。彼の同意を表したるは、結局、國境地帯の編制に關し、モロッコと合議すべき獨特の權利を佛國に認めたるの一事なりき。

獨逸が一八八〇年に於て、彼がモロッコに於て何等特殊の利益を有せざるものなるを云へるは、事實にして、こは彼の通商が増進したる以後に於ても毫も變らざりしに、今や汎獨協會は、獨逸のモロッコを必須とするものなること、假令その一部分にても、之が海岸を占領せざるべからざるを主張したり。獨逸皇帝及びビュローは、屢々斯かる企畫を否認して、佛蘭西の好意を得んことを欲するもの、如かりしも、佛蘭西の英國、西班牙並に伊太利と接近するに及んで、彼の之を不快とするの念抑へ難きものあり、遂に佛蘭西に對するの敵意を露白するには至りたり(特に伊太利は、一九〇二年伊佛條約に由り、唯、名義上三國同盟に屬するに過ぎざるに至りたれば)、彼は露國の無力にして佛蘭西を援くること能はざるに乘じ、佛蘭西を屈服せしめて、新なる獲物を此處に獲得せんと欲せしなり。

アルヘシラス會議に臨みたる他の諸國の意圖も亦十人十色なりき。

英國は一九〇四年四月八日の條約に忠實にして、獨逸の態度を恐るゝの餘り、飽くまでも曩日の協定を支持して變る所なかりき。

一八九八年を以て、全く其の植民地を失ひ了りたる西班牙が、モロッコの彼が根據を保存せしめんことを努めたるは奇異なるが如きも、こは一に彼が國家の體面上よりせられたりしなり。彼は一九〇四

年十月六日の協定の外、同日佛蘭西との密約を結び、之によつてモロッコの或港、特に十五年間は佛西兩國に於て其警察權を握り、十五年後に於ては之を西班牙の專屬となすべき筈なりシタンヂールに於て優勢を占め、又將來、設立せらるべきモロッコ銀行に於ても、或特權を占めんとしたり。然るにマドリッドの政治家中には、佛蘭西に與みするを以て愚なりとし、寧ろ獨逸の好意を得るの望みあるに如かずとするものもなきに非ざりき。

伊太利は一方に於て佛蘭西との協定あり、他の一方に於ては獨逸及び埃甸との協定を有しけるより、其地位上、此渦中に投せん事を欲せざりき。

露西亞は、モロッコに對して特殊の利害を有せざれども、露佛同盟が、當時露國を其災厄より救出するの援けとなりしより、該同盟を嚴守し、會議の結果の佛蘭西を満足せしめんことを祈りたるは明白なりき。

合衆國は、何れの國とも約束を結ぶことなく、常にモンロー主義を實行し來りたれども、其政策は全く實際的にして、原則としては通商の平等を主張したりき。されど、先にバーディカリス事件にて佛蘭西が合衆國の爲にモロッコに於て斡旋の勞を取りたりしより、佛蘭西に對するの好意は益々固く、ローズヴェルトの同情を佛蘭西に寄せたりしは確實なり。

傳統的に英國と同盟したる葡萄牙は、固より佛蘭西の爲に幾分の援助を與ふるを吝まざりき。

白耳義、和蘭、瑞典等の諸國は、一意、他國の怨恨を招かざらんことを努め、一切の紛禍を超越せんことを欲したりき。

奥匈國は、獨逸との宿縁よりして何ほどか獨逸に加擔せざるには非ざりしも、當時、佛蘭西とも親善の關係を有したりしこととて、不偏不黨を裝ひ、實際、問題の審査に當りたる後ならねば、何れに味方すべきかを明にするの意志なかりしが如し。

最後にモロッコは、明かに獨逸に味方して、佛蘭西に反對したり。彼は一時、獨佛兩國の終に融和し得ざるべきを信じたりしも、案に相違して一九〇五年七月八日及び九月二十八日の諸協商の締結を見るに至りたれば、彼は始めて其迷想より醒めて、改革問題の會議に附せらるべきを知り、よりて此度は得意の延滞政略に依りて、問題の解決を無限に遷延せしめんとし、是を以てアルヘシラス會議に加はりて絶えず抗議を提起し、且、自國を騷亂裡に置きてモロッコの改革を不可能ならしめんとしたり。而も斯かる騷亂不安の状態よりしてモロッコを救出せん事は、實に當面の問題にてありしなり。

第五節 アルヘシラスに於ける佛獨の反目

獨逸の渴望したる此會議は、一九〇六年一月十五日を以て、アルヘシラスに開催せられたるが、會議の劈頭、佛蘭西の代表者ルヴォアル (Revoil) は、獨逸の佛蘭西に與へたる非難を論破して、好印象を與

へ、是より二月末に至るまで會議は至極平和に進行したり。蓋し當時に於ける議題は、武器の密輸入、モロッコに設置すべき租税制度及び關稅制度等の諸問題にて、比較的重要な性質を帯ぶるものなりしも、要するに第二義的のものに過ぎざりけるが、警察及び國立銀行の二大問題は、尙未だ解決の緒に就くに至らず、獨逸は、該問題を外交家の内議に依りて解決するの機會を保留し、斯くして原則として既に決定せられたる既定の事實として後日、之を會議に提せんてふ魂膽にてありき。

獨逸は、特に佛蘭西の總括的委任權を得てモロッコ警察の編制事業に當り、又國立銀行上に特權を得るに至らんことを阻止するを目的としたれば、獨逸側の代表者は常に曰く、ルーヴィエーは總括的の委任權を得て、モロッコの内地に於ける警察組織を確立せんとするが如き要求を提せざるべきを約束したり。彼は唯、國境地帯に於ける警察權を要求したるのみにて、他の地方に於ける權利に就いても細心に保留する所ありたり。我が伯林政府は、決して佛蘭西が全モロッコ國に於ける秩序の確立及び維持に就て重大なる利害關係を有する事を拒否せんとしたる事なきなりと。

佛蘭西政府のルヴォアルに與へたる訓令には、會議の一般的討論の開始を待ちて、須く該問題に關する意見を發表すべしとありければ、ルヴォアルは、暫し發言を差控へたるに、之に反し、獨逸委員の首席たるラドウィツ (Radwits) は、豫備的會談により佛蘭西側をして此問題に關し、一々同意するに至らしめんと欲し、彼は伊太利及び合衆國の代表者に取り入りたる後、ルヴォアルに向つて交渉を開始し（一月

二十六日)所謂ルーヴェーエーの約束云々を繰り返して、獨逸がモロッコの警察權を佛蘭西に與ふる事に同意し難しと云ひ、尙彼の同僚たるタッテンバッハが佛蘭西の第二委員ルニールに國立銀行に關する獨逸の提議を通告するの使命を有する旨を附言したり。ルヴェアルは固より彼の説を反駁して、強硬に佛蘭西の主張を支持したるが、三日の後(一月二十九日)タッテンバッハはルニールと會見して、銀行問題に就き語る所あり、此際、一九〇四年六月十二日の條約に依りてモロッコの借款に同意したる佛蘭西銀行團の得たる權利を無視し、國立銀行の資金はアルヘシラス會議參列の諸國、例へば瑞典の如き小國に迄も等分に頒たるべきものにして、斯かれば佛蘭西は該資金の十五分の一を占め得るに過ぎざるものなりと説けり。ルニールは、乃ち之を反駁したれば、數日の後(二月一日—二日)に至りて、獨逸は、稍々其態度を軟化したるも、猶佛蘭西をして満足せしむべき何物をも提供するには至らざりき。

然るにモロッコ國內には、當時恰もライスリの反亂ありて、其國內の警察組織を確立するの要一層に緊迫を告げければ、ラドウイッツは、かくして己の計略の失敗に終らん事を懼れて、盛に權謀を運らし、例へば、内々、西班牙に向ひて西班牙が獨逸の佛蘭西に與へんことを肯んぜざりし委任權を獨逸に與へん事を申込み、又伊太利に對しても同様の勸説を試み、其の悉く失敗に歸するに及んで、此度は歐洲の共同監督の下に、警察權をモロッコ國王に一任すべしと説き、タッテンバッハは、又一方に於て、一九〇四年四月八日の協商に頓着なく、英國に自由行動を採るべきを勸奨して英佛を離間せんとしたるが、固よ

り目的を達すること能はざりき。されば、ルヴェアルが國王に保安の能力なく、然も之をば歐洲諸國の共同監督の下に行はんと云ふが如きも、畢竟徒勞に歸するか、或は徒に新なる紛争の種子を蒔くに過ぎざるべきをラドウイッツに説くや、ラドウイッツは、遂に佛蘭西委員に率直に彼等の意見を發表せんことを要求したるを以て、佛蘭西委員は、一九〇四年十月の佛西密約を指摘して、モロッコの諸港に於ける警察權を佛西兩國に委任せられんことを求め、且、是れが彼の同意し得べき最後の讓歩なるを附言したり。伯林政府は此二國に第三國を(是れ獨逸に他ならず)加入せしむべきを求めたるも、ルヴェアルは之に應ぜざりき。之を要するに、アルヘシラス參列諸國は、大抵佛蘭西の提議を承認するの意向を有したりしに、獨逸は、佛蘭西國民がその政府の政策に賛同せるの事實を顧みずして、尙も共和國を脅威して、獨逸の前に之を僭伏せしめんとはしたり。

二月初旬、獨逸政府はラドウイッツに訓令を與へ、モロッコ國王をして和蘭、白耳義教師を召聘し、以て警察制度組織の任に當らしむべきを要求し、又列國の監督に承認を與ふべき旨をラドウイッツに訓令し、タッテンバッハは之によりて頻りに佛蘭西の提議の獨逸の意見と相容れざる事、似而非なる保護權の許容すべからざる事、佛蘭西がモロッコをチュニス化せんとするは承認し得べからざる事を説きたれば、斯かる形勢を見たる巴里政府は、幾分の讓歩を爲すべく決して、ルヴェアルより其旨をラドウイッツに通告し、巴里政府は、ルヴェアルに訓令するにモロッコに對する列國の共同監督を承認するも、該問題の討議